

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月30日

【四半期会計期間】 2018年度第3四半期
(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)

【会社名】 アフラック・インコーポレーテッド
(Aflac Incorporated)

【代表者の役職氏名】 会長兼社長兼最高経営責任者 ダニエル・P・エイモス
(Daniel P. Amos, Chairman, Chief Executive Officer and President)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 31999 ジョージア州コロンバス
ウィントン・ロード1932
(1932 Wynnton Road, Columbus, Georgia 31999, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 門 田 正 行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 郁 乃

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 郁 乃

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

注1. 別段の記載がある場合を除き、文脈に応じ、本報告書中の「当社」とは、アフラック・インコーポレーテッド及びその子会社を指し、「親会社」とは、アフラック・インコーポレーテッドを指し、「アフラック」とは、アフラック・インコーポレーテッドの完全子会社であるアメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス (American Family Life Assurance Company of Columbus) を指す。アフラック・インコーポレーテッドの完全子会社であるアメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス (American Family Life Assurance Company of Columbus) は、2018年4月1日 (米国東部夏時間、又は2018年4月2日 (日本時間))。以下同じ。) 付でアフラック・インコーポレーテッドの完全子会社であるネブラスカ・ライフ・アシュアランス・カンパニーに吸収合併された。また、ネブラスカ・ライフ・アシュアランス・カンパニーは、2018年4月1日付でアメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバスに商号変更した。別段の記載がある場合を除き、文脈に応じ、本報告書中の「アフラック」とは、2018年4月1日付で吸収合併され消滅したアメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス、又は2018年4月1日付でネブラスカ・ライフ・アシュアランス・カンパニーから商号変更したアメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバスを指す。アフラック・インコーポレーテッドのこれらの子会社の詳細については、前事業年度に係る有価証券報告書の第一部「企業情報」、第2「企業の概況」、4「関係会社の状況」を参照のこと。

2. 別段の記載がある場合を除き、本報告書に記載の「ドル」又は「\$」は米ドルを指す。本報告書において日本の読者のために便宜上記載されている日本円への換算額は、1ドル=113.87円の換算率（株式会社三菱UFJ銀行が公表した2018年11月2日現在の対顧客電信売相場の値）を用いて算出されている。当該換算は、ドルが当該換算率又はその他の換算率で日本円に換算されること、換算されたこと、又は換算され得たことの表明であると解釈されるべきではない。
3. 本報告書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計の数値は計数の総和と一致しない場合がある。
4. 2018年2月13日、親会社の取締役会は、当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行い、2018年3月2日営業時間終了時点の登録株主に対して100%の株式配当の形で2018年3月16日に交付することを決定した。この株式分割により、保有される普通株式1株に対して追加で1株の普通株式を交付した。発行済株式数及び1株当たり金額を含む、株主持分及び株式に基づく全てのデータは、本報告書において表示されている全ての期間にわたって、本株式分割を反映するように調整されている。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

当四半期会計期間中、アメリカ合衆国、ジョージア州、ネブラスカ州及びニューヨーク州における会社制度、当社の定款及び付属定款に規定する会社制度、当社に適用ある外国為替管理制度及び課税上の取扱いについて重要な異動はなかった。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(単位：百万ドル/百万円、株数及び1株当たり金額を除く。)

	2018年9月30日に 終了した9ヶ月間		2017年9月30日に 終了した9ヶ月間		2017年12月31日に 終了した1年間	
	ドル	円	ドル	円	ドル	円
収益合計	16,632	1,893,886	16,243	1,849,590	21,667	2,467,221
(第3四半期連結会計期間)	(5,577)	(635,053)	(5,506)	(626,968)		
税引前当期純利益	3,261	371,330	3,019	343,774	4,018	457,530
当期純利益	2,395	272,719	2,021	230,131	4,604	524,257
(第3四半期連結会計期間)	(845)	(96,220)	(716)	(81,531)		
包括(損)益合計	50	5,694	2,922	332,728	6,002	683,448
資本金	135	15,372	135	15,372	135	15,372
発行済社外普通株式総数(千株)	763,113		787,750		780,910	
純資産額(株主持分)	23,234	2,645,656	21,977	2,502,521	24,598	2,800,974
資産合計	137,941	15,707,342	136,083	15,495,771	137,217	15,624,900
自己資本比率(%)	16.8		16.1		17.9	
普通株式1株当たり配当額						
(ドル/円)	0.78	89	0.65	74	0.87	99
普通株式1株当たり当期純利益						
(基本)(ドル/円)	3.10	353	2.54	289	5.81	662
(第3四半期連結会計期間)	(1.10)	(125)	(0.91)	(104)		
普通株式1株当たり当期純利益						
(希薄化後)(ドル/円)	3.08	351	2.52	287	5.77	657
配当性向						
(希薄化後ベース)(%)	25.3		25.8		15.1	
現金・預金及び現金等価物	3,429	390,460	4,927	561,037	3,491	397,520
営業活動により調達した						
(使用した)純資金	4,659	530,520	4,596	523,347	6,128	697,795
投資活動により調達した						
(使用した)純資金	3,172	361,196	2,887	328,743	5,431	618,428
財務活動により調達した						
(使用した)純資金	1,513	172,285	1,613	183,672	2,065	235,142

括弧内の数字は第3四半期連結会計期間の数字を表している。

後掲の連結財務諸表注記参照。

発行済株式数及び1株当たり金額を含む、株主持分及び株式に基づく全てのデータは、上の表に表示されている全ての期間にわたって、本報告書の表紙の注4で述べた株式分割を反映するように調整されている。

2【事業の内容】

当四半期連結累計期間中、下記を除き、当社及び関係会社の事業の内容の重要な変更又は主要な関係会社の異動はなかった。

当四半期連結累計期間中、当社は以下に記載する取引を実行し、当社及び関係会社の事業の内容の重要な変更ならびに主要な関係会社の異動が生じた。

2016年12月2日、当社は、日本支店の支店形態から株式会社として設立する子会社形態への変更を進めることを公表した。子会社化は2018年4月1日に完了した。支店形態は引き続き許容される法的形態ではあるものの、子会社形態は、日本で事業を行う内国会社及び外国会社の両者について、より一般的な形態となってきた。また、今後のグローバルな規制基準において、外国保険会社及び外国金融機関について、子会社形態が一般的に選好される。この新しい組織体系の採用は、課税上は中立で子会社化によってアフラック（日本）及びアフラック（米国）のいずれの日常業務にも重要な影響を与えないと予想される。さらに、当社は、子会社化により、資本管理及び事業開発におけるより高い柔軟性が得られると予想する。2018年1月1日付で、アフラック（米国）の運用資産及びアフラック（日本）の一部の助言契約付の運用資産が、当社の米国の資産運用子会社であるアフラック・アセット・マネジメントLLC（AAM）によって管理されることとなり、アフラック（日本）の運用資産が、アフラック（日本）と当社の日本における資産運用子会社であるアフラック・アセット・マネジメント株式会社（AAMJ）との間に締結された投資顧問契約に従って管理されることとなった。AAMJは、日本の金融商品取引法に基づき投資一任業務を行う投資顧問業者として認可されており、日本の資産運用会社が強制加入する自主規制団体である日本投資顧問業協会の規則の適用を受ける。2018年第1四半期より、AAM及びAAMJは「全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）及びその他」で報告されるが、両社が管理する運用資産は、アフラック（日本）及びアフラック（米国）の事業セグメントの中でそれぞれ報告される。2018年4月1日付で、日本における株式会社であるアフラック生命保険株式会社が日本支店の事業を承継した。親会社はまた、アフラック生命保険株式会社の親会社である米国完全子会社のアフラック・ホールディングスLLCを設立した。

この取引ならびに当社及び関係会社の事業の内容の重要な変更ならびに主要な関係会社の異動の詳細については、前事業年度に係る有価証券報告書の第一部「企業情報」、第2「企業の概況」、2「沿革」及び4「関係会社の状況」を参照されたい。

第3【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当四半期連結累計期間中、下記を除き、当社が前事業年度に係る有価証券報告書で述べた事業等のリスクに追加すべき新たな重要なリスク又は重要な変更はなかった。

以下は、前事業年度に係る有価証券報告書の、第一部「企業情報」、第3「事業の状況」、4「事業等のリスク」で記述されている、当社の事業あるいは経営に影響を与える可能性がある事業等のリスクを、補足し修正するものであり、それらの事業等のリスクとともに参照されるべきである。

従来の日本支店が法的な子会社として運営されることにより、当社の事業、経営成績あるいは財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社が2018年第2四半期に実行した日本支店の法的な子会社への変更は複雑な取引であり、情報テクノロジーに関連する遅延や問題の発生、人材の流出、規制に関する法令の変更、法律及び規制からの要求、当社の事業への変更及び経営の注意散漫を含む、多くのリスクを抱えている。子会社への変更及び法的な子会社として事業を継続することにより、当社の事業の一部の側面の変更を求められる可能性があり、これにより追加費用の発生や純利益の減少につながる可能性がある。これらのリスクのいずれかが顕在化すれば、当社の事業、経営成績あるいは財務状況に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

日本支店の法的な子会社への変更は、米国内国歳入庁（以下、「IRS」）から当社が受領したプライベート・レター・ルーリングの効力が継続していることを前提としている。プライベート・レター・ルーリングが受領されたにもかかわらず、IRSは日本支店の変更が課税取引として扱われるべきであるとの判断をする可能性がある。例えばIRSは、プライベート・レター・ルーリングが依拠している表明、前提及び誓約が真実ではなくあるいは正確ではないと結論づける可能性がある。仮にIRSがそのような判断をした場合、日本支店の変更は課税取引として扱われ、当社は巨額の米国連邦法人税やIRSによる課税措置に対抗するための訴訟費用を負担する可能性がある。

電気通信、情報テクノロジー及びその他の業務システムの障害、あるいはそうしたシステムに登録されたセンシティブデータのセキュリティ、機密性、完全性もしくはプライバシーの維持の失敗が当社の事業を害する可能性がある。

当社は、契約者、従業員、募集人及びその他の機密情報を当社の情報テクノロジーシステムの中で保管している。さらに、当社は、電気通信、情報テクノロジー及びその他の業務システム、さらに当社の業務運営及び顧客サービスに使用するデータの完全性及び適時性に大きく依存している。当社の力が一部あるいは全く及ばない事象又は状況が発生した結果、これらのシステムが正常に機能しなくなる、あるいはシステムが停止する可能性がある。さらに、設計上の欠陥が一部のシステム、プロセス、ソフトウェアあるいはコンフィギュレーションの中に存在する可能性があり、それらがシステム障害、データの破損あるいは情報漏洩につながる可能性がある。日々発生している脅威からの防御のため、多様なセキュリティ対策を実行しているにもかかわらず、当社、外部のサービス提供者及び当社の販売チャネルの参加者の情報テクノロジー及びその他のシステムにおいて、これまでも物理的あるいは電子的な侵入、不正な改ざん、セキュリティの侵害あるいはその他のサイバー攻撃の対象となり、またおそらくこれからも引き続き対象となり、その結果、顧客及び見込顧客の個人情報を含むセンシティブデータのセキュリティ、機密性、完全性あるいはプライバシーの維持ができなくなる、あるいは当社の知的財産又は当社固有の情報が不正利用される可能性がある。

当社、外部のサービス提供者及び当社の販売チャネルの参加者は、時々、これまでもこうした事象を経験し、またおそらくこれからも引き続き経験するであろう。これまで当社が経験してきた小規模なデータの漏出は、当社の事業に対して甚大な影響を与えなかったが、当社のセキュリティ・システムあるいはプロセスが、将来において、侵入、改ざん、セキュリティの侵害又はその他のサイバー攻撃を防ぐ、あるいは緩和す

るという保証はない。電気通信、情報テクノロジー、その他の業務システムの障害、又はそのようなシステムに登録されたセンシティブデータのセキュリティ、機密性あるいはプライバシーの維持の失敗が、それが当社によるものであっても、あるいは外部のサービス提供者及び当社の販売チャネルの参加者を含むその他の者によるものであっても、当社が事業を展開し、及び顧客サービスを提供する能力を鈍らせる、あるいは喪失させる可能性があり、また、当社のブランド及び評判とともに、効果的に競合他社と競争する当社の能力を著しく傷つける、当局からの制裁及びその他の申し立てを受ける、顧客及び収益を失う、又は当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、システム障害又はセキュリティへの脅威及び脆弱性に対処し又はそれを修正するための費用は、事態発生の前であれ後であれ、相当な金額になる可能性がある。

当社は、データのセキュリティ・プログラムのインフラへの投資を継続しているが、当社及び外部のサービス提供者及び当社の販売チャネルの参加者は、これまでも不正アクセス、ソーシャル・エンジニアリング、フィッシング、サイバー攻撃、ウェブ・アプリケーション攻撃、コンピュータウイルスやその他の悪意をもったコード、又はその他のコンピュータに関連した侵入の標的となり、またおそらくこれからも引き続き標的となるであろう。当社は、サイバー・ライアビリティ保険への加入を通じてこうした事象に対するエクスポージャーを管理しようとしているが、こうした事象は本質的に予測不能なものであり、当社を全ての損害から防御するためには保険は十分なものではない可能性がある。したがって、このような事象は当社の財政状態又は経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

センシティブな顧客情報にアクセスしこれを蓄積、処理あるいは送信する外部のサービス提供者や事業提携者に対して、そのセキュリティ、完全性、機密性及び有効性を維持するために当社が取った措置も含めて、もし当社が顧客のプライバシー及び情報セキュリティに関する規制の遵守に失敗すれば、当社の評判及び事業運営は重大な悪影響を受ける可能性がある。

当社の事業における識別可能な個人情報の収集、管理、使用、保護、開示及び処分は、海外、連邦及び州レベルでそれぞれ規制を受けている。これらの法律とルールは、立法、行政又は司法の解釈の変化による影響を受ける。様々な州法では、不正アクセス及び個人情報の収集ならびに識別可能な個人医療情報の使用及び開示について、1999年の連邦グラム・リーチ・ブライリー法（Gramm-Leach-Bliley Act of 1999）及び1996年の医療保険の携行性と責任に関する法律（Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996）（HIPAA）のプライバシー及びセキュリティの規定に含まれるものよりも厳しく定める限度において対応している。当社は、HIPAAにより、当社の事業提携者（business associate）（同法の規定により定義される。）に対して、プライバシー及びセキュリティの要件を課すことも求められている。契約者、被保険者又はその他から得られた個人情報については、アフラック（日本）は、個人情報保護法ならびに金融庁及びその他の政府当局により発出されている指針により、規制を受けている。

当社は、外部業者及び一部の場合は再委託先に対して、情報テクノロジー及びデータ・サービスの供給について依存している。当社はまた、その販売チャネルにおいて、日本では代理店、銀行、日本郵政を含む様々な関係者に、米国では販売募集人及びブローカーを含む様々な関係者に、見込客及び既往客へのサービス提供について依存している。当社は、外部のサービス提供者及び事業提携者との契約を通じて、適切な個人情報保護を求めるとともにこれらの者と情報保護のリスク評価を行っているものの、これらの者の行動と仕事の慣行に対しては、限定的な影響力しか持っていない。また、関連する法律とルールの遵守を確保するためのセキュリティ対策が取られているにもかかわらず、当社、外部のサービス提供者及び当社の販売チャネルの参加者の施設やITシステムは、情報管理における違反行為、破壊行動と盗難の発生、コンピュータウイルスの感染、データの置き忘れや紛失、プログラミングのエラーと人的エラーの発生及びその他の類似した事象に対して脆弱であるといったリスクに晒されている。当社、外部のサービス提供者及び当社の販売チャネルの参加者は、時々、これまでもこうした事象を経験しており、またおそらくこれからも引き続き経験するであろう。そのような場合、影響を受けた個人の数及び健康面あるいは財務面のデータを含む個人情報不正なアクセスの対象になったか否かに応じて、影響を受けた個人、州及び連邦の監督当局、州の司法長官及びメディアに対する通知が求められることになる。

米国議会と多くの州は、当社の事業に適用される新しいプライバシー及びセキュリティの要件を検討している。新しいプライバシー及びセキュリティに関する法律、要件及び規制の遵守は、必要なシステム変更、

当社のビジネスモデルに対する制約、新しい管理プロセスの構築、及び事業提携者がそれらを遵守しない潜在的なリスクに伴うコストの増加につながる可能性がある。また、これにより、当社の個別及び複数の契約管理データベースに蓄積されている識別可能な顧客情報の収集、開示及び使用に対してさらなる制限が加わる可能性もある。当社によるものであれ、当社業務を担当する外部業者によるものであれ、プライバシーの法律に対する遵守の失敗、また、センシティブ又は機密の顧客情報の不正使用、紛失、盗難、承認されていない開示などの情報管理における違反行為はいずれも、当社の事業、評判、ブランド及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。これらの影響には、巨額の罰金と懲罰、補償的損害賠償、特別損害賠償、懲罰的損害賠償及び法定損害賠償、当社のプライバシー及びセキュリティ慣行に関する同意審決、当社の事業ライセンスに対する不利益な措置及び差止命令による救済などが含まれる。

さらに、個人情報保護法を含む日本の法令の下で、アフラック（日本）あるいはその事業提携者により、個人情報に係る情報漏洩や紛失があった場合、アフラック（日本）は、関連する個人情報の量及びその他の二次的被害の可能性等の要素に応じて、金融庁に対して届出をし、そのような事案を公開して説明しなければならない可能性がある。場合によっては、金融庁による業務改善命令の対象となることもあり、当社に風評リスクをもたらす可能性がある。

その他のリスク要因については、前事業年度に係る有価証券報告書の第一部「企業情報」、第3「事業の状況」、4「事業等のリスク」を参照されたい。

将来に関する全ての事項は、当四半期連結会計期間末日現在における経営陣の判断に基づいている。当社は、これらの事項について最新情報を提供する義務を負っていない。

2【経営上の重要な契約等】

該当なし。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析

予測情報について

1995年の私的証券訴訟改革法は、企業に対して、いわゆる「安全港」の規定を設けている。規定によれば、その記述が将来予測に関する記述として特定され、将来予測に関する記述に含まれる内容と大きく異なる結果を引き起こす可能性がある重要な要素を記した有意義な警告を伴うならば、自社の見通しに関する情報を積極的に提供しよう奨励している。当社は、この規定を活用したいと考えている。本報告書には、将来の見通しと大きく異なる結果を引き起こす可能性がある重要な要素を記した警告を記載している。こうした将来の見通しは、本報告書の中や、あるいはアナリストと当社役職員との議論、米国証券取引委員会（以下、「SEC」）に提出された文書の記述に含まれている。将来予測に関する記述は、過去の情報に基づくものではなく、将来の事業、戦略、財務業績及びその他の進展事項に関するものである。さらに、予測情報は、様々な仮定や、リスク、不確定要素から影響を受ける。特に、以下の言葉あるいはその他の類似した言葉を含む記述、また将来の結果についての特定の予測は、一般に将来予測に関する記述である。当社は、将来予測に関する記述について、最新情報を提供する義務を負っていない。

「予想する」「予測する」「確信している」「目標」「目的」
「可能性がある」「すべきである」「推定する」「意図する」「見積もる」
「するつもりである」「仮定する」「潜在的」「対象」「見通し」

当社が随時言及している事項のほかに、将来予測に関する記述と大きく異なる結果を引き起こす可能性がある事項は以下のとおりである。

- ・世界資本市場及び経済の困難な状況
- ・重要な金利リスクに対するエクスポージャー
- ・日本に対する事業の集中
- ・円／ドル為替レートの変動
- ・従来の日本支店の法的な子会社としての運営
- ・当社の条件に合致する円建て運用資産の限られた入手可能性
- ・保険料率の設定や責任準備金の算定に用いる仮定と実績の乖離
- ・情報システムの開発・改善を継続する能力
- ・金融市場の安定化を目指す政府の行為
- ・電気通信、情報技術及びその他の業務システムにおける障害、あるいはそのようなシステムに収録されているセンシティブなデータに関する安全性、機密性又はプライバシーの維持の失敗
- ・保険業界における継続的な変化
- ・患者の個人情報及び情報セキュリティに関する規則の遵守の失敗
- ・広範囲な規制及び法律又は政府当局による規制の変更
- ・当社に適用される税率の変更
- ・当社の投資先の債務不履行及び信用格付けの引き下げ
- ・優秀な募集人、ブローカー、社員及び販売提携先を引きつけ、維持する能力
- ・他の金融機関の信用力の低下
- ・子会社がアフラック・インコーポレーテッドに配当金を支払う能力
- ・当社の財務力と発行体格付けの引き下げ
- ・当社に固有なリスク管理方針及び手続きの限界
- ・特定の単一の発行体又はセクターに対する運用資産の集中
- ・運用資産の評価に適用される異なる判断
- ・主要な経営陣メンバーの後継者を効果的に選出する能力
- ・運用資産に係る減損金額の決定における重要な評価判断
- ・伝染病、パンデミック、竜巻、ハリケーン、地震、津波、戦争あるいはその他の軍事行動、テロ行為あるいはその他の暴力行為を含む大惨事及びそれに付随して起こる被害
- ・米国及び（又は）日本の会計基準の変更
- ・当社の事業を離れた出来事によってもたらされる消費者からの信頼の喪失
- ・年金及びその他退職給付プランに係る前提の変更による費用の増加と収益性の低下
- ・訴訟の内容及び結果
- ・内部統制又はコーポレート・ガバナンスのポリシー及び手続きの失敗

「経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析」の概要

「経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析」（以下、「当解説と分析」）は、2017年及び2018年の9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間に、アフラック・インコーポレーテッド及びその子会社の財政状態と経営成績に影響を及ぼした事柄について知らせるものである。期中会計期間における経営成績は、必ずしも通年の経営成績を示唆するものではない。従って、以下の解説の閲読にあたっては、2017年度の有価証券報告書に掲載されている連結財務諸表及び注記を参照されたい。

当解説と分析は、以下の7つの部分から構成されている。

第1部：当社の事業

第2部：業績概要

第3部：重要な会計上の見積額

第4部：経営成績

第5部：保険事業

第6部：財政状態の分析
第7部：資本及び流動性

第1部：当社の事業

アフラック・インコーポレーテッド（「親会社」）とその子会社（総称して「当社」）は、日米両国で主に補完保険及び生命保険を販売している。当社の保険事業は、米国においてはアメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス（「アフラック」又は「アフラック（米国）」）が、日本においては、2018年4月1日以降はアフラック生命保険株式会社（「アフラック（日本）」）が、それぞれ事業を展開している。2018年4月1日より前は、当社の保険事業は日本においてはアフラックの支店として展開していた。（日本支店の法的な子会社への変更についての詳細は、当解説と分析の第5部「保険事業」の項を参照されたい。）アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ ニューヨーク（American Family Life Assurance Company of New York）（以下、「アフラック・ニューヨーク」）は、アフラックの完全子会社である。アフラックの保険契約の大半は個人保険で、独立代理店により販売されている。さらにアフラック（米国）は、アフラック団体保険というブランド名で営業しているコンチネンタル・アメリカン・インシュアランス・カンパニー（Continental American Insurance Company）（以下、「CAIC」）を通じて団体保険を販売している。米国と日本は、当社保険事業の2大市場となっている。

第2部：業績概要

円建ての損益計算書の勘定は、期中の加重平均円／ドル為替レートを、円建ての貸借対照表の勘定は、期末の直物の円／ドル為替レートをそれぞれ用いて米ドルに換算されている。2017年12月31日現在の直物の円／ドル為替レートが1ドル＝113.00円であったのに対し、2018年9月30日現在は、0.5%円安ドル高の1ドル＝113.57円であった。9月30日に終了した3ヶ月間の加重平均円／ドル為替レートは、2017年が1ドル＝111.03円であったのに対し、2018年は0.4%円安ドル高の1ドル＝111.48円であった。9月30日に終了した9ヶ月間の加重平均円／ドル為替レートは、2017年が1ドル＝111.89円であったのに対し、2018年は2.1%円高ドル安の1ドル＝109.54円であった。

収益合計は、2017年第3四半期が55億ドルであったのに対し、2018年第3四半期は56億ドルであった。当期純利益は、2017年第3四半期が716百万ドル（希薄化後1株当たり0.90ドル）であったのに対し、2018年第3四半期は845百万ドル（希薄化後1株当たり1.09ドル）であった。

収益合計は、2017年の最初の9ヶ月間が162億ドルであったのに対し、2018年の最初の9ヶ月間は166億ドルであった。当期純利益は、2017年の最初の9ヶ月間が20億ドル（希薄化後1株当たり2.52ドル）であったのに対し、2018年の最初の9ヶ月間は24億ドル（希薄化後1株当たり3.08ドル）であった。

2017年第3四半期の業績には、税引前資産運用実現益（純額）30百万ドルが含まれていたのに対し、2018年第3四半期の業績には、税引前資産運用実現益（純額）56百万ドルが含まれていた。2018年第3四半期の資産運用実現益（純額）は、一時的でない減損損失及び貸倒引当金の変動5百万ドルを含んでいた。さらに、新たな会計ガイダンスを適用したことにより、2018年1月1日付で、持分証券の公正価値の変動が資産運用実現損益の一要素として当期利益に計上された。当社は、2018年第3四半期に、持分証券に係る利益（純額）27百万ドルを計上した。

2017年の最初の9ヶ月間の業績には、税引前資産運用実現損（純額）166百万ドルが含まれていたのに対し、2018年の最初の9ヶ月間の業績には、税引前資産運用実現損（純額）76百万ドルが含まれていた。2018年の最初の9ヶ月間の資産運用実現損（純額）は、一時的でない減損損失及び貸倒引当金の変動17百万ドルを含んでいた。当社は、2018年の最初の9ヶ月間に、持分証券に係る損失（純額）1百万ドルを計上した。

2018年2月13日、親会社の取締役会は、当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行い、2018年3月2日営業時間終了時点の登録株主に対して100%の株式配当の形で2018年3月16日に交付することを決定した。この株式分割により、保有される普通株式1株に対して追加で1株の普通株式を交付した。発行済株式数及び1株

当たり金額を含む、株主持分及び株式に基づく全てのデータは、本報告書において表示されている全ての期間にわたって、本株式分割を反映するように調整されている。

2018年の最初の9ヶ月間において、自己株式取得計画に基づき、当社は公開市場において、20.4百万株（923百万ドル相当）の当社の普通株式を取得した。

第3部：重要な会計上の見積額

当社では、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下、「米国GAAP」）に沿って財務諸表を作成している。これらの原則は主に米国財務会計基準審議会（以下、「FASB」）により制定されたもので、当解説と分析において言及されているFASBにより制定された米国GAAPとは、FASBの会計基準編纂書（ASC）を指している。米国GAAPに従って財務諸表を作成するため、当社は事業運営により生じる取引を記録するにあたり、最新の入手可能な情報に基づいて見積もりを行うことを求められている。当社の経営成績と財政状態を理解するうえで、当社が最も重要だと考えているのは運用資産及びデリバティブの評価額、繰延新契約費（DAC）、責任準備金、支払備金と法人税等に関する見積もりである。これらの重要な会計上の見積額の作成及び評価は、経営陣の分析や判断から導き出した様々な仮定をもとに算出したものである。それを適用することにより、2018年9月30日現在、財務諸表に計上する当社の資産の95%及び負債の80%の価値が決定されるため、これらの見積額は当社の当期純利益や株主持分に直接影響を及ぼし、また、実際の経営成績や別の仮定をもとに算出した数字とは大きく異なる可能性がある。

2018年9月30日に終了した9ヶ月間において、重要な会計上の見積もりとして当社が認識した項目における変更はなかった。詳細については、2017年度の有価証券報告書における第3「事業の状況」、1「業績等の概要」、（1）「経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析」の第3部「重要な会計上の見積額」を参照されたい。

新会計基準

新会計基準及び当社の財政状態又は経営成績に与える影響の詳細については、連結財務諸表注記1を参照されたい。

第4部：経営成績

以下の解説は、米国GAAPに基づかない当社の業績の評価方式、調整後利益、希薄化後1株当たり調整後利益及びヘッジ費用の償却額について言及したものである。これらの指標は、全般的な経済情勢や事象に影響され、あるいは当社の保険事業に直接関係しない数少ない取引に関連する傾向にあるため、当社の保険事業の基盤や傾向を必ずしも正確に反映していない可能性がある。当社が考える項目を除外したものである。当社の経営陣は、当社の連結ベースの保険事業の財務業績を評価するにあたっては、調整後利益及び希薄化後1株当たり調整後利益を用いている。また、これらの指標を表示することは、当社の保険事業に内在する利益の原動力や傾向を理解するに際して、極めて重要であると当社は確信している。当社は、調整後利益の要素であるヘッジ費用の償却額は、アフラック（日本）における一部の米ドル建て投資のヘッジに係る定期的な為替リスク管理費用を測定するものであり、投資収益（純額）の重要な要素であると確信している。

2018年度第1四半期より、当社は従来「事業利益」として言及してきた計数について、これに替わり、「調整後利益」という用語を、税引前及び税引後ベースともに、また絶対額及び1株当たりの金額ともに、使用している。この変更は、計数に関する単なる表記の変更であり、その定義や計算方法を変更するものではない。

アフラックは、調整後利益（米国GAAP外の財務指標）を事業から得られる利益と定義している。これと最も比較可能な米国GAAPの指標は、当期純利益である。調整後利益は、調整後収益から保険金給付金及び調整後費用を差引いたものである。収益及び費用に対する調整は、予測不能あるいは経営のコントロールが及ばない一部の項目から構成される。調整後収益は、外貨エクスポージャーの管理戦略及び一部の資産運用戦略に関連するデリバティブからの金利のキャッシュフロー（純額）に係るヘッジ費用の償却額以外の資産運用実現損益を

除いた米国GAAPベースの収益合計である。調整後費用は、社債等に係るデリバティブからの金利のキャッシュ・フローへの影響を含み、当社の保険事業の通常の業務に係らずアフラックの基礎となる業績を反映しない非経常的損益ならびにその他の損益を除く、米国GAAPベースの新契約費及び事業費の合計である。

当社は、1株当たり調整後利益（基本あるいは希薄化後）を、当該期間の調整後利益を期中の加重平均発行済株式数（基本あるいは希薄化後）で除したものと定義している。これと最も比較可能な米国GAAPの指標は、1株当たり当期純利益である。

ヘッジ費用の償却額は、当社の日本セグメントの投資ポートフォリオにおける一部の米ドル建て資産の為替リスクをヘッジするための為替先物取引の利用に伴い発生する費用である。これらのヘッジ費用の償却額は、為替先物取引の開始時における直物為替レートと、契約上の先物為替レートとの差により生じ、ヘッジ期間にわたって均等に認識される。ヘッジ費用の償却額については、比較可能な米国GAAP財務指標は存在しない。

また、当社の事業のかなりの部分が日本で展開されていること及び為替レートは経営のコントロール外にあることから、当社は、日本円を米ドルに換算することの影響を理解することが重要であると確信している。当期における為替変動の影響を除く調整後利益及び希薄化後1株当たり調整後利益は、比較対象の前年同期における平均円／ドル為替レートをを用いて計算されており、円ドル為替レートの変化のみによってもたらされる変動を消去したものである。

次の表は、当社の調整後利益及び希薄化後1株当たり調整後利益に影響を与えた項目の、最も直接的に比較可能な米国GAAP指標である当期純利益及び希薄化後1株当たり当期純利益への調整をそれぞれ示している。

当期純利益から調整後利益への調整⁽¹⁾

	単位：百万ドル		希薄化後 1株当たり金額		単位：百万ドル		希薄化後 1株当たり金額	
	9月30日に終了した3ヶ月間		9月30日に終了した9ヶ月間		9月30日に終了した3ヶ月間		9月30日に終了した9ヶ月間	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
当期純利益	\$ 845	\$ 716	\$ 1.09	\$ 0.90	\$ 2,395	\$ 2,021	\$ 3.08	\$ 2.52
調整後利益への調整項目：								
資産運用実現損 (益) ⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾	(88)	(71)	(0.11)	(0.09)	(25)	57	(0.03)	0.07
その他及び非経常的損（益）	3	10	0.00	0.01	73	38	0.09	0.05
調整後利益への調整項目に係る 法人税（軽減額）費用	21	21	0.03	0.03	(7)	(33)	(0.01)	(0.04)
改正税法に関連する調整 ⁽⁶⁾	11	0	0.01	0.00	11	0	0.01	0.00
調整後利益	792	676	1.03	0.85	2,447	2,083	3.15	2.60
当期における為替変動の影響 ⁽⁷⁾	1	非適用	0.00	非適用	(27)	非適用	(0.03)	非適用
当期における為替変動の影響を除く調整後利益 ⁽⁸⁾	\$ 793	\$ 676	\$ 1.03	\$ 0.85	\$ 2,420	\$ 2,083	\$ 3.11	\$ 2.60

- (1) 「調整後利益」は従来「事業利益」として言及されていたものである。端数処理のため合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
- (2) 当期の報告に合わせるために、調整後利益の一部として区分されているアフラック（日本）が保有する米ドル建て投資に係る、2018年及び2017年の9月30日に終了した3ヶ月間におけるヘッジ費用償却額59百万ドル及び60百万ドルならびに9ヶ月間におけるヘッジ費用償却額168百万ドル及び168百万ドルはそれぞれ除外されている。詳細は後述の「ヘッジ費用」の項を参照されたい。
- (3) アフラック（日本）のヘッジ費用の償却額は、全社の活動の一環として契約されたデリバティブにより一部相殺されており、2018年9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間において、この相殺によりそれぞれ9百万ドル及び18百万ドルの利益を計上した。経営成績の分析に当たって、この利益は、資産運用実現（損）益から組み替えられ、投資収益（純額）の増加として報告されている。

- (4) 一部の資産運用戦略に伴い発生するデリバティブからの金利キャッシュフロー（純額）は、2018年9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間ともに重要な金額ではなかった。経営成績の分析に当たって、この金額は、資産運用実現（損）益から投資収益（純額）へと組み替えられている。
- (5) セグメント別業績を分析するには、社債等に係る通貨スワップの公正価値変動のうち金利部分は営業利益として区分されるが、ここでは当該金利部分に関連した、2018年及び2017年の9月30日に終了した3ヶ月間の利益17百万ドル及び19百万ドルならびに9ヶ月間の利益50百万ドル及び60百万ドルがそれぞれ除外されている。
- (6) 改正税法の影響の評価額は初期的なものであり、場合によっては大幅に調整される可能性があり、その要因には次のものが含まれる。当社の計算についてのさらなる精査、当社が行った解釈と前提の変更、今後発せられる税務ガイダンス及び改正税法の結果として当社がとる行動。当社により提出された申告額と費用計上額の調整及びいくつかの修正税務申告により、2018年9月30日に終了した3ヶ月間において、11百万ドルの調整が行われた。
- (7) 為替変動については、その影響額を当期に限定するため、前期の影響額は「非適用」とした。
- (8) 当期における為替変動の影響を除く金額は、比較対象の前年同期における平均円／ドル為替レートをを用いて計算されており、これにより、円ドル為替レートの変化のみによってもたらされる変動を消去している。

資産運用実現損益

当社の投資戦略は、会社の成長と収益性向上に重要な役割を果たす投資収益を安定的に確保するため、主として期限付証券に投資することである。この投資戦略には、当社の負債構造に由来するニーズに対して、ポートフォリオから生じる予想キャッシュ・フローを一致させるための資産と負債のマッチング（ALM）が含まれている。当社は、キャピタル・ゲイン又はロスを発生させる目的で有価証券を購入しないが、金融市場全般の状況及び特定の発行体の信用状況の変化、税務戦略ならびに（又は）全般的なポートフォリオの管理及びリバランスによって資産運用実現損益は発生する。また、資産運用実現損益は、当社の保険商品の引受及び管理とは関係なく発生する。資産運用実現損益は、有価証券取引、減損、貸倒引当金の変動ならびにデリバティブ及び外国為替取引の活動によるものを含んでいる。2018年1月1日付で、持分証券の公正価値の変動も、資産運用実現損益の一要素として、当期利益に含まれている。

有価証券取引、減損及び持分証券に係る（損）益

有価証券取引は、運用資産の売却及び償還により受領した金額が、当該運用資産の償却原価と異なる場合に生じる損益を含んでいる。減損は、投資有価証券に係る一時的でない減損損失に加えて、貸付金に係る貸倒引当金の変動額を含んでいる。2018年第1四半期より、持分証券の公正価値の変動による損益は、当期利益に計上されている。

一部のデリバティブ及び外国為替取引に係る（損）益

当社のデリバティブ活動には、一部の期限付証券に対する為替先物取引及び通貨オプション、円建ての予定キャッシュ・フローの一部の経済的なヘッジ及び円安ドル高に対する当社の長期的なエクスポージャーのヘッジのための為替先物取引及び通貨オプション、一部のシニア債及び劣後債に関連する通貨スワップ、連結変動持分事業体（VIE）における通貨スワップ及びクレジット・デフォルト・スワップならびに一部の変動利付の運用資産における金利変動を経済的にヘッジするために利用される金利スワップが含まれている。これらのデリバティブを、ヘッジ会計の効果を除いて評価した結果、損益が認識される。当社はまた、円／ドル為替レート変動に伴う再測定による会計上の影響を、調整後利益から除外している。一部のデリバティブ及び外国為替取引に係る（損）益は、調整後利益に含まれるヘッジ費用の償却額（下記、「ヘッジ費用」の項を参照されたい。）及び社債等に係る通貨スワップの公正価値変動の中の金利部分を除外している。

ヘッジ費用

2017年1月1日付で、調整後利益はヘッジ費用の償却額の影響を含むこととなった。ヘッジ費用の償却額は、当社の日本セグメントの投資ポートフォリオにおける一部の米ドル建て資産の為替リスクをヘッジするための為替先物取引の利用に伴い発生する費用である。当該ヘッジ費用の償却額は、円安ドル高に対する当社の長期的なエクスポージャーを経済的にヘッジするために別途実行している為替先物取引におけるプレミアムの償却額と相殺される。これらのヘッジ費用の償却額は、為替先物取引の開始時における直物為替レートと、契約上の先物為替レートとの差により生じ、ヘッジ期間にわたって均等に認識される。ヘッジ費用の償却額については、比較可能な米国GAAP財務指標は存在しない。

ヘッジ費用は、デリバティブの想定元本、デリバティブ契約の期間、日米両国の金利の変化及びドル資金調達における需給を含む、多くの要因によって変動し得る。近時は、先に述べた要因の変更により、ヘッジ費用が増加している。2017年後半、当社はアフラック（日本）が保有する米ドル建て運用資産の未ヘッジ部分の金額を増加させることにより、上昇を続けるヘッジ費用の抑制を図り、ヘッジ期間を長期化することで、ヘッジ費用のボラティリティを低減させる方策に踏み出した。為替ヘッジの詳細については、当解説と分析の第6部「財政状態の分析」の「ヘッジ活動」の項を参照されたい。

表示されている期間の報告金額の明細を含む当社の資産運用実現損益の詳細については、連結財務諸表注記3及び4を参照されたい。

その他及び非経常的項目

米国の保険業界は、支払不能となった保険会社の保険契約者のための基金を拠出する保険契約者保護システムを有している。このシステムは、生命保険業界における他社の支払不能／破産に伴う資金拠出を、時に応じて当社に課することがあり得る。いくつかの州は、会員の保険会社が分担金の全額あるいは一部を保険料に対する税額控除によって回収することを認めている。これらの分担金は、当社の通常の業務に関連するものではなく、また当社の基礎となる業績を反映したものでもなく、当社が制御することのできない外部の状況に起因するものである。

これらの分担金に内在する性質に基づき、2017年1月1日付で、当社は米国の保証基金の分担金負担及びこれに対応する税務便益あるいは費用を調整後利益から除外する会計方針を適用した。

2017年3月に司法当局により認められたペン・トリーティ・ネットワーク・アメリカ保険会社及びその子会社であるアメリカン・ネットワーク保険会社の清算について、当社は、保証基金の分担金に係る割引後の債務を62百万ドル（割引前では94百万ドル）と評価してこれを認識し、保険料に対する税額控除の割引額48百万ドル（割引前では74百万ドル）との相殺により、2017年3月31日に終了した四半期において、純額で14百万ドルを当期純利益への影響額として認識した。保証基金の分担金の賦課の詳細については、連結財務諸表注記13を参照されたい。

2017年1月1日付で、当社の日本における事業の法的な子会社への変更に関連する費用は、非経常的項目に含まれることとなった。これらの費用は、主として、法律、会計、コンサルティング、システム統合及びそのプロセスならびにその他類似のサービスに関する費用で構成されている。日本支店の変更に係るこれらの費用は、2017年9月30日及び2018年9月30日に終了した3ヶ月間において、それぞれ10百万ドル、3百万ドル、2017年9月30日及び2018年9月30日に終了した9ヶ月間において、それぞれ24百万ドル、73百万ドルであった。

外貨の換算

アフラック（日本）は保険料の全額と投資収益の大部分を円で受け取り、保険金給付金と大半の事業費は円で支払っている。アフラック（日本）は、円建ての保険契約準備金を支えるため、円建て資産及び円にヘッジされ得る米ドル建て資産を購入している。しかしながら、これら及びその他の円建ての財務諸表勘定科目は、財務報告の目的で、ドルに換算される。当社はアフラック（日本）の円建ての損益計算書をドルに換算する際には報告期間の平均為替レートを、またアフラック（日本）の円建ての貸借対照表をドルに換算する際には報告期間の期末の為替レートをそれぞれ使用している。

円を機能通貨とするアフラック（日本）の規模が大きいため、円／ドル為替レートの変動が報告業績に大きな影響を及ぼすことがある。円安ドル高の期間に円をドルに換算すると、より小さなドル建ての金額が報告される。逆に、円高ドル安の期間に円をドルに換算すると、より大きなドル建ての金額が報告される。すなわち、円安ドル高の方向になると、当期の業績を前年同期と比較した場合の成長率は抑えられてしまうが、逆に円高ドル安の方向になると、前年同期と比較した場合の当期の業績が押し上げられる。当社経営陣は、外貨換算の影響を含む場合と除く場合の双方で当社の財務業績を評価し、継続的に、簿価に対する為替の累積的な影響及び為替変動の影響を除いた経営成績を、それぞれ監視している。

法人税等

9月30日に終了した3ヶ月間における日米を合算した当社の税引前利益に係る法人税の実効税率は、2017年が33.4%であったのに対し、2018年は26.3%であった。9月30日に終了した9ヶ月間における日米を合算した当社の税引前利益に係る法人税の実効税率は、2017年が33.1%であったのに対し、2018年は26.5%であった。2018年9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間における実効税率が低下したのは、主として、2018年1月1日付で米国連邦法人税率が35%から21%に低下したためである。2017年第4四半期において計上された税率変更の影響の暫定的な評価及び日米を合算した当社の法人税の実効税率を含む米国税制改革法（以下、「改正税法」）の影響は、当社の計算についてのさらなる精査、これまで当社が行ってきた解釈や前提の変更、今後発行される可能性のある税務ガイダンス及び改正税法の結果として当社がとる行動などにより、場合によっては大幅に、将来の期間において調整される可能性がある。上記に限定されることなく、改正税法に関連して今後米国財務省及び/又はIRSから発せられるガイダンスが、アフラック（日本）の事業に関して当社が申告している外国税額控除額に対する当社の評価性引当金の水準に重要な影響を与える可能性がある。税制改革の影響の詳細については、2017年度の有価証券報告書における第3「事業の状況」、1「業績等の概要」、（1）「経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析」の第3部「重要な会計上の見積額」の「法人税等」の項及び連結財務諸表注記10ならびに本報告書の連結財務諸表注記9を参照されたい。

第5部：保険事業

アフラックの保険事業は、アフラック（日本）とアフラック（米国）の二つの事業セグメントから構成されている。アフラック（日本）は、当社の連結利益に最も大きく貢献している。個別のセグメントとして報告すべきほどの規模ではない事業セグメントならびに再々保険等のアフラック（日本）及びアフラック（米国）に含まれない事業活動は、「全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）及びその他」に包括している。

2016年12月2日、当社は、日本支店の支店形態から株式会社として設立する子会社形態への変更を進めることを公表した。子会社化は2018年4月1日に完了した。支店形態は引き続き許容される法的形態ではあるものの、子会社形態は、日本で事業を行う内国会社及び外国会社の両者について、より一般的な形態となってきた。また、今後のグローバルな規制基準において、外国保険会社及び外国金融機関について、子会社形態が一般的に選好される。この新しい組織体系の採用は、課税上は中立で子会社化によってアフラック（日本）及びアフラック（米国）のいずれの日常業務にも重要な影響を与えないと予想される。さらに、当社は、子会社化により、資本管理及び事業開発におけるより高い柔軟性が得られると予想する。2018年1月1日付で、アフラック（米国）の運用資産及びアフラック（日本）の一部の助言契約付の運用資産が、当社の米国の資産運用子会社であるアフラック・アセット・マネジメントLLC（AAM）によって管理されることとなり、アフラック（日本）の運用資産が、アフラック（日本）と当社の日本における資産運用子会社であるアフラック・アセット・マネジメント株式会社（AAMJ）との間に締結された投資顧問契約に従って管理されることとなった。AAMJは、日本の金融商品取引法に基づき投資一任業務を行う投資顧問業者として認可されており、日本の資産運用会社が強制加入する自主規制団体である日本投資顧問業協会の規則の適用を受ける。2018年第1四半期より、AAM及びAAMJは「全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）及びその他」で報告されるが、両社が管理する運用資産は、アフラック（日本）及びアフラック（米国）の事業セグメントの中でそれぞれ報告される。2018年4月1日付で、日本における株式会社であるアフラック生命保険株式会社が日本支店の事業を承継した。親会社はまた、アフラック生命保険株式会社の親会社である米国完全子会社のアフラック・ホールディングスLLCを設立した。

米国GAAPは、各企業に対し、年間及び各中間期の財務諸表で事業セグメントについてその財務状況及び具体的な内容を報告するよう求めている。また、当社は、事業セグメント別の損益、特定の収益及び費用ならびに事業セグメント別の資産の評価方法についても報告しなければならない。

当社では、新契約年換算保険料という業界の経営指標で新規販売成績を評価しているが、この指標は当社の連結損益計算書には直接反映されていない。新契約年換算保険料には、新規に販売した保険契約の保険料及び

転換した保険契約の保険料増額分が含まれており、一般的にはそれらの契約が向こう12ヶ月有効に継続したことを仮定した場合に当社に納入される保険料を表している。アフラック（日本）の新契約年換算保険料は報告期間に提出された契約申込書分の金額で集計されるが、アフラック（米国）については、報告期間に発行された保険証券分の金額で集計される。一方、当社の連結損益計算書に反映される保険料収入（純額）又は経過保険料は財務業績を測る指標であり、報告期間において有効に継続した契約について、期間比例で発生し、当社が収納した、もしくは収納予定の保険料を指している。

アフラック日本セグメント

アフラック（日本）の税引前調整後利益

アフラック（日本）の税引前調整後利益と利益率は、主に罹患率、死亡率、事業費、継続率及び運用利回りの状況によって影響を受ける。アフラック（日本）の経営成績要約を次の表にまとめた。

アフラック（日本）経営成績要約

	9月30日に終了した3ヶ月間		9月30日に終了した9ヶ月間	
（単位：百万ドル）	2018年	2017年	2018年	2017年
保険料収入（純額）	\$ 3,159	\$ 3,200	\$ 9,649	\$ 9,616
投資収益（純額）：				
円建て投資収益	318	326	975	972
米ドル建て投資収益	347	295	994	872
投資収益（純額）	665	621	1,969	1,844
外貨建て投資に関連するヘッジ費用償却額	59	60	168	168
投資収益（純額）（ヘッジ費用償却額を減算）	606	561	1,801	1,676
その他の（損）益	10	11	31	31
調整後収益合計	3,775	3,772	11,481	11,323
保険金給付金（純額）	2,232	2,300	6,763	6,859
調整後費用：				
繰延新契約費償却	182	155	530	477
保険販売手数料	185	186	568	559
保険事業費他	420	383	1,209	1,120
調整後費用合計	787	724	2,307	2,156
保険金給付金及び事業費合計	3,019	3,024	9,070	9,015
税引前調整後利益 ⁽¹⁾	\$ 756	\$ 748	\$ 2,411	\$ 2,308
加重平均円／ドル為替レート	111.48	111.03	109.54	111.89

	ドルベース				円ベース			
	9月30日に終了した3ヶ月間		9月30日に終了した9ヶ月間		9月30日に終了した3ヶ月間		9月30日に終了した9ヶ月間	
前年同期比増（減）率：	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
保険料収入（純額）	(1.3) %	(11.0) %	0.3 %	(5.5) %	(0.9) %	(3.5) %	(1.8) %	(2.4) %

投資収益（純額） （ヘッジ費用償却額を 減算）	8.0	(7.6)	7.5	(7.0)	8.3	1.1	4.9	(3.4)
調整後収益合計	0.1	(10.5)	1.4	(5.7)	0.4	(2.8)	(0.8)	(2.5)
税引前調整後利益 ⁽¹⁾	1.1	(9.6)	4.5	(5.3)	1.4	(1.3)	2.0	(1.8)

(1) アフラックは税引前調整後利益（米国GAAP外の財務指標）を法人税を適用する前の調整後利益と定義している。当社の調整後利益の定義及び調整後利益と最も直接的に比較可能な米国GAAPの指標である当期純利益との調整については、当解説と分析の第4部「経営成績」の項を参照されたい。

2018年9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間において、アフラック（日本）の円ベースの保険料収入（純額）は減少したが、これは第三分野保険の保険料収入は増加したものの、貯蓄性商品が払済となったことを要因に、予想されていた第一分野保険の保険料収入の減少がこれを上回ったためである。ヘッジ費用の償却額を除く投資収益（純額）は増加したが、これは主として、米ドル建ての変動利付の運用資産からのより高い投資収益によるものである。円ベースの税引前調整後利益は増加したが、これはより高い投資収益（純額）及び第三分野商品の有利な保険金給付金比率によるものである。

保有契約年換算保険料は、2017年9月30日現在が1兆5,600億円であったのに対し、2018年9月30日現在は1.6%減少して、1兆5,300億円となった。この円ベースでの保有契約年換算保険料の減少は、主として、本年、短期払いの保険契約が払済となったことによる。保有契約年換算保険料をそれぞれの期末為替レートでドルに換算した金額は、2017年9月30日現在が138億ドルであったのに対して、2018年9月30日現在は135億ドルであった。

アフラック（日本）の投資ポートフォリオには、米ドル建て有価証券やリバース・デュアル・カレンシー債（以下、「RDC証券」。元本償還が円、利払いがドルで行われる。）が含まれている。ドルに対して円高が進んだ年にアフラック（日本）の米ドル建て投資収益を円に換算すると、円ベースでの投資収益（純額）、調整後収益合計と税引前調整後利益の成長率が押し下げられる。一方、円安が進んだ年に米ドル建て投資収益を円に換算すると、円ベースでの投資収益（純額）、調整後収益合計と税引前調整後利益の成長率は押し上げられる。

次の表は、前年の比較対象の期間からの円／ドル為替レートの変動の影響を含めた場合と除いた場合の一定のセグメント業績を比較して、アフラック（日本）の米ドル建て投資収益及び関連項目を円に換算することの影響を示している。為替の影響を除いて前年同期との比較をするために、当期の損益計算書は、前年の比較対象の期間の平均為替レートを用いて換算している。

アフラック（日本）経営成績対前年同期比増（減）率

（円ベース）

9月30日に終了した期間

	為替変動を含めた場合				為替変動を除いた場合 ⁽²⁾			
	3ヶ月間		9ヶ月間		3ヶ月間		9ヶ月間	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
投資収益（純額） （ヘッジ費用 償却額を減算）	8.3 %	1.1 %	4.9 %	(3.4) %	8.1 %	(3.2) %	6.1 %	(4.9) %
調整後収益合計	0.4	(2.8)	(0.8)	(2.5)	0.4	(3.4)	(0.6)	(2.8)
税引前調整後利益 ⁽¹⁾	1.4	(1.3)	2.0	(1.8)	1.3	(4.4)	2.8	(2.9)

(1) アフラックは税引前調整後利益（米国GAAP外の財務指標）を法人税を適用する前の調整後利益と定義している。当社の調整後利益の定義及び調整後利益と最も直接的に比較可能な米国GAAPの指標である当期純利益との調整については、当解説と分析の第4部「経営成績」の項を参照されたい。

(2) 米ドル建て項目に係る為替変動の影響を除いた場合（米国GAAP外の指標）の増（減）率は、比較対象の前年同期と同一の円／ドル為替レートを用いて算出している。

円ベースのアフラック（日本）の各種事業指標を次の表にまとめた。

	9月30日に終了した3ヶ月間		9月30日に終了した9ヶ月間	
収益合計に対する比率：	2018年	2017年	2018年	2017年
保険金給付金（純額）	59.1 %	60.9 %	58.9 %	60.5 %
調整後費用：				
繰延新契約費償却	4.8	4.1	4.6	4.2
保険販売手数料	4.9	4.9	5.0	4.9
保険事業費他	11.1	10.1	10.5	9.9
調整後費用合計	20.8	19.2	20.1	19.0
税引前調整後利益 ⁽¹⁾	20.1	19.9	21.0	20.4
保険料収入合計に対する比率：				
保険金給付金（純額）	70.7 %	71.9 %	70.1 %	71.3 %
調整後費用：				
繰延新契約費償却	5.7	4.9	5.5	5.0

(1) アフラックは税引前調整後利益（米国GAAP外の財務指標）を法人税を適用する前の調整後利益と定義している。当社の調整後利益の定義及び調整後利益と最も直接的に比較可能な米国GAAPの指標である当期純利益との調整については、当解説と分析の第4部「経営成績」の項を参照されたい。

2018年9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間において、保険金給付金比率は前年同期比低下した。これは、第三分野商品の有利な給付傾向が続いたことに加えて、主として、第一分野商品の一部が払済となったことによる第三分野商品と第一分野商品の構成の変化が継続していることによるものである。2018年9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間において、第一分野商品の一部が払済となったことの影響を受けた低位の保険料収入ならびに、主としてシステム開発及びアウトソーシング費用ならびに繰延新契約費の償却額の増加に関して事業費が増加したことにより、調整後事業費率は上昇した。全体としては、保険金給付金比率の低下が、これを下回る事業費率の上昇により一部相殺されたことを反映して、2018年9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間において税引前調整後利益率は上昇した。2018年通年については、アフラック（日本）の税引前調整後利益率（調整後利益を調整後収益で除して算出）は引き続き安定するものと当社は見込んでいる。

アフラック（日本）の販売

次の表は、9月30日に終了した各期間におけるアフラック（日本）の新契約年換算保険料の推移を示している。

	ドルベース				円ベース			
	3ヶ月間		9ヶ月間		3ヶ月間		9ヶ月間	
（単位：百万ドル／十億円）	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
新契約年換算保険料	\$ 212	\$ 214	\$ 655	\$ 637	23.6	23.7	71.7	71.2
前年同期比増（減）率	(1.0)%	(17.3)%	2.8%	(21.3)%	(0.7)%	(10.5)%	0.7%	(19.0)%

次の表は、9月30日に終了した各期間において、アフラック（日本）の新契約年換算保険料に占める割合を主要商品別で示している。

	3ヶ月間		9ヶ月間	
	2018年	2017年	2018年	2017年

がん保険	65.8 %	58.2 %	65.6 %	54.9 %
医療保険	23.6	32.9	25.5	35.0
給与サポート保険	1.9	2.5	1.8	2.2
普通生命保険：				
WAYS	0.4	0.4	0.5	0.6
学資保険	0.3	0.4	0.3	0.6
その他生命保険 ⁽¹⁾	7.5	5.1	5.8	6.0
その他	0.5	0.5	0.5	0.7
合計	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %

(1) 定期保険及び終身保険を含む。

アフラック（日本）の商品ポートフォリオの基礎となるのは、今までも、これからもがん保険、医療保険及び給与サポート保険を含む第三分野商品である。円ベースの第三分野商品の販売額は、前年同期と比べて2018年第3四半期は2.6%減少し、2018年の最初の9ヶ月間では1.8%増加した。第三分野商品の販売には、2018年4月に発売したがん保険新商品の販売成長を含んでいたが、2017年第2四半期に発売された医療保険新商品により、2017年の医療保険の販売実績が好調だったことから、医療保険の販売は2017年に比べて減少した。現下の低金利環境において、アフラック（日本）はがん保険及び医療保険商品の販売促進に一層力を入れている。これらの商品は、第一分野商品と比較して、金利感応度が低く、収益性が高い。日本の医療制度の費用負担圧力が依然として高まる中、第三分野商品へのニーズは将来も引き続き上昇し、アフラック（日本）の医療保険及びがん保険商品は、今後もアフラック（日本）の商品ポートフォリオの重要な部分を占めるものと当社は予想している。

独立法人代理店及び個人代理店の販売は、2017年及び2018年第3四半期において、それぞれアフラック（日本）の新契約年換算保険料合計の39.9%及び38.7%を占めていた。日本郵政を含む企業系列法人代理店の販売は、2017年及び2018年の第3四半期において、それぞれアフラック（日本）の新契約年換算保険料合計の53.3%及び55.3%を占めていた。日本郵政は、アフラックのがん保険商品を2万局を超える郵便局で販売している。日本郵政とのこの提携が、当社のがん保険の販売に、これまでも、またこれからも、さらに恩恵をもたらすものと当社は確信している。2018年9月30日に終了した3ヶ月間において、アフラック（日本）は23店の新規代理店を開拓した。2018年9月30日現在、アフラック（日本）の代理店数は10,100店を超えており、それら代理店に雇用されている当社商品の販売資格を持った登録募集人の数は約109,000名であった。

2018年9月30日現在、アフラック（日本）と販売契約を結んでいた金融機関数は371で、日本の全金融機関数の約90%となっている。アフラック（日本）の新契約年換算保険料全体における金融機関チャネルでの販売の割合は、2017年第3四半期が6.8%であったのに対し、2018年第3四半期は6.0%であった。

アフラック（日本）の資産運用

円ベースの投資収益の水準は、営業キャッシュ・フロー、キャッシュ・フローの投資タイミング、新規運用資産の運用利回り、米ドル建て投資収益に対する円／ドル為替レートの変動及びその他の要因によって影響を受ける。

当社のポートフォリオ管理及び資産配分プロセスの一環として、アフラック（日本）は、円建て及び米ドル建ての資産運用を行っている。円建ての運用資産は、主として日本国債、公募及び私募で発行される期限付証券である。アフラック（日本）の米ドル建て運用資産は、期限付投資ならびに上場持分証券及びリミテッド・パートナーシップあるいは同様の投資手段によるオルタナティブ投資を含む成長資産を含んでいる。アフラック（日本）は、公開取引されているか又は非公開取引でオリジネーションされる投資適格級及び非投資適格級の米ドル建て期限付証券及び貸付金への投資を行っており、これらの米ドル建て運用資産の一部の公正価値に係る為替リスクをヘッジするため、為替先物取引及び通貨オプション契約を締結している。

次の表は、アフラック（日本）が購入した運用資産の明細である。

	9月30日に終了した3ヶ月間		9月30日に終了した9ヶ月間	
(単位：百万ドル)	2018年	2017年	2018年	2017年
円建て：				
期限付証券：				
日本国債及び政府機関債	\$ 42	\$ 212	\$ 3,441	\$ 3,439
その他の期限付証券	721	359	1,755	1,268
持分証券	110	21	216	173
円建て合計	\$ 873	\$ 592	\$ 5,412	\$ 4,880
米ドル建て：				
期限付証券：				
その他の期限付証券	\$ 114	\$ 138	\$ 1,152	\$ 219
インフラストラクチャー・デット	0	40	0	134
バンク・ローン ⁽¹⁾	0	0	346	0
持分証券	0	2	80	153
その他運用資産：				
不動産改装資金ローン	610	85	2,759	231
商業用不動産担保ローン	0	0	13	48
ミドルマーケット・ローン	352	186	627	437
リミテッド・パートナーシップ	29	24	201	65
ドル建て合計	\$ 1,105	\$ 475	\$ 5,178	\$ 1,287
アフラック（日本）取得金額合計	\$ 1,978	\$ 1,067	\$ 10,590	\$ 6,167

(1) 2017年はユニット・トラスト構造の投資実行分を示す。

アフラック（日本）は、2017年通年で11億ドル相当、2018年の最初の9ヶ月間において11億ドル相当の円建て私募債を購入した。

これらの投資プログラムに関する詳細については、当解説と分析の第6部「財政状態の分析」の項を、貸付金に関する詳細については、連結財務諸表注記3及び4ならびに2017年度の有価証券報告書における連結財務諸表注記1、3及び4を参照されたい。

次の表は、9月30日に終了した各期間におけるアフラック（日本）の運用利回りを示している。

	3ヶ月間		9ヶ月間	
	2018年	2017年	2018年	2017年
当該期間における取得金額合計（単位：百万ドル） ⁽¹⁾	\$ 1,949	\$ 1,043	\$ 10,389	\$ 6,102
ニュー・マネー利回り ⁽¹⁾⁽²⁾	3.77 %	3.02 %	3.01 %	1.79 %
平均運用資産に対する利回り ⁽³⁾	2.35	2.29	2.31	2.31
米ドル建て投資を含む期末ポートフォリオ簿価利回り ⁽¹⁾	2.63 %	2.55 %	2.63 %	2.55 %

(1) 期限付証券、貸付金及び持分証券を含み、リミテッド・パートナーシップに対するオルタナティブ投資を除く。

(2) 資産運用費用、外部へのマネジメント・フィー及びヘッジ費用償却額の控除後、総利回りベースで報告されている。

(3) 資産運用費用及びヘッジ費用償却額の控除後、四半期毎の平均ベースに反映された年初来の数値である。

2018年9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間においてアフラック（日本）のニュー・マネー利回りが上昇したのは、主として米ドル建てのより高い利回りの資産クラスへの配分を増加させたことによるものである。

当社の運用資産及びヘッジ戦略の詳細については、連結財務諸表注記3、4及び5ならびに当解説と分析の第6部「財政状態の分析」の項を参照されたい。

アフラック米国セグメント

アフラック（米国）の税引前調整後利益

アフラック（米国）の税引前調整後利益と利益率は、主に罹患率、死亡率、事業費、継続率及び運用利回りの状況によって影響を受ける。アフラック（米国）の経営成績要約を次の表にまとめた。

アフラック（米国）経営成績要約				
	9月30日に終了した3ヶ月間		9月30日に終了した9ヶ月間	
（単位：百万ドル）	2018年	2017年	2018年	2017年
保険料収入（純額）	\$ 1,426	\$ 1,393	\$ 4,280	\$ 4,172
投資収益（純額）	187	181	544	539
その他の収益	3	1	7	3
調整後収益合計	1,616	1,575	4,831	4,714
保険金給付金	722	731	2,163	2,156
調整後費用：				
繰延新契約費償却	133	116	402	371
保険販売手数料	146	146	439	436
保険事業費他	281	266	816	795
調整後費用合計	560	528	1,657	1,602
保険金給付金及び事業費合計	1,282	1,259	3,820	3,758
税引前調整後利益 ⁽¹⁾	\$ 334	\$ 316	\$ 1,011	\$ 956
前年同期比増（減）率：				
保険料収入（純額）	2.4 %	2.1 %	2.6 %	1.9 %
投資収益（純額）	3.3	2.8	0.9	2.5
調整後収益合計	2.6	2.1	2.5	1.9
税引前調整後利益 ⁽¹⁾	5.7	(2.2)	5.8	1.1

(1) アフラックは税引前調整後利益（米国GAAP外の財務指標）を法人税を適用する前の調整後利益と定義している。当社の調整後利益の定義及び調整後利益と最も直接的に比較可能な米国GAAPの指標である当期純利益との調整については、当解説と分析の第4部「経営成績」の項を参照されたい。

2018年9月30日に終了した3ヶ月間において、投資収益（純額）は増加した。これは、変動利付の運用資産からより高い投資収益が得られ、これを米国セグメントの余剰資本の取り崩しの影響が一部相殺したことによるものである。保有契約年換算保険料は、2017年9月30日現在の59億ドルから2.5%増加し、2018年9月30日現在は61億ドルとなった。

アフラック（米国）の各種事業指標を次の表にまとめた。

	9月30日に終了した3ヶ月間		9月30日に終了した9ヶ月間	
収益合計に対する比率：	2018年	2017年	2018年	2017年
保険金給付金	44.7 %	46.4 %	44.8 %	45.7 %
調整後費用：				

繰延新契約費償却	8.2	7.4	8.3	7.9
保険販売手数料	9.0	9.3	9.1	9.2
保険事業費他	17.5	16.9	16.9	16.9
調整後費用合計	34.7	33.5	34.3	34.0
税引前調整後利益 ⁽¹⁾	20.7	20.1	20.9	20.3

保険料収入合計に対する比率：

保険金給付金	50.6	%	52.5	%	50.5	%	51.7	%
調整後費用：								
繰延新契約費償却	9.3		8.3		9.4		8.9	

(1) アフラックは税引前調整後利益（米国GAAP外の財務指標）を法人税を適用する前の調整後利益と定義している。当社の調整後利益の定義及び調整後利益と最も直接的に比較可能な米国GAAPの指標である当期純利益との調整については、当解説と分析の第4部「経営成績」の項を参照されたい。

2018年9月30日に終了した3ヶ月間における保険金給付金比率は前年同期比で低下した。同期間の調整後事業費率は前年同期比上昇したが、これは、主として、事業基盤に対する投資の増加を反映した計画的な支出増に関連するものである。当四半期の税引前調整後利益率（調整後利益を調整後収益で除して算出）は、前年同期比上昇した。これは保険金給付金比率の低下が、事業費率の上昇により完全には相殺されなかったことによる。

2018年9月30日に終了した9ヶ月間における保険金給付金比率は、前年同期比で低下したが、これは主として、古い個人契約のがん保険の解約失効の若干の増加に関連した保険契約準備金の取り崩しが2018年第1四半期に発生したことによるものである。2018年9月30日に終了した9ヶ月間における調整後事業費率は前年同期比でわずかに上昇したが、これは主として、事業基盤に対する投資の増加を反映し、計画通りに経費が増加したためである。税引前調整後利益率は、前年同期比でわずかに上昇したが、これは主として、保険金給付金比率が低かったことによるものである。

これらの収益対比の指標は全て、当社のリスクベース自己資本比率（以下、「RBC比率」）引き下げのために計画された余剰資本の取り崩しを行うことにより、投資収益（純額）が減少することを反映していることに留意されたい。（RBC比率の引き下げ計画の詳細については、当解説と分析の第7部「資本及び流動性」の項を参照されたい。）

アフラック（米国）の販売

次の表は、9月30日に終了した各期間におけるアフラック（米国）の新契約年換算保険料の推移を示している。

(単位：百万ドル)	3ヶ月間		9ヶ月間	
	2018年	2017年	2018年	2017年
新契約年換算保険料	\$ 359	\$ 348	\$ 1,064	\$ 1,037
前年同期比増（減）率	3.3	%	7.5	%
			2.6	%
			3.8	%

次の表は、9月30日に終了した各期間において、アフラック（米国）の新契約年換算保険料に占める割合を主要商品別で示している。

	3ヶ月間		9ヶ月間	
	2018年	2017年	2018年	2017年
事故・重度障害保障保険	29.7	%	29.9	%
短期所得保障保険	23.3		23.3	
			24.1	

重大疾病保険 ⁽¹⁾	20.6		21.8		21.1		21.2	
入院保障保険	15.6		14.1		15.2		14.0	
歯科 / 眼科医療保険	5.0		5.1		5.3		5.7	
普通生命保険	5.8		5.5		5.6		5.4	
合計	100.0	%	100.0	%	100.0	%	100.0	%

(1) がん保険、重大疾病保険及び入院集中治療保険を含む。

2018年第3四半期の新契約年換算保険料は、前年同期比で、アフラック（米国）の主力商品である事故・重度障害保障保険が2.5%増加、短期所得保障保険が2.4%増加、重大疾病保険（がん保険を含む。）が2.6%減少、入院保障保険が13.6%増加した。

団体保険商品を加えたことで、アフラック（米国）の販売の範囲が広がり、アフラック（米国）に対して、より大きな企業との取引機会と、ブローカー及び募集人の双方のチャネルでの販売機会の増加をもたらしている。アフラック（米国）の団体保険商品が訴求することにより、引き続きより大きな企業とその従業員にアクセスできる機会が増加すると当社は期待している。アフラック（米国）の団体及び個人保険の商品ポートフォリオは、企業に対して、その従業員がより価値が高く包括的な保障内容を選択する機会を与えている。

2018年第3四半期、アフラック（米国）の販売部隊は、週次で活発な業績のある8,200名以上の募集人（ブローカーを含む。）を含んでいた。当社は、この平均的に週次で業績のある募集人の計数が、販売責任者が進捗状況やニーズを把握することに役立つものと確信している。

「One Day PaySM」は、アフラック（米国）が注力している給付への取り組みであり、有効な支払請求に対する審査、承認、支払いの手続きをわずか一日で完了させるものである。この給付支払実務は、アフラック（米国）のブランドへの評価と保険契約者がアフラックに抱く信頼感を高め、アフラックを競合他社から際立たせるものと、当社は確信している。

アフラック（米国）の商品は、増加する医療費に係る自己負担分や家計費、あるいは収入や資産の毀損に備え、それらの一助となるよう現金給付を行うものである。より大口の企業への販売により販売の範囲を拡大しようとしているアフラック（米国）にとって、団体保険及び大口市場を扱う保険ブローカーとの関係は販売促進に有効である。最も適切で費用対効果が大きな商品を顧客に提供する機会を特定するために、アフラック（米国）は常に市場を評価している。当社商品に対するニーズは依然として大変強いものと確信しており、全ての規模の企業にアクセスできるようアフラック（米国）はその販売力の向上に引き続き努めている。その中には、販売部隊とブローカーの業界双方の利益となるような施策が含まれている。同時に当社は、変化を続ける医療環境の中で、当社のブランド力と魅力的な商品ポートフォリオを活用するための機会を追求している。

米国の規制環境

医療制度改革法

連邦の医療法である医療費負担適正化法（以下、「ACA」）は、あらゆる年齢と所得水準の米国国民が包括的な高額医療費保険に加入することを目指すとともに、医療保険事業に対する直接の監督権限を連邦政府に与えた。ACAは2010年に成立したが、この法律の主な部分は、2014年1月1日に有効となった。ACAは、米国の医療保険市場にいくつかの大きな変化をもたらしている。ACAがもたらしたその他の変化には、個人の医療保険加入の義務付け（その後、改正税法により2019年をもって廃止）、適切な保障を提供しない一部の雇用主に対する罰則、医療保険取引所の創設、医療損失率の設定ならびに加入及び除外への取り組みが含まれている。ACAには、現在のところ、2020年に実施が予定されている一定の高額医療保険への消費税課税（いわゆるキャデラック税）も含まれている。ACAはまた、個人及び雇用主に対する政府による払い戻しと税控除についての変更と医療保険会社に対する連邦及び州の規制の変更を含んでいた。成立したACAは、当社の保険商品の設計への大きな変更を求めるものではない。しかし、これらの法律及び規制の間接的な影響は、当社の販売モデル、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性のある試練を当社にもたらす可能性がある。米国議会は、ACAの重要な条項の

廃止あるいは置換につながる法案を検討したことがあり、今後も検討を続ける可能性がある。ACAに何らかの影響を与える法案が議会を通過する可能性、こうした法案の最終的な成立時期や条項、こうした法案が当社の保険商品の設計や市場性に与える影響については、なんら保証できない。

2017年10月、トランプ大統領は大統領命令に署名し、連邦の監督当局に対して、ACAの下で発せられた一部の規制の見直しや修正を行うよう指示した。この大統領命令に明記された目的は、健康保険市場における競争の促進と消費者による選択肢の拡大、及び医療費の削減である。この大統領命令は、その実現のために、より多くの雇用者に対して協会健康保険プランを提供し、雇用者が医療費返還の仕組みをより良く利用することができるようにするとともに、短期保険を通じて保障の拡大を図るとしている。この大統領命令は、労働省（DOL）、財務省及び保健社会福祉省（HHS）の三連邦政府機関に対して、現在の規則の見直しと、この命令を実行するためのガイダンスの策定を課している。これらの政府機関の動向が明らかになるまでは、提案された修正の詳細については不明だが、この大統領命令は当社商品の有効性や市場性に対して重大な影響を与えるものではないと、当社は予想している。

税制改革法

2017年12月22日、改正税法が署名され成立した。改正税法は、なかでも、2018年1月1日付で、米国連邦法人税率を35%から21%に引き下げ、一部の所得控除及び税額控除を廃止あるいは減額し、支払金利及び役員報酬の控除を制限した。

改正税法はまた、国際的な企業税制を、全世界的なシステムから修正された地域システムへと移行させている。このことは、現在、アフラック（日本）が支店として課税されているという観点からは、アフラック（日本）の利益を日本の税制の下に置き、親会社の連結利益を含むその他の当社の利益を米国の税制の下に置く効果がある。米国の税務目的において、アフラック（日本）が支店として扱われていることは、2018年4月1日の法的な目的における支店形態から子会社形態への変更完了後においても、変わらなかった。

アフラック（米国）は、その保険料率を内部利益率に基づいて決定している。アフラック（米国）の事業は、これらの税務の変更に対して料率面で当社が中立であることを期待するような財務構造を有している。アフラック（米国）の商品は、マーケティング、引受、及び管理に関する多額の初期費用を必要とするものである。アフラック（米国）の商品が税制改革により受ける減税はより小さなものであり、新契約獲得のための投資に必要な金額が増加する。加えて、当社は、RBC比率の要求が税引後ベースで増大し、このことがこれらの商品について必要な初期費用の別の原因となるものと予想している。保険契約準備金及びDACの課税標準もまた、納税時期を早めるかあるいは当社に不利な方向をもたらす可能性がある。これらの影響の全ては、後年の利益に対する有利で低位な税率の効果を相殺する。これらの様々な影響は、料率の観点からは全般的に中立的なものと見込まれる。

改正税法は、2018年1月1日に発効した。一方、税率の変更は改正税法が成立した期間、すなわち2017年12月31日に終了した期間に会計処理されるため、当社は繰延税金資産及び負債の再評価を行い、現時点での合理的な評価として、繰延税金負債純額を、同日付で19億ドル減少させた。2017年12月31日に終了した期間における改正税法の影響については、2017年度の有価証券報告書における連結財務諸表注記10を参照されたい。アフラック（日本）の支店から子会社への変更についての情報は、2017年度の有価証券報告書の第一部「企業情報」、第2「企業の概況」、2「沿革」及び当解説と分析の第5部「保険事業」の項を参照されたい。

ドッド・フランク法

ドッド・フランク法第7章及びそれに基づく規制、特に一定の種類のデリバティブについて集中決済を求める規則は、アフラック（日本）のために行われているものを含むアフラックのデリバティブ活動に影響し得る。さらに、2015年及び2016年、米国商品先物取引委員会（以下、「CFTC」）を含む六つの米国の金融規制当局は、アフラックのような一部のカウンターパーティーとの間の非清算スワップに関して、当初証拠金（以下、「IM」）及び変動証拠金（以下、「VM」）の取引に係るスワップ・ディーラーの義務を強化する最終規則を公表した。VMに係るこうした規則の要求や欧州における類似の規制は、2017年3月1日に有効となり、全てのカウ

ンターパーティーに関して、2017年9月1日までに完全に遵守することが求められていた。IMに係るこうした規則の要求は、現在段階的に導入され、2020年9月1日までに完全に施行される。2017年10月、CFTC及び欧州委員会は、両方の証拠金規制の枠組みの対象となる一部のスワップ・ディーラーが、一方の一連の証拠金規制を遵守することにより代替的なコンプライアンスを利用することを認める同等性の決定を、それぞれ最終化した。これらの証拠金規制は、担保に関するより厳格な規制につながり、アフラックのデリバティブ活動におけるその他の側面に影響を与えると見込まれている。

また、ドッド・フランク法は、米国財務省内に連邦保険局（以下、「FIO」）を設立し、保険業界を包括的に監督すると同時に、特定の医療保険、特定の長期介護保険及び農作物保険以外の保険事業を監督する。米国の保険会社は、伝統的には、主に各州の保険局による規制を受けてきた。FIOは、保険業界を直接規制することはないが、ドッド・フランク法の下で、一定の条件や制限の下で連邦政府によって合意に達した国際的な合意と合致しない州の保険規制を無効にする権限を有している。また、FIO及び一部の連邦当局は、保険に関する特定の国際会議からの提案に対して見解を示す場合には、州の保険規制当局と合意状態に達しなければならない。2013年12月、FIOは、「米国における保険の規制システムをいかに現代化し改善するか」と題するレポートを公表した。このレポートは、ドッド・フランク法により求められたもので、近い将来に州について改革すべき状態について、18の推奨領域を挙げている。その中には、適正自己資本、安全性／健全性、保険会社の意思決定慣行の改革、市場規制の改革が含まれている。このレポートは保険規制に関して連邦政府が直接関与すべき九つの推奨領域についても取り上げている。2013年12月に公開されたFIOのレポートで概要が示されていた推奨の一部は既に実行に移されている。2015年1月に署名され法律として成立した全米登録エージェント・ブローカー協会改革法は、エージェント及びブローカーの州際的な免許取得手続きを簡略化するものである。FIOはまた、国内大手及び国際的に業務を展開する保険会社についての財務の安定性の監視及び規制のギャップを特定するため、監督カレッジとも連携している。大統領と議会は、ドッド・フランク法の一部の規定の改革あるいは廃止についての提案に言及し、その中のいくつかは実行に移された。かかる提案による、アフラックの事業、財務状況あるいは経営成績への影響については、いかなるレベルの確実性をもってしても予測することはできない。

保険保証基金法

州営保険保証基金に関連する法律及びこれに類似する国際管轄における法律の下で、保険契約者及び給付請求者に対して支払不能となっている保険会社の一部の債務について、アフラックは、関係法域におけるアフラックの保険引受のシェアに応じて、これを分担しなければならない。米国の一部の州は、会員保険会社が支払済の分担金の全額あるいは一部を、保険料税の相殺を通じて回収することを認めている。当社の方針は、ある保険会社がその所在州における債務超過の定義に該当し、その損失額を合理的に見積もることが可能となり、分担金の対象となる保険引受がなされたときに、当社は当該保険会社に係る分担金の発生を認識するというものである。大半の州では、債務超過の定義は、管轄裁判所により財務的な債務超過が宣告されたときに満たされる。

アフラック（米国）の資産運用

投資収益の水準は、営業キャッシュ・フロー、キャッシュ・フローの投資タイミング、新規運用資産の運用利回り及びその他の要因によって影響を受ける。

当社のポートフォリオ管理及び資産配分プロセスの一環として、アフラック（米国）は、期限付投資ならびに上場持分証券及びリミテッド・パートナーシップに対するオルタナティブ投資を含む成長資産で資産運用を行っている。アフラック（米国）は、公開取引されるか又は非公開取引でオリジネーションされる、投資適格級及び非投資適格級の期限付証券及び貸付金に投資している。

次の表は、アフラック（米国）が購入した運用資産の明細である。

9月30日に終了した3ヶ月間	9月30日に終了した9ヶ月間
----------------	----------------

(単位：百万ドル)	2018年	2017年	2018年	2017年
期限付証券：				
その他の期限付証券	\$ 113	\$ 284	\$ 791	\$ 770
インフラストラクチャー・デット	0	10	97	25
持分証券	6	16	55	54
その他運用資産：				
不動産改装資金ローン	377	30	547	71
商業用不動産担保ローン	65	18	120	18
ミドルマーケット・ローン	43	67	118	161
リミテッド・パートナーシップ	4	3	31	13
アフラック（米国）取得金額合計	\$ 608	\$ 428	\$ 1,759	\$ 1,112

貸付金に関する詳細については、連結財務諸表注記3及び2017年度の有価証券報告書における連結財務諸表注記1及び3を参照されたい。

次の表は、9月30日に終了した各期間におけるアフラック（米国）の運用利回りを示している。

	3ヶ月間		9ヶ月間	
	2018年	2017年	2018年	2017年
当該期間における取得金額合計（単位：百万ドル） ⁽¹⁾	\$ 604	\$ 425	\$ 1,728	\$ 1,099
ニュー・マネー利回り ⁽¹⁾⁽²⁾	5.44 %	4.40 %	4.72 %	4.40 %
平均運用資産に対する利回り ⁽³⁾	5.25	5.05	5.14	5.03
期末ポートフォリオ簿価利回り ⁽¹⁾	5.55 %	5.50 %	5.55 %	5.50 %

(1) 期限付証券、貸付金及び持分証券を含み、リミテッド・パートナーシップに対するオルタナティブ投資を除く。

(2) 資産運用費用及び外部へのマネジメント・フィーの控除後、総利回りベースで報告されている。

(3) 資産運用費用の控除後、四半期毎の平均ベースに反映された年初来の数値である。

2018年9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間においてアフラック（米国）のニュー・マネー利回りが上昇したのは、主として、より利回りの高い変動利付の運用資産への配分を増加させたことによるものである。当社の運用資産に関する詳細は、連結財務諸表注記3及び5ならびに当解説と分析の第6部「財政状態の分析」の項を参照されたい。

全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）及びその他

2018年9月30日に終了した3ヶ月間において、投資収益（純額）が27百万ドルであったことを反映し、収益合計は18.8%増の82百万ドルとなった。全社の円ヘッジ・プログラム及び2017年第4四半期に開始した米国セグメントにおける余剰資本の取り崩しの一環として移管された運用資産からの9百万ドルの税引前拠出の恩恵を受け、投資収益（純額）は17百万ドル増加した。税引前調整後損失は、前年同期が50百万ドルであったのに対して、当四半期は29百万ドルであった。

2018年の最初の9ヶ月間において、投資収益（純額）が74百万ドルであったことを反映し、収益合計は20.1%増の245百万ドルとなった。全社の円ヘッジ・プログラム及び2017年第4四半期に開始した米国セグメントにおける余剰資本の取り崩しの一環として移管された運用資産からの18百万ドルの税引前拠出の恩恵を受け、投資収益（純額）は50百万ドル増加した。税引前調整後損失は、前年同期が150百万ドルであったのに対して、2018年の最初の9ヶ月間は113百万ドルであった。

第6部：財政状態の分析

当社の事業の機能通貨における当社の財政状態は好調に推移している。財務諸表の作成にあたり、円建ての貸借対照表の各項目は、各期の期末日現在の円／ドル為替レートを用いてドルに換算されている。

運用資産

当社の資産運用戦略は、リスク調整後の長期の投資リターンを追求し、規制上及び資本政策の範囲内で安定した利益を計上して株主価値を守りつつ、規律ある資産及び負債管理を活用するものである。これらの目的のバランスを最適化するために、当社はアフラック（日本）のために、円建て運用資産の分散したポートフォリオ、円にヘッジされた米ドル建て投資ポートフォリオ及びヘッジされていない米ドル建て資産ポートフォリオの維持に努めている。当社のポートフォリオ管理及び資産配分プロセスの一環として、アフラック（米国）は期限付投資ならびに上場持分証券及びリミテッド・パートナーシップに対するオルタナティブ投資を含む成長資産への投資を行っている。アフラック（米国）は、公開取引されるか又は非公開取引でオリジネーションされる、投資適格級及び非投資適格級の期限付証券及び貸付金に投資している。

次の表は、事業セグメント別の運用資産の内訳を示している。

事業セグメント別保有運用資産				
(単位：百万ドル)	アフラック（日本）		アフラック（米国）	
	2018年9月30日 現在	2017年12月31日 現在	2018年9月30日 現在	2017年12月31日 現在
売却可能期限付証券（公正価値） ⁽¹⁾	\$ 68,325	\$ 69,338	\$ 12,568	\$ 13,606
満期保有期限付証券（償却原価）	30,421	31,430	0	0
持分証券 ⁽¹⁾	894	868	151	92
その他運用資産：				
不動産改装資金ローン	3,397	986	731	249
商業用不動産担保ローン	768	767	258	141
ミドルマーケット・ローン	1,015	527	348	332
契約者貸付金	210	198	13	12
短期投資	0	57	2	0
その他	211	98	48	31
その他運用資産合計	5,601	2,633	1,400	765
保有運用資産合計	105,241	104,269	14,119	14,463
現金・預金及び現金等価物	1,400	636	1,003	1,011
運用資産及び現金・預金合計 ⁽²⁾	\$ 106,641	\$ 104,905	\$ 15,122	\$ 15,474

(1) 永久証券を含む。

(2) 親会社とその他の事業セグメントが保有していた運用資産及び現金・預金（2018年は2,451百万ドル及び2017年は3,280百万ドル）を除く。

現金・預金及び現金等価物は、2017年12月31日現在が35億ドル（運用資産及び現金・預金全体の2.8%）であったのに対し、2018年9月30日現在は34億ドル（運用資産及び現金・預金全体の2.8%）であった。当社の現金・預金残高に影響を及ぼす要因の詳細については、当解説と分析の第7部「資本及び流動性」の「営業活動」、「投資活動」及び「財務活動」の各項を参照されたい。

2017年、アフラック（米国）はアトランタ連邦住宅貸付銀行（以下、「FHLB」）のメンバーとなった。アフラック（米国）は、メンバーとして低コストの資金調達手段を得ることができ、同時にFHLBメンバーシップ株式から配当を得ることができる。FHLBからの資金調達状況に応じて、FHLBの株式を追加購入することが求めら

れている。アフラック（米国）は、FHLBからの全ての資金調達について、条件を満たした形態の担保を提供することが求められる。当社により購入されたFHLBの株式は、制限付運用資産に区分され、連結貸借対照表において、その他運用資産に含まれている。

当社の運用資産の詳細については、連結財務諸表注記3、4及び5を参照されたい。

次の表で引用されている当社の有価証券の格付けは、主要な全米公認格付け機関（NRSROs）であるムーディーズ、S&P及びフィッチによるものであるが、これらによる格付けが付与されていない場合は、当社の社内分析により付与したものである。格付け機関による格付けが等しくない場合、当社は、3社以上の格付け機関から格付けを得ている場合は2番目に低い格付けを用いることとし、2社の格付け機関からのみ格付けを得ている場合は最も低い格付けを用いることとしている。

当社が保有していた債券の信用格付け別分布は、次の表のとおりである。

保有有価証券ポートフォリオの信用格付け別分布

	2018年9月30日現在		2017年12月31日現在	
	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
AAA	0.9 %	0.9 %	1.0 %	0.9 %
AA	4.0	4.1	3.9	4.0
A	66.8	68.0	65.8	66.9
BBB	23.9	22.9	24.0	23.3
BB又はそれ以下	4.4	4.1	5.3	4.9
合計	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %

2018年9月30日現在、当社の投資ポートフォリオにある第三者による保証を受けている証券に対する当社の直接的及び間接的なエクスポージャーは、個別銘柄及び全体のいずれの観点でも、重要なものはなかった。

2018年9月30日現在、当社のポートフォリオにおいて、未実現損失が最も多く発生している有価証券発行体上位10社を次の表にまとめた。

（単位：百万ドル）	信用格付け	償却原価	公正価値	未実現損失
ダイヤモンド・オフショア・ドリリング	B	\$ 141	\$ 98	\$ (43)
アクサ	BBB	288	255	(33)
ノーブル・ホールディングス・インターナショナル	CCC	97	73	(24)
ベーカー・ヒューズ	A	120	103	(17)
コミュナル・ランデスペンションカッセ	BBB	132	119	(13)
タイムワナー・ケーブル	BBB	115	103	(12)
ウェザーフォード・パーミューダ・ホールディングス	CCC	49	37	(12)
マイクロソフト	AAA	212	200	(12)
アッヴィ	BBB	174	163	(11)
ナショナル・オイルウエル・ヴァルコ	BBB	82	71	(11)

有価証券の公正価値の下落は一般的に、金利の変動、円／ドル為替レート及び幅広い市場の動きあるいは発行体に内在する信用状況の変化によるスプレッド（ネット）の変化によってもたらされ得る。当社は、これらの発行体が期限における元利弁済を引き続き履行する能力を有しているものと確信していることから、これらの公正価値の変動は一時的であると認識し、これらの有価証券について減損として損失を計上する必要はない

と考えている。金融機関及びその他の企業への投資に関連する未実現損失の詳細については、連結財務諸表注記3の「資産運用未実現損益」の項を参照されたい。

非投資適格級証券

当社の保有する非投資適格級証券のポートフォリオは、購入時には発行体が投資適格級であった債券に加えて、その他のローンや債券で、その市場セグメントに対する配分の一環として購入されたものを含んでいる。

次の表は、当社の非投資適格級のエクスポージャーである。

非投資適格級の投資				
2018年9月30日現在				
(単位：百万ドル)	額面金額	償却原価	公正価値	未実現(損)益
インベストコープ・キャピタル	\$ 376	\$ 376	\$ 393	\$ 17
南アフリカ共和国	352	352	367	15
KLMオランダ航空	264	194	230	36
ナビエント	206	111	144	33
チュニジア共和国	185	108	132	24
パークレイズ銀行	176	109	159	50
テレコム・イタリア	176	176	223	47
トランスネット	132	132	132	0
ダイヤモンド・オフショア・ドリリング	124	141	98	(43)
IKBドイツ産業銀行	114	48	97	49
アルコニック	100	82	99	17
ノーブル・ホールディングス・インターナショナル	94	97	73	(24)
ペトロプラス・インターナショナル・ファイナンス	84	84	81	(3)
EMCコーポレーション	80	79	74	(5)
カタール・ニヤ自治政府	70	26	63	37
テック・リソーシズ	70	74	69	(5)
テバ・ファーマスーティカル	68	65	64	(1)
トランスオーシャン	68	72	64	(8)
トリニダード・トバゴ国営ガス会社	52	50	52	2
ヴォートランチン・オーバーシーズ・トレーディング IV	50	49	52	3
CFインダストリーズ	50	48	48	0
その他の発行体（額面金額50百万ドル未満）	304	288	286	(2)
小計 ⁽¹⁾	3,195	2,761	3,000	239
優先担保付バンク・ローン	1,342	1,330	1,342	12
ハイ・イールド社債	514	499	511	12
ミドルマーケット・ローン （貸倒引当金控除後） ⁽²⁾	1,382	1,363	1,363	0
合計	\$ 6,433	\$ 5,953	\$ 6,216	\$ 263

(1) 取得当初は投資適格級証券であったがその後非投資適格級に格下げされた証券。

(2) ミドルマーケット・ローンは償却原価で計上されている。

当社は、大半が非投資適格級である、主として米国の法人向け優先担保付バンク・ローン及びミドルマーケット・ローンへの投資を行っている。このプログラムの目的は、運用資産の利回りを高めること、信用リスクをさらに分散させること、ならびに変動金利資産の取得により金利及びヘッジ費用の上昇リスクを軽減すること等にある。

アフラック（日本）及びアフラック（米国）の投資ポートフォリオにおいて、当社はハイ・イールド社債への配分を維持している。これらの有価証券の大半は購入時に非投資適格級であったが、当社は、市場での価格形成により、利回りが非投資適格級のものと同様の投資適格級であったものも一部購入している。この配分の目的は、当社の運用資産の利回り改善と信用リスクのさらなる分散にあった。全ての投資は、上記の当社の格付け手法に基づき、最低でもBB-の格付けを有していることが求められ、当社の社内の信用ポートフォリオ管理部門によって管理されている。

発行形式別有価証券

当社は、公募形式による有価証券及び私募形式による有価証券の双方に投資している。当社がいずれかの発行形式による有価証券を売却することができるのは、とりわけ、特定の発行体又は銘柄の残高、銘柄又は発行体の過去の取引実績、市況全般及び特定の銘柄又は発行体に影響する特異な事象によって影響を受ける市場全体の流動性によるものである。

次の表は、当社保有有価証券の発行形式別内訳を示している。

発行形式別保有有価証券				
(単位：百万ドル)	2018年9月30日現在		2017年12月31日現在	
	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
公募有価証券：				
期限付証券 ⁽¹⁾	\$ 82,166	\$ 90,901	\$ 81,454	\$ 93,025
持分証券 ⁽¹⁾	1,037	1,037	831	1,006
公募有価証券合計	83,203	91,938	82,285	94,031
私募有価証券：⁽²⁾				
期限付証券 ⁽¹⁾	24,507	27,645	25,108	29,360
持分証券 ⁽¹⁾	22	22	15	17
私募有価証券合計	24,529	27,667	25,123	29,377
保有有価証券合計	\$ 107,732	\$ 119,605	\$ 107,408	\$ 123,408

(1) 永久証券を含む。

(2) 規則144A証券を含む。

2017年12月31日現在及び2018年9月30日現在、当社は公正価値でそれぞれ1,789百万ドル、1,657百万ドル（償却原価でそれぞれ1,462百万ドル、1,474百万ドル）の永久証券を保有していた。当社が保有する永久証券は、概して、発行体の本国の金融市場にとってシステム上重要な銀行が発行したものである。一般的に、グローバル金融危機及び欧州ソブリン危機の後に行われた銀行業界における規制の変更は、自己資本及び流動性の要求水準の上昇ならびに事業リスクの低減を含めて、全般的な銀行の信用力の改善につながったと当社は考えている。しかしながら、銀行の発行する資本性証券は、本国におけるペイルイン／破綻処理の様々な制度の対象となり、かかる制度は、銀行規制当局が当該銀行の存続は不可能との結論に至った場合に、株式への転換又は元本の減額を行う条項を含む可能性がある。こうした措置は、影響を受けた証券のキャッシュ・フローの低下や格下げにつながり、ひいては当該証券の公正価値の下落及び規制当局が当社に対して求める自己資本の要件が高まる可能性もある。これらの要素は、当社の信用状況査定プロセスの不可欠な部分である。

次の表は、当社保有の私募証券の詳細を示している。

私募有価証券

(償却原価、単位：百万ドル)	2018年9月30日現在	2017年12月31日現在
保有有価証券合計に占める私募有価証券の割合	22.8 %	23.4 %
アフラック（日本）が保有する私募有価証券	\$ 21,714	\$ 22,354
保有有価証券合計に占めるアフラック（日本）が保有する私募有価証券の割合	20.2 %	20.8 %

リバース・デュアル・カレンシー債（RDC証券）⁽¹⁾

(償却原価、単位：百万ドル)	2018年9月30日現在	2017年12月31日現在
私募RDC証券	\$ 5,313	\$ 5,669
RDC証券の形をとる公募担保証券	1,620	1,390
RDC証券合計	\$ 6,933	\$ 7,059
保有有価証券合計に占めるRDC証券の割合	6.4 %	6.6 %

(1) 元本償還は円、利息はドルで支払われる。

アフラック（日本）は、保険債務の特性により合致させ、かつ日本国債及び他の公社債よりも高い利回りを確保するために、私募証券のポートフォリオを有している。アフラック（日本）の保有する円建て私募証券は、主として日本以外の発行体によるもので、購入時には投資適格級であり、償還期限がより長期であるため、当社の資産・負債のマッチングと投資収益全体を改善することに貢献する。これらの証券は、一般的に個別に交渉された合意により発行されるか、内部の信用分析によりさらなる保護条項及び（又は）イベントリスクに関する財務制限条項が必要となった場合以外は、それぞれの発行体の格付けに応じた標準的条項によるミディアム・ターム・ノート・プログラムの形式で発行される。これらの投資の多くは、その特定の投資に適合する保護条項を有している。これらの中には、借入人の一定の行為の禁止、一定の財務指標の維持及び当社の社債の支払いに影響を与える特定の条件を含むことがある。

ヘッジ活動

アフラック（日本）の米ドル建て投資

アフラック（日本）の現金・預金、運用資産及び負債の大半は円建てである。しかし、アフラック（日本）は米ドル建ての運用資産も保有しており、その一部に対してアフラック（日本）は、為替先物取引及び通貨オプションを用いてヘッジを行っている。ヘッジされた為替リスクは、一般的にヘッジされた運用資産の公正価値に基づくものである。次の表は、アフラック（日本）が保有する米ドル建ての運用資産をまとめたものである。

	2018年9月30日現在		2017年12月31日現在	
(単位：百万ドル)	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
売却可能有価証券：				
期限付証券（バンク・ローンを除く） ⁽¹⁾	\$ 17,154	\$ 17,593	\$ 17,972	\$ 19,314
期限付証券 - バンク・ローン（変動金利）	1,548	1,556	1,936	1,865
期限付証券 - 経済的に円に転換されたもの	1,641	2,341	1,650	2,549
持分証券^{(1) (2)}	197	197	147	173

その他運用資産：

不動産改装資金ローン（変動金利）	3,397	3,413	986	984
商業用不動産担保ローン	768	730	767	753
ミドルマーケット・ローン（変動金利）	1,015	1,018	527	530
オルタナティブ投資	211	211	97	97
アフラック（日本）における米ドル建て運用資産合計	\$ 25,931	\$ 27,059	\$ 24,082	\$ 26,265

- (1) 永久証券を含む。
(2) 2018年より、持分証券は簿価で報告。

2018年9月30日現在、アフラック（日本）は、米ドル建て運用資産に対して、為替先物取引で想定元本100億ドル、通貨オプション取引で想定元本97億ドルのヘッジを行っていた。これらについては、イン・ザ・マネーの状態にあるものはなかった。これらの結果、連結により上表に示されているデリバティブを用いて経済的に円に転換した一部の米ドル建て資産を除き、アフラック（日本）における未ヘッジの米ドル建て運用資産の公正価値は150億ドルであった。

ヘッジに使用される外国為替デリバティブは定期的に決済され、その結果、満期あるいは満期前の取引終結の時点で現金の授受が行われる。アフラック（日本）の米ドル建て運用資産のヘッジに使用された通貨デリバティブについて、9月30日に終了した3ヶ月間において、2017年は203百万ドル、2018年は105百万ドルのネット現金決済を、9月30日に終了した9ヶ月間において、2017年は356百万ドル、2018年は141百万ドルのネット現金決済を行った。

外貨のエクスポージャーに係るリスクの詳細については、2017年度の有価証券報告書における第3「事業の状況」、1「業績等の概要」、(2)「市場リスクに関する定量的及び定性的開示」における「為替リスク」の項ならびに第3「事業の状況」、4「事業等のリスク」の「当社は、円／ドル為替レート変動に対するリスクに晒されている。」及び「求められる円建て運用資産の供給量不足が、当社の経営成績、財務状況あるいは流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。」と題された説明を参照されたい。

次の表は9月30日に終了した各期間におけるアフラック（日本）のヘッジ費用に関する諸計数である。

アフラック（日本）のヘッジ費用に係る諸計数⁽¹⁾

	3ヶ月間		9ヶ月間	
	2018年	2017年	2018年	2017年
期末の為替先物取引想定元本（十億ドル） ⁽²⁾	10.0	11.4	10.0	11.4
当初設定期間の加重平均（月） ⁽³⁾	27.4	32.6	27.4	32.6
残存設定期間の加重平均（月） ⁽⁴⁾	16.8	25.2	16.8	25.2
ヘッジ費用の償却額の年換算額（ベース・ポイント） ⁽⁵⁾	236	217	229	201
当期のヘッジ費用償却額（百万ドル）	(59)	(60)	(168)	(168)

- (1) 当社のヘッジ費用の償却額の定義については当解説と分析の第4部「経営成績」の項を参照されたい。
(2) 想定元本は全ての相殺ポジションとのネットで計上。
(3) 期間はデリバティブの当初実行日から決済日までの期間に基づく。
(4) 期間はデリバティブの報告日から決済日までの期間に基づく。
(5) ヘッジ費用の償却額の年換算額を当該期間における為替先物取引平均想定元本で除したものに基づく。

アフラック（日本）からの将来の円ベースの配当に係る為替リスクを経済的に軽減するとともに、アフラック（日本）の米ドル建て運用資産のヘッジに係る連結ヘッジ費用を軽減するために、2018年第1四半期、親会社は、為替先物取引を用いてヘッジのポジションを相殺する契約を開始した。この活動は、全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）及びその他セグメントに計上されている。米ドル建て投資に係るヘッ

ジ・プログラムがそうであったように、このプログラムの成熟とともに、その有効性を確かなものにするため、第三者による点検も含めて、当社はコントロールの仕組みを導入する。

純投資ヘッジ

当社のアフラック（日本）に対する投資は円／ドル為替レートの変動の影響を受ける。そのエクスポージャーを低減するため、当社ではいくつかの対策を取っている。まず、アフラック（日本）は一部の未ヘッジの米ドル建て証券を保有し、これらの証券は当社のアフラック（日本）に対する投資の一部の経済的通貨ヘッジとしての役割を果たしている。次に、当社は親会社の円建て負債（社債及び借入金）の大半を、当社のアフラック（日本）への純投資に対する非デリバティブ・ヘッジとして指定し、一部の為替先物取引と通貨オプションをデリバティブ・ヘッジとして指定している。毎四半期の初めに、当社は純投資へのヘッジの会計上の指定を実施する。もし指定された親会社の非デリバティブ及びデリバティブ・ヘッジの想定元本の総額が、当社のアフラック（日本）への純投資額と同額もしくはそれを下回る場合は、このヘッジは有効であるとみなされ、円建て負債に対する為替の影響及びデリバティブの見積公正価値の変動は、その他の包括利益の中の外貨換算未実現損益として計上される。2017年及び2018年9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間において当社の純投資ヘッジはそれぞれ有効であった。

当社のアフラック（日本）に対する純投資のヘッジについては、当社は親会社の円建て負債の一部ならびに為替先物取引及び通貨オプションを、当社のアフラック（日本）に対する純投資の会計上のヘッジに指定している。当社の円建ての連結純資産ポジションは部分的にヘッジされており、その金額は、2017年12月31日現在が18億ドルで、その内訳は、14億ドルが円建て負債であり、4億ドルが為替先物取引及び通貨オプションであったのに対し、2018年9月30日現在は13億ドルで、その全額が円建て負債であった。

当社のヘッジ活動の詳細については、連結財務諸表注記4を参照されたい。

繰延新契約費

次の表は、繰延新契約費を事業セグメント別に示している。

（単位：百万ドル）	2018年9月30日現在	2017年12月31日現在	増（減）率
アフラック（日本）	\$ 6,195	\$ 6,150	0.7 % ⁽¹⁾
アフラック（米国）	3,427	3,355	2.1
合計	\$ 9,622	\$ 9,505	1.2 %

(1) 2018年9月30日に終了した9ヶ月間においてアフラック（日本）の繰延新契約費は円ベースで1.2%増加した。

当社の繰延新契約費の詳細については、2017年度の有価証券報告書における連結財務諸表注記6を参照されたい。

保険契約準備金

次の表は、保険契約準備金を事業セグメント別に示している。

（単位：百万ドル）	2018年9月30日現在	2017年12月31日現在	増（減）率
アフラック（日本）	\$ 90,277	\$ 89,132	1.3% ⁽¹⁾
アフラック（米国）	10,885	10,625	2.4
その他	171	138	23.9
内部取引の消去 ⁽²⁾	(749)	(748)	0.1

合計	\$ 100,584	\$ 99,147	1.4 %
----	------------	-----------	-------

(1) 2018年9月30日に終了した9ヶ月間においてアフラック（日本）の保険契約準備金は円ベースで1.8%増加した。

(2) 内部取引の消去の記載は、連結財務諸表注記7に記載された再々保険契約の結果、外部に出再した保険契約準備金の一部を受再しているため必要である。

社債等

社債等の総額は、2017年12月31日現在及び2018年9月30日現在ともに53億ドルであった。

2018年9月30日の後、2018年10月、親会社は米国において公募により、総額550百万ドルのシニア債を発行した。この債券は、30年満期固定利付型(年利4.750%、半年払い)であった。また、期限前償還については、(i)償還される元本の総額又は(ii)償還日現在で発生している未払利息を除き、残りの期間において支払予定の元利金を同シニア債の残存期間に相当する満期の米国債の利回りプラス25ベース・ポイントの金利で半年ごとにかかる償還日までの期間について割り引いた現在価値のいずれか大きな金額に、償還される債券の額面に対して償還日前に発生した未払利息を加えた金額をもって、親会社のオプションにより、全額償還の場合は常時、一部償還の場合は随時行うことができる。親会社は、この社債の発行により調達した資金を2020年に満期の到来する年利2.40%のシニア債550百万ドルの償還に充当し、残余があった場合には、一般事業資金に充当する予定である。

2018年9月30日の後、2018年10月、親会社はその米国の発行登録書に基づく公募により、総額534億円の3本のシニア債を発行した。1本目は、12年満期固定利付型(年利1.159%、半年払い)で総額293億円、2本目は、15年満期固定利付型(年利1.488%、半年払い)で総額152億円、3本目は、20年満期固定利付型(年利1.750%、半年払い)で総額89億円であった。期限前償還については、発行条件を規定した契約書に明記されている米国の税務に影響を与える一定の変化が発生した場合にのみ、満期日前に全額償還することができるが、一部償還はできない。

当社の社債等の詳細については、連結財務諸表注記8を参照されたい。

福利厚生制度

アフラック（日本）とアフラック（米国）は様々な福利厚生制度を設けている。当社の日本と米国の制度の詳細については、連結財務諸表注記12及び2017年度の有価証券報告書における連結財務諸表注記14を参照されたい。

生命保険契約者保護

生命保険契約者保護機構

日本の保険業界においては破綻保険会社の保険契約者を保護するための資金を拠出する生命保険契約者保護制度がある。生命保険契約者保護機構（LIPPC）の枠組みに関して成立した法案には、同機構への支援を行うための日本政府の財政措置が含まれていた。2012年3月30日、国会は、同機構への財政支援を2017年3月まで延長することによって、その安定性を強化する法案を可決した。2016年11月25日、日本の国会は、生命保険契約者保護機構への財政支援を2022年3月まで再び延長させる法案を承認した。2014年4月より、同機構からの生命保険業界に対する年間の積立額は400億円から330億円に引き下げられた。

保証基金賦課金

州の保証協会法の下で、毀損した、あるいは支払不能となった保険会社の保険契約者及び給付請求者に対する一定の債務履行を、同様のあるいは類似の商品を引き受けている特定の保険会社が（予め定められた上限付きで）分担することがあり得る。各保険会社に課される保証基金賦課金の額は、当該州における保険料収入の按分割合に基づいている。

2018年9月30日現在、当社は、長期介護保険会社1社の清算に伴い負担した保証基金賦課金の影響の評価を行い、認識した。この賦課金の詳細については、連結財務諸表注記15を参照されたい。

貸借対照表に計上されない項目

2018年9月30日現在、信用状、スタンドバイ信用状、保証又はスタンドバイ買戻し義務に関しては重要なものはなかった。当社の貸借対照表に計上されていない重要な無条件購入債務については、2017年度の有価証券報告書における連結財務諸表注記15を参照されたい。

第7部：資本及び流動性

アフラック（日本）及びアフラック（米国）は、配当金及び経営管理報酬の支払いを通じて、親会社に対して主要な流動資金源を提供している。9月30日に終了した9ヶ月間において、親会社に提供された流動性の詳細は次の表のとおりであった。

アフラック（日本）及びアフラック（米国）から親会社に提供された流動性

（単位：百万ドル）	2018年	2017年
アフラックにより決定された又は支払われた配当	\$ 664	\$ 1,400
アフラック（日本）及びアフラック（米国）により支払われた経営管理報酬	104	219

2018年の最初の9ヶ月において配当が減少したのは、2018年4月1日に日本支店が支店から子会社に転換した後、配当規制の承認プロセスに変化があったためである。当社は、アフラック（日本）からの配当を2018年第4四半期に再開させる予定である。2018年9月30日に終了した9ヶ月間において、前年同期比で経営管理報酬が減少したのは、2018年4月1日に日本支店が支店から子会社に転換した後、各法人間の経費管理に変更があったためである。

親会社における資金の主な使途は配当金の支払い、自己株式取得ならびに債務の利息及び事業費の支払いである。

2018年9月末、当社は内部の配当方針の変更を公表した。これは、アフラック（米国）及びアフラック（日本）から親会社に移転する法定利益の割合を増加させることを可能にするものである。当社は、アフラックにおける規制資本を減少させ、2018年第4四半期、これに見合う金額の資本を親会社に移転することを計画している。当社はまた、親会社において歴史的に高い水準の資本及び流動性を維持し、当社のヘッジ費用及びこれに関連する担保への潜在的なニーズに対処し、長期的な円安ドル高の影響を軽減させる方針である。さらに、当社はヘッジを行わない米ドル建ての運用資産のポートフォリオを引き続きアフラック（日本）に維持する計画である。その運用資産の金額の増減については、潜在的に増加するヘッジ費用及びその他の要因からアフラック（日本）の経済価値ベースの剰余金を見直すことと関連させて検討する。資本管理に関して当社が期待している結果と実績の間に大幅な乖離をもたらし得る要因についての説明は、当解説と分析の「予測情報について」の項を参照されたい。

親会社は債券市場で資金調達を行っている。2018年9月、親会社はSECに対して、2021年9月までの間に金額無制限の債券を随時1本以上発行するための発行登録書を提出した。2018年8月、親会社は日本の規制官庁に、2020年8月までの間に、円建てサムライ債を含む最高2,000億円あるいはこの相当額までの社債の公募を日本において行うための発行登録書を提出した。この発行登録書は、日本における社債の公募のためのものであるが、発行された社債は、米国法を遵守して保有者から米国人に対して譲渡することができる。必要に応じて、社債及び自己資本を外部から追加調達することは引き続き可能であると当社は確信している。詳細については、連結財務諸表注記8を参照されたい。

当社の保険事業の主な資金源は、保険料収入と投資収益である。当社の保険事業の主な資金使途は、投資、保険金給付金、保険販売手数料、事業費、法人税等及び親会社への経営管理報酬と配当金の支払いである。こうした資金の収入と支出は合理的に見積もることができる。

投資する際に当社が最初に考慮に入れているのは、投資商品へのニーズである。当社の投資目標は、投資適格級の債券を購入することで流動性を維持することである。また、資産・負債のデュレーションを一致させることも投資目標に含まれている。当社の事業が長期的なものであるという性質を持っているため、当社は、給付及び事業費に関連するキャッシュ・フローのニーズの変化に対応するための十分な時間がある。

保険契約者の加齢が進む結果、保険期間にわたって保険金給付金の支払いが徐々に増えることが予想される。従って、保険契約の初期において責任準備金の積立が行われ、将来の保険金給付金支払いの増加に備えるようにしている。当社は、将来においても、保険料収入及び投資ポートフォリオからもたらされる当社のキャッシュ・フローは保険金給付金支払い及び事業費のためのキャッシュのニーズを十分に満たすことができると予想している。

2018年9月30日現在、親会社及びアフラックは、第三者との間で4本のクレジット・ラインを有しており、これとは別に、関係会社間で2本のクレジット・ラインを有していた。当社のクレジット・ラインの詳細については、連結財務諸表注記8を参照されたい。

当解説と分析の第6部「財政状態の分析」の項において前述した、FHLBからの資金調達の一環として、2018年の最初の9ヶ月間において、アフラック（米国）は86百万ドルを借入れ、同期間内に同額を返済している。

当社の財務諸表は、当該報告期間における資金調達の情報を開示している。当該報告期間中、当社は、仮に取引を行っていても当社の貸借対照表では報告されないあるいは開示されない重要な期中短期資金調達を行っていない。2018年9月30日現在、当社は当社社債及びクレジット・ラインに関する全ての契約条項を遵守していた。当社は、会計基準上は売却とされる取引において買戻し義務を負う金融資産の移転取引（有価証券貸付を含む。）を行っていない。当社の有価証券貸付及びデリバティブ活動の詳細については、連結財務諸表注記3及び4ならびに2017年度の有価証券報告書における連結財務諸表注記1、3及び4を参照されたい。なお、これらの注記で開示されたものを除き、当社の流動性の大幅な増減を合理的に生じさせる傾向、要求、確約、事象、又は不確定要素は認識されていない。当社の現金・預金及び現金等価物には、制限のない手許現金、短期金融資産、及び購入時点で満期日が90日以内であるその他の債券が含まれているが、これらが負っている市場リスク、決済リスク、又はその他のリスク・エクスポージャーは軽微である。

連結キャッシュ・フロー

当社は、アフラック（日本）の円建てキャッシュ・フローの各項目を、期中の加重平均為替レートを使って米ドルに換算している。期中に円安が進めば、財務諸表を円ベースからドルベースにすると、ドル表示の数値は小さくなる。逆に円高になると、ドル表示の数値が大きくなる。

次の表に、9月30日に終了した9ヶ月間における連結キャッシュ・フローを活動別にまとめた。

（単位：百万ドル）	2018年	2017年
営業活動	\$ 4,659	\$ 4,596
投資活動	(3,172)	(2,887)
財務活動	(1,513)	(1,613)
現金・預金及び現金等価物に対する為替変動の影響額	(36)	(28)
現金・預金及び現金等価物純変動額	\$ (62)	\$ 68

営業活動

次の表に、9月30日に終了した9ヶ月間における営業活動によるキャッシュ・フローをまとめた。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年
アフラック（日本）	\$ 4,059	\$ 3,657
アフラック（米国）及びその他の事業	600	939
合計	\$ 4,659	\$ 4,596

投資活動

営業活動によるキャッシュ・フローは、将来の保険契約債務に備えるため、主に運用資産の購入に充当されている。次の表に、9月30日に終了した9ヶ月間における投資活動に使用したキャッシュ・フローをまとめた。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年
アフラック（日本）	\$ (2,565)	\$ (2,212)
アフラック（米国）及びその他の事業	(607)	(675)
合計	\$ (3,172)	\$ (2,887)

堅実な資産運用方針に基づき、当社は、資産と負債のデュレーションを一致させるよう努めている。現状では、期限付証券の満期償還金を再投資する際、その運用利回りが以前に販売された保険契約の責任準備金の予定利率を下回る場合がある。しかし、当社の事業が長期的な性質を持つこと及び当社の潤沢なキャッシュ・フローにより、各種資産適正分析で指摘されたデュレーションの不一致及び（又は）利回りの乖離による影響を最小限に抑えることができる。随時あるいは有利な状況が市場に生じた場合、当社は、資産と負債のデュレーションのマッチングを改善させるため、将来の運用利回りを高めるため及び（又は）ポートフォリオのリバランスを実施するために、売却可能有価証券に分類される期限付証券を選別して売却する。このため、償還期限前の売却取引は毎年大きく変動することがある。

当社はアフラック・ベンチャーズ・ファンドへの当初投資額を、投資機会の発生にあわせて、向こう3年間に於いて総額100百万ドルとしていたが、2018年9月、全般的な企業戦略の一環として、これを増額し、向こう3年から4年間に於いて総額250百万ドルとする予定であることを公表した。これらの投資は、連結貸借対照表の「その他運用資産」に含まれている。アフラック・ベンチャーズ・ファンドは、「全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）及びその他」の事業セグメントの中で報告されているアフラック・コーポレート・ベンチャーズの子会社である。アフラック・コーポレート・ベンチャーズの中心的な使命は、自立的な成長を支援し、アフラック（日本）及びアフラック（米国）の事業開発に対するニーズに応えることである。また、その重点は、長期的な株主価値の向上と維持に向けた企業努力の一環である顧客満足度の向上、業務の効率化及び新たな市場の開拓のために設計されたデジタル・アプリケーションに置かれている。

一部の投資へのコミットメントについては、連結財務諸表注記3を参照されたい。

財務活動

財務活動に使用した連結ベースのキャッシュは、2017年の最初の9ヶ月間が16億ドルであったのに対して、2018年の最初の9ヶ月間は15億ドルであった。

当社のクレジット・ライン及びFHLBからの調達に係る詳細及び2018年9月30日現在の借入残高については、当解説と分析の第7部「資本及び流動性」における上述の説明を参照されたい。

2018年9月30日現在、当社は当社社債及びクレジット・ラインに関する全ての契約条項を遵守していた。

当社が配当及び自己株式取得により株主へ返還したキャッシュは、2017年9月30日に終了した9ヶ月間及び2018年9月30日に終了した9ヶ月間ともに15億ドルであった。

次の二つの表は、9月30日に終了した9ヶ月間における自己株式に関する活動の概要を示している。

自己株式取得明細

(単位：百万ドル / 千株)	2018年	2017年
自己株式の取得	\$ 923	\$ 1,053
取得株式数：		
公開市場	20,443	27,796
その他	361	872
取得株式数合計	20,804	28,668

自己株式発行明細

(単位：百万ドル / 千株)	2018年	2017年
自己株式からの発行：		
現金による調達	\$ 36	\$ 23
現金以外による調達	17	45
自己株式からの発行合計	\$ 53	\$ 68
発行株式数	1,393	1,957

自己株式取得計画の一環として、当社は、2018年の最初の9ヶ月間に、20.4百万株（923百万ドル相当）の当社の普通株式を取得した。2018年9月30日現在、取締役会によって承認された取得可能枠のうち77.6百万株が残存していた。当社は現時点で、安定した資本状況と他に非常に有力な選択肢がないことを前提に、2018年に合計で11億ドルから14億ドル相当の普通株式を取得する予定である。

2017年第3四半期に株主に対して支払われた現金配当が1株当たり0.22ドルであったのに対し、2018年第3四半期に株主に対して支払われた現金配当は1株当たり0.26ドルであった。次の表は9月30日に終了した9ヶ月間における株主配当金の内訳を示している。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年
現金により支払われた配当	\$ 595	\$ 491
自己株式発行による配当	8	22
株主に対する配当合計	\$ 603	\$ 513

2018年10月に、取締役会は2018年第4四半期の現金配当を1株当たり0.26ドルと決定した。これは前年同期比で18.2%の増配である。この配当は2018年11月21日営業時間終了時点の登録株主に対して、2018年12月3日に支払われる。

行政上の規制

アフラック及びCAICは、設立準拠法地をネブラスカ州に置いており、ネブラスカ州の規制に準拠している。日本支店の子会社への変更の後、アフラック（日本）は日本を設立準拠法地とすることとなり、日本の規制に準拠している。詳細については以下の説明を参照されたい。生命保険会社の法定資本及び剰余金は、基本的には全米保険監督官協会（以下、「NAIC」）の規定に準拠して計算されているが、生命保険会社の設立準拠法地の州当局によって修正されることもある。こうした法定会計原則は米国GAAPとは異なり、保険契約者の保護と

保険会社の支払余力を重視している。同様の法律が、保険子会社であるアフラック・ニューヨークの設立準拠法域であるニューヨーク州において適用される。

当社の事業が長期的に成長を続けていくには、保険事業における法定資本及び剰余金の強化が必要になることも考えられる。アフラックの保険事業では、事業自体が生み出す法定利益や、親会社が社債や株式の発行によって得た資金からの資本拠出あるいは再保険取引など、様々な資金源を通じて法定資本の拡充を図ることができる。保険監督当局はNAICのリスクベースの自己資本（RBC）算定法を用いて、自己資本比率の不十分な保険会社を把握している。このRBC算定法では、各社の保険事業に固有のリスクの種類と内容を勘案して、保険引受、経営、資産及び金利の各リスクを測定する。

2018年9月30日現在、アフラックの米国のみRBC比率は、2018年に全面的に適用される見込みの米国の改正税法の悪影響を全て反映しているものの、引き続き高い水準にあり、強固な資本と剰余金を反映したものとになっている。この低下は、繰延税金資産の取り崩し及び税率の低下による所要自己資本の引き上げによるものである。しかしながら、アフラックは、追加の法定利益が全て内部留保されるという前提に立てば、この利益により、向こう3年から5年の間にこの悪影響から回復するものと予想している。当社は、2018年の残りの期間の配当を通じて、引き続きRBC比率の水準を引き下げる予定だが、それでも本年末のRBC比率は高い水準に止まるものと見込んでいる。

ネブラスカ州保険局からの事前の承認を得ることなくアフラックから親会社に対して配当が可能な最大の金額は、法定会計原則に基づいて算出された前年度の事業による純収益（資産運用実現益（純額）を除く。）、又は前年度末における法定資本及び剰余金の10%のいずれか大きい金額である。2018年にアフラックが決定する配当が26億ドルを超える部分は、特別配当とみなされ、かかる事前承認が必要となる。日本支店の子会社化後、当社は、格付けを維持し慎重な資本管理を支えるために十分な水準にRBC比率を能動的に引き下げるために、特別配当を用いる方針である。

米国の保険監督当局による制限や規制とは別に、2018年4月1日付の日本支店の子会社化後、新たな日本子会社が親会社に配当を行うためには、日本の会社法に基づき一定の財務基準を満たさなければならない。これらの基準における日本子会社の配当可能額は、利益剰余金にその他資本剰余金を加え、売却可能有価証券に係る税引後未実現損失（純額）を差引いた金額となる。こうした配当可能額の要件は、概してソルベンシー・マージン比率（以下、「SMR」）と整合するものである。日本の金融庁（FSA）は、SMRという独自のソルベンシー基準を設定している。アフラック（日本）のSMRは、金利、信用スプレッド及び為替レートの変動に対して感応度が高く、当社は、このSMRの感応度を低減させるための代替案を引き続き評価していく。市場のリスク要因が急激に変化しSMRが低下した際の資本に関する非常時対応策として、当社はそれぞれ1,000億円及び550億円の2本のシニア無担保リボルビング・クレジット・ファシリティや約1,100億円のコミットメントベースの再保険設定枠を設定している（詳細な情報については、連結財務諸表注記7及び8を参照されたい。）。

当社は既にアフラック（日本）のSMRの感応度を緩和する様々な手段を講じている。例えば、当社は責任準備金対応債券（以下、「PRM」）への投資戦略を採用している。PRMは、日本独自の区分であり、対応する保険債務との関係により、償却原価で計上されることから、SMRへの金利感応度を低減できる。PRMに指定された運用資産を償却原価で計上するためには、維持することが求められる一定の要件がある。最も重要な要件は、指定された資産及び負債のデュレーションを、指定された許容範囲の中で維持することである。仮に、リバランスをしないままでデュレーションの差異が指定された許容範囲の中に維持されない場合、一定の部分の資産は売却可能有価証券に区分変更され、公正価値での計上が求められることとなり、未実現損益がある場合は剰余金に計上しなければならない。リバランスするためには、指定された範囲内にデュレーションを維持するために資産の売却が求められる可能性があり、その結果として、未実現損益が実現することとなる。米国GAAPにおいては、PRMは売却可能債券として分類される。当社はまた、米ドル建ての運用資産の一部をヘッジするため、外国為替に関するデリバティブを利用している（当社の資産運用戦略、ヘッジ活動及び再保険の詳細については、それぞれ2017年度有価証券報告書における連結財務諸表注記3、4及び8を参照されたい。）。

2018年9月30日現在、アフラック（日本）のSMRは引き続き高い水準にあり、強固な資本と剰余金の水準を反映している。2018年4月1日付の日本支店の支店から子会社への変更に関連して、会計上の理由から、2017年12

月31日現在との比較において、当社は約130ポイントのSMRの低下を経験した。当社は、特定の勘定科目から配当を支払うことが可能になるものと考えており、これにより、この会計上の影響を向こう3年間で回復させることができるものと予想している。金融庁は、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に関連して、保険業界とともに、フィールドテストを行っている。フィールドテストは、経済価値ベースのソルベンシー規制を日本に導入することが保険会社にとって適切であるかどうかを金融庁が判断するにあたって、その一助となる。

アフラック（日本）は親会社に対して経営管理報酬を支払い、配賦経費及び利益を送金している。2018年4月1日の支店から子会社への転換の前、アフラック（日本）は配賦経費及び利益をアフラック（米国）に送金していた。9月30日に終了した9ヶ月間におけるアフラック（日本）による送金の詳細は次の表のとおりであった。

アフラック（日本）の送金

（単位：百万ドル／十億円）	2018年	2017年
親会社に対して支払われたアフラック（日本）の経営管理報酬	\$ 40	\$ 73
アフラック（日本）に対する配賦経費（ドルベース）	8	80
アフラック（日本）から親会社又はアフラック（米国）への利益送金（ドルベース）	312	933
アフラック（日本）から親会社又はアフラック（米国）への利益送金（円ベース）	33.4	104.6

当社は、2018年の最初の9ヶ月間にアフラック（日本）から受領した利益送金300億円に係る為替リスクの経済的なヘッジの一部として、為替先物取引及び通貨オプションを有しており、円をドルに換金した際、受領した資金は、直物に比べて2百万ドル多いものとなった。

株主配当、利益送金及びその他資金移動に関する行政上の規制の詳細については、2017年度の有価証券報告書における連結財務諸表注記13及び第3「事業の状況」、1「業績等の概要」、（1）「経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析」、第6部「資本及び流動性」の「行政上の規制」の項を参照されたい。

その他

契約債務及び偶発債務の詳細については、連結財務諸表注記13を参照されたい。

市場リスクに関する定量的及び定性的開示

当社は、主として為替リスク、金利リスク、信用リスク及びエクイティ・リスクという種類の市場リスクに晒されている。当社は、定期的に市場リスクを監視し、これらの市場リスクに対する当社のエクスポージャーを管理するための様々な戦略を用いている。当社の市場リスクのエクスポージャーに係る解説は、2017年度の有価証券報告書における第3「事業の状況」、1「業績等の概要」、（2）「市場リスクに関する定量的及び定性的開示」に記述されている。当社の市場リスクのエクスポージャーについては、2017年度の有価証券報告書で開示した内容から重要な変化はなかった。

（2）経営方針、経営戦略及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当四半期連結累計期間中、下記を除き、前事業年度に係る有価証券報告書で述べた当社の経営方針、経営戦略及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に新たに追加すべき重要な内容又は重要な変更はない。

前事業年度に係る有価証券報告書の第一部「企業情報」、第3「事業の状況」、3「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、（1）「経営方針、経営戦略及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」において述べた「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」を以下の通り修正する。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

第3「事業の状況」、3「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、(1)業績等の概要における上述の解説は、米国GAAPに基づかない当社の業績の評価方式、調整後利益、希薄化後1株当たり調整後利益及びヘッジ費用の償却額について言及したものである。これらの指標は、全般的な経済情勢や事象に影響され、あるいは当社の保険事業に直接関係しない数少ない取引に関連する傾向にあるため、当社の保険事業の基盤や傾向を必ずしも正確に反映していない可能性がある」と当社が考える項目を除外したものである。当社の経営陣は、当社の連結ベースの保険事業の財務業績を評価するにあたっては、調整後利益及び希薄化後1株当たり調整後利益を用いている。また、これらの指標を表示することは、当社の保険事業に内在する利益の原動力や傾向を理解するに際して、極めて重要であると当社は確信している。当社は、調整後利益の要素であるヘッジ費用の償却額は、アフラック（日本）における一部の米ドル建て投資のヘッジに係る定期的な為替リスク管理費用を測定するものであり、投資収益（純額）の重要な要素であると確信している。

2018年度第1四半期より、当社は従来「事業利益」として言及してきた計数について、これに替わり、「調整後利益」という用語を、税引前及び税引後ベースともに、また絶対額及び1株当たりの金額ともに、使用している。この変更は、計数に関する単なる表記の変更であり、その定義や計算方法を変更するものではない。

アフラックは、調整後利益（米国GAAP外の財務指標）を事業から得られる利益と定義している。これと最も比較可能な米国GAAPの指標は、当期純利益である。調整後利益は、調整後収益から保険金給付金及び調整後費用を差引いたものである。収益及び費用に対する調整は、予測不能あるいは経営のコントロールが及ばない一部の項目から構成される。調整後収益は、外貨エクスポージャーの管理戦略及び一部の資産運用戦略に関連するデリバティブからの金利のキャッシュフロー（純額）に係るヘッジ費用の償却額以外の資産運用実現損益を除いた米国GAAPベースの収益合計である。調整後費用は、社債等に係るデリバティブからの金利のキャッシュ・フローへの影響を含み、当社の保険事業の通常の業務に係らずアフラックの基礎となる業績を反映しない非経常的損益ならびにその他の損益を除く、米国GAAPベースの新契約費及び事業費の合計である。

当社は、1株当たり調整後利益（基本あるいは希薄化後）を、当該期間の調整後利益を期中の加重平均発行済株式数（基本あるいは希薄化後）で除したものと定義している。これと最も比較可能な米国GAAPの指標は、1株当たり当期純利益である。

ヘッジ費用の償却額は、当社の日本セグメントの投資ポートフォリオにおける一部の米ドル建て資産の為替リスクをヘッジするための為替先物取引の利用に伴い発生する費用である。これらのヘッジ費用の償却額は、為替先物取引の開始時における直物為替レートと、契約上の先物為替レートとの差により生じ、ヘッジ期間にわたって均等に認識される。ヘッジ費用の償却額については、比較可能な米国GAAP財務指標は存在しない。

また、当社の事業のかなりの部分が日本で展開されていること及び為替レートは経営のコントロール外にあることから、当社は、日本円を米ドルに換算することの影響を理解することが重要であると確信している。当期における為替変動の影響を除く調整後利益及び希薄化後1株当たり調整後利益は、比較対象の前年同期における平均円／ドル為替レートをを用いて計算されており、円ドル為替レートの変化のみによってもたらされる変動を消去したものである。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当四半期連結累計期間中、下記を除き、前事業年度に係る有価証券報告書で述べた当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に追加すべき新たな重要な課題又は重要な変更はない。

本報告書の第3「事業の状況」、1「事業等のリスク」及び3「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、(1)業績等の概要、ならびに第5「経理の状況」、2「その他」、(2)訴訟を参照されたい。

(4) 研究開発活動

該当なし。

将来に関する全ての事項は、当四半期連結会計期間末日現在における経営陣の判断に基づいている。当社は、これらの事項について最新情報を提供する義務を負っていない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】(2018年9月30日現在)

【株式の総数】

授權株数	発行済株式総数	未発行株式数
1,900,000千株	1,347,376千株(注1)	552,624千株(注2)

(注1) 2018年9月30日現在の発行済株式総数1,347,376千株には、自己株式584,263千株が含まれている。

(注2) 未発行普通株式数552,624千株には、新株予約権(ストックオプション)の行使により発行される予定の普通株式5,600千株が含まれている。

【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式額面株式 (額面0.10ドル)	普通株式	1,347,376千株	ニューヨーク証券取引所 株式会社東京証券取引所	(注)

(注)() 普通株式

当社の定款上、普通株式の株主は原則として各決議事項につき1株当たり1議決権を有し、その取得時期及び保有期間に応じて、1株当たり10議決権を有する。詳細については前事業年度にかかる当社の有価証券報告書の「第1 本国における法制等の概要 1 会社制度等の概要 (2) 提出会社の定款等に規定する制度」を参照されたい。

なお、1株当たり10議決権を定めているのは、当社の株式を当初購入した個人株主に報い、株主との長期の関係を維持するため、また、当社の株式を購入した金融機関に対して当社の株式の短期売買ではなく保有を奨励するためである。

() 優先株式

当社の定款には、当社が、普通株式の他に、1株の額面金額12.75ドルの議決権のない累積優先株式を、2,300,000株を限度として発行する権限を有することが定められている。議決権のない累積優先株式は、当社に柔軟な資金調達の実現を与えるものである。現在、優先株式を発行する計画はない。

定款上の優先株式の定めは以下のとおりである。

- (a) 発行する場合、ここで授權された当社の優先株式は、同一日(以下、「発行日」)に、同一シリーズとしてのみ発行することができる。そのシリーズの株式は、タイトルに発行の年を挿入して、「議決権のない累積優先株式、1980シリーズ」(以下、「優先株式」)と表示する。発行日後は、優先株式の追加株式は発行されない。
- (b) 優先株式の所有者は、当社の取締役会が宣言した場合またその場合にのみ、現金配当の支払いが法的に可能な当社の利益及びその他の原資及び資産から、最初の5年間は1株当たり0.90ドル、6年目は1株当たり2.20ドル、7年目は1株当たり2.60ドル、8年目は1株当たり3.69ドル、9年目は1株当たり4.36ドル、10年目以降は1株当たり5.18ドルの年率で、現金配当を受領する権利を有する。上述の配当率が適用される年度は優先株式の発行日及び各年のその応当日に開始する。配当は、(3月、6月、9月及び12月のそれぞれ最後の日で終わる)各四半期につき、当該四半期中の3月、6月、9月及び12月の初日(あるいは当日ニューヨーク証券取引所の取引が行われていない場合には、その翌取引日)に、前月15日の終了時における優先株式の登録株主に対し支払われる。但し、最初の配当は、発行日以降に開始する最初の四半期内の支払日に支払われ、発行日からその第1四半期の末日までの期間に最初の年率0.90ドルを適用して定められた額とする。優先株式の現金配当は発行日から発生し、累積される。優先株式が流通に置かれている限り、最後の四半期支払日に支払われる配当を含み、発行済の全ての優先株式につき全ての現金配当が支払われるか、あるいはその額の配当が宣言されその支払いのための十分な原資が準備されるのであれば、当社の額面0.10ドルの普通株式(以下、「普通株式」)もしくは、配当の支払いにつき、優先株式に劣後する当社のその他の株式に対し、いかなる配当も宣言され、支払われあるいは準備されてはならない。また、いかなる普通株式、配当の支払いにつき、優先株式と同等

もしくはこれに劣後する当社のその他の株式も、当社もしくは当社の子会社により償還もしくは買取られてはならない。また、いかなる資金も、かかる株式の償還もしくは買取のための準備金として積み立てられあるいはかかる償還もしくは買取にその他の方法で充当され、又は利用されてはならない。但し、上記の制限にかかわらず、準備金の条件に従って積み立てられた資金（積み立て時に上記制限に違反してはならない。）は、準備金の条件に従い、株式の買取もしくは償還に充当することができる。また、上記の制限にかかわらず、普通株式にのみ支払われるべき配当は普通株式に支払うことができる。本(b)項のために、優先株式が当社によって所有され、又は当社の勘定による時は、優先株式は発行されているとは看做されない。但し、当社の子会社が所有し、又は子会社の勘定になっている場合は発行されていると看做す。優先株式の累積配当金には金利を付さない。

- (c) 当社は、発行日から5年経過後は、発行日から5年経過後の一定日（以下、「償還日」）に効力を生じるものとして随時発行済優先株式の全部もしくは一部を償還することができる。当該償還は、取締役会の決議により行うものとし、優先株式の全部が償還されない場合は、償還対象となる株式は、取締役会の決議により定められる方法に従い優先株式の所有者に対しその持株数に比例又は実質的に比例するように割当てられるものとする。但し、当社は当社の取締役会の決議により定める限度で、当社もしくは当社の子会社が所有するか、それらの勘定になっている優先株式の一部もしくは全部を償還の対象から除外することができる。償還、償還されるべき株式の変更もしくは所有者間の割当に関する書面による通知は、料金前払いの第一級郵便で、償還日に先立つ30日以上90日以内に、優先株式の各登録所有者に対し、当社の株主名簿に記載された所有者の住所に宛ててなされる。上記に従い郵送された通知は、実際の受領の有無にかかわらず、正当になされたものと看做される。償還価額は、1株当たり14.00ドル、各場合に償還日の前に支払い可能であるが未宣言又は未払いとなっている配当金の合計額及び（3月、6月、9月もしくは12月の最後の日で終わる）最後の四半期の最終日から償還日までの期間について、償還日現在で支払い可能となっていないが、発生している優先株式についての配当額（月は30日、年は360日で計算）があれば、これらを合算する。償還日として償還通知に記載された日以降、当該株式を償還するに足る資金が、取消不能な形で積み立てられた場合、償還されるべき優先株式の所有者が当社の株主として有する全ての権利は、ここに規定する金利の付されない償還価額を受領する権利を除き消滅し終了する。又は、当社が選択すれば、償還日もしくはその前であっても、発行日から5年以降の日でかつ（ ）上記に従い優先株式の所有者に書面による償還通知が郵送された日及び（ ）償還日に支払うべき額として（償還日現在で上記に従い決定された）償還価額全額に足る資金が、取締役会の決議により当社の支払代理人として正当に指定された合衆国の商業銀行に預託された日（但し、償還通知には支払代理人の名称、住所、その支払代理人に償還日以前に原資を預託する旨の当社の決定及びその預託の事実を記載しなければならない。）のいずれか遅い日以後は、償還されるべき優先株式の所有者が当社の株主として有する全ての権利は、ここに規定する金利の付されない償還価額を受領する権利を除き消滅し終了する。取締役会の決議により、当社が定める償還日より1年を超える期間満了時まで、償還の対象となった優先株式の所有者によって請求されなかった支払代理人への預託金は、支払代理人により当社に支払われる。その後は償還の対象となった優先株式の所有者は、その金利の付されない支払いを、当社に対してのみ請求できる。償還日として通知に記載された日以後、優先株式の登録株主は、当社もしくは正当に指定された支払代理人に対し、償還されるべき株式の株券（当社が要求した場合は白地裏書もしくは白地の移転・譲渡証書を付すものとする。）を現に提示することにより金利の付されない償還価額を受領することができる。当社が（支払代理人への預託その他の方法で）取消不能な形式で、償還日以前に、償還対象となる優先株式の償還の支払いをするに足る資金を積み立てず又は償還の支払いを怠った場合、かかる不履行又は遅滞が、（支払代理人への預託その他による）取消不能の準備金の積み立てもしくは償還の対象となる優先株式の未払いの全ての所有者に対する償還価額（その価額は、不履行もしくは遅滞の場合、支払い可能であるが未宣言又は未払いの配当、もしくは当該不履行もしくは遅滞を治癒する取消不能の準備金の積み立て、支払いもしくは支払いの提供の日までに発生した配当の額を含む。）の支払いもしくは支払いの提供によって治癒されるまで、普通株式もしくは配当の支払いにつき優先株式に劣後する当社のその他の株式に対し、いかなる配当も宣言され、支払われあるいは積み立てられてはならない。また、いかなる普通株式、優先株式もしくは配当の支払いにつき、当該優先株式と同位もしくはこれに劣後する当社のその他の株式は、当社もしくは当社の子会社により償還もしくは買取られてはならない。また、いかなる資金も、かかる株式の償還もしくは買取のための準備金として積み立てられあるいはかかる償還もしくは買取にその他の方法で充当され又は利用されてはならない。但し、上記の制限にかかわらず、ある準備金の条件に従って積み立てられた資金（積み立て時に上記制限に違反してはならない。）は、準備金の条件に従い株式の買取もしくは償還に充当することができる。また、上記の制限にかかわらず、普通株式にの

み支払われるべき配当は普通株式に支払うことができる。優先株式の所有者は、優先株式の償還を当社に請求することはできない。

- (d) 任意もしくは非任意の当社の清算、解散もしくは整理の場合、その時点で流通に置かれている優先株式の所有者は、株式所有者への分配が可能な当社の資産（資本金、剰余金もしくはいかなる種類の利益であると問わず）から、普通株式もしくは清算の際の分配につき、優先株式に劣後するその他の当社の株式の所有者に支払いがなされる前に、1株当たり12.75ドル及び各場合に支払い可能であるが未宣言又は未払いとなっている配当金の合計額及び（3月、6月、9月、もしくは12月の最後の日で終わる）最後の四半期の最終日から支払日までの期間について、支払日現在で、支払い可能となっていないが発生している優先株式についての配当額（月は30日、年は360日で計算）があれば、これらを合算した額を受領することができる。当社の清算、解散もしくは整理時の分配可能な当社資産が、優先株式及び清算時の分配につき優先株式と同位の当社のその他の株式の所有者がかかる場合において権利を有する総額を支払うに不充分である場合は、当該所有者に対し分配可能な資産をその所有比率に応じて分配する。優先株式の所有者は当社の清算、解散もしくは整理に際し、その資産の分配に更に配当加入することはできない。本(d)項に定める当社の任意もしくは非任意の清算、解散もしくは整理、分配額が支払われる支払日と場所の通知は、料金前払いの第一級郵便で、記載の支払日に先立つ30日以上90日以内に、優先株式の各登録株主に対し、当社の株主名簿に記載された所有者の住所宛になされる。上記に従い郵送された通知は実際の受領の有無にかかわらず、正当になされたものと看做される。当社の資産の全てもしくは実質的に全ての売却、譲渡もしくは交換、又は他の会社との（への）当社の合併（吸収）、当社の清算及び当社の株式所有者に対する他の会社の株式の分配を伴う株式の交換による当社の資産の全てもしくは実質的に全ての売却、譲渡もしくは交換はいずれも本(d)項にいう当社の清算、解散もしくは整理とは看做されない。
- (e) ジョージア州法で要求されている場合及び(h)項所定の場合を除き、優先株式の所有者は当社の諸事項に関し、いかなる議決権も有さない。
- (f) 優先株式の所有者は、それらの優先株式を普通株式もしくは当社のその他の株式もしくはその他の証券に転換するいかなる権利も有さない。
- (g) 当社により償還・購入もしくはその他の方法で取得された優先株式は、再発行もしくはその他の方法で処分されない。上記は、当社の子会社が購入もしくはその他の方法で取得した優先株式には適用されない。当社は、随時当社が償還・購入もしくはその他の方法で取得した優先株式の一部もしくは全部を法律の規定に従い消却することができる。
- (h) 流通に置かれる優先株式の種類別投票で過半数の所有者が承認した当社の改正定款に定める場合を除き、普通株式もしくは当社のその他の普通もしくは優先株式は、(b)項及び(d)項に定めるとおり配当及び当社の清算、解散もしくは整理時の分配額について、優先株式に劣後する。また、優先株式の所有者は、全ての配当の支払い（累積配当の未払分を含む。）もしくは、優先株式に関連する清算時の全ての分配額を、当社のその他の株式についての支払いに先立ち優先して受領することができる。優先株式は、消却もしくは準備金の対象とならない。優先株式はここに規定する以外に他の株式に対し相対的な、又は参加的もしくは選択的な権利、その他の特別の権利及び権限を有するものではない。(b)、(c)及び(g)項において「子会社」とは、当社が直接的もしくは間接的に50%以上を所有する会社を言う。

（２）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし。

（３）【発行済株式総数及び資本金の推移】

年 月 日	発行済株式総数（千株）		資本金（百万ドル）	
	増減数	残高	増減額	残高
2018年6月30日現在		1,347,061		135 (15,372百万円)
2018年第3四半期中の増加（注）	315		0	
2018年9月30日現在		1,347,376		135 (15,372百万円)

端数処理のため合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

（注） 当四半期中の発行済株式総数の増加は、新株予約権（ストックオプション）の行使により発行された株式及び制限付株式の発行によるものである。

当社が発行した未行使の新株予約権（ストックオプション）の2018年9月30日現在における状況は以下のとおりである。

残高（千株）	行使により発行する株式の発行価格 （1株当たりの加重平均行使価格）（ドル）	資本組入額（千ドル）
5,600	28.33	560（注）

（注）新株予約権（ストックオプション）が行使された場合に受け取る発行価格合計約158,648,000ドル（1株当たりの加重平均行使価格に基づく。）のうち、560,000ドルが資本に組み入れられる。

（４）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

２【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、以下のとおり当社の取締役及び業務執行役員に異動があった。

（1）退任取締役

氏名	チャールズ・Ｂ・ナップ
役職名	取締役
退任年月日	2018年5月7日

氏名	エリザベス・Ｊ・ハドソン
役職名	取締役
退任年月日	2018年5月7日

（2）新任業務執行役員

氏名	リチャード・Ｌ・ウィリアムズ・Jr.
生年月日	1971年11月10日
役職名	アフラックのエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼最高ディストリビューション責任者
主要略歴	ユーナム（米国）のシニア・バイス・プレジデント兼ゼネラル・マネージャー（ストップ・ロス担当）（2017年）、コロニアル・ライフ・アンド・アクシデント・インシュアランス・カンパニーのシニア・バイス・プレジデント（市場開拓担当）（2013年から2017年）
実質所有株式の種類及び数	普通株式16,038株（2018年8月14日現在）
就任年月日	2018年8月14日
任期	取締役会の決議により別途規定される場合を除き、ウィリアムズ氏は、その後任者が選ばれて資格を取得するか、本人の死亡、辞職又は解任の時まで在任するものとする。

異動後の当社の役員（取締役及び業務執行役員）の男女別人数及び役員のうち女性の比率は以下のとおりである。

男性役員（取締役及び業務執行役員）：17名

女性役員（取締役及び業務執行役員）： 6名
（役員（取締役及び業務執行役員）のうち女性の比率：26％）

第5【経理の状況】

以下に記載されている四半期財務書類は、以下のものを邦文に翻訳したものである。

- ・ 2018年及び2017年9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間の連結損益計算書
- ・ 2018年及び2017年9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間の連結包括(損)益計算書
- ・ 2018年9月30日及び2017年9月30日並びに2017年12月31日現在の連結貸借対照表
- ・ 2018年及び2017年9月30日に終了した9ヶ月間の連結株主持分計算書
- ・ 2018年及び2017年9月30日に終了した9ヶ月間の連結キャッシュ・フロー計算書
- ・ 連結財務諸表注記

これらは2018年及び2017年の第3四半期の報告書様式10-Q及び2017年12月31日に終了した1年間の報告書様式10-Kに基づき記載され、米国証券取引委員会に提出されている。

これらの無監査四半期連結財務情報は、米国において一般に認められた会計原則に準拠して作成されている。当社は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という)第85条第1項の規定に基づき、これらの財務計算に関する書類を四半期財務書類として提出することを認められている。

当社の連結財務諸表は米ドルで作成されている。邦文翻訳を作成するにあたって、主要な計数についての円換算額は、2018年11月2日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売相場である1米ドル＝113.87円の換算レートで換算したものである。換算上、端数は四捨五入したため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

上記主要な計数の邦貨への換算は、四半期財務諸表等規則第88条の規定に従うものであり、本項末尾の「米国と日本における会計原則及び会計慣行の差異」に関する記載は、四半期財務諸表等規則第86条及び第87条第2項の規定に従うものである。

1【四半期財務書類】

(1) 連結損益計算書

	9月30日に終了した3ヶ月間(無監査)				9月30日に終了した9ヶ月間(無監査)			
	2018年		2017年		2018年		2017年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
収益:								
保険料収入(主として補完保険)	4,636	527,901	4,648	529,268	14,086	1,603,973	13,951	1,588,600
投資収益(純額)	870	99,067	811	92,349	2,569	292,532	2,408	274,199
資産運用実現(損)益:								
一時的でない減損による実現損失	(5)	(569)	(8)	(911)	(17)	(1,936)	(27)	(3,074)
その他の(損)益 ⁽¹⁾	61	6,946	38	4,327	(59)	(6,718)	(139)	(15,828)
資産運用実現(損)益合計	56	6,377	30	3,416	(76)	(8,654)	(166)	(18,902)
その他の(損)益	15	1,708	17	1,936	53	6,035	50	5,694
収益合計	5,577	635,053	5,506	626,968	16,632	1,893,886	16,243	1,849,590
保険金給付金及び事業費:								
保険金給付金(純額)	3,002	341,838	3,083	351,061	9,075	1,033,370	9,174	1,044,643
新契約費及び事業費:								
繰延新契約費償却	315	35,869	271	30,859	932	106,127	848	96,562
保険販売手数料	331	37,691	332	37,805	1,007	114,667	996	113,415
保険及びその他の費用	730	83,125	686	78,115	2,193	249,717	2,025	230,587
支払利息	53	6,035	59	6,718	164	18,675	181	20,610
新契約費及び事業費合計	1,429	162,720	1,348	153,497	4,296	489,186	4,050	461,174
保険金給付金及び事業費合計	4,431	504,558	4,431	504,558	13,371	1,522,556	13,224	1,505,817

税引前当 期純利 益	1,146	130,495	1,075	122,410	3,261	371,330	3,019	343,774
法人税等	301	34,275	359	40,879	866	98,611	998	113,642
当期純利益	845	96,220	716	81,531	2,395	272,719	2,021	230,131
1株当たり当期純 利益(単位:ド ル、円):								
基本	1.10	125	0.91	104	3.10	353	2.54	289
希薄化後	1.09	124	0.90	102	3.08	351	2.52	287
1株当たり当期純 利益計算に用 いた加重平均 発行済普通株 式数(千株):								
基本	767,049		788,958		772,807		794,645	
希薄化後	772,070		794,762		777,867		800,483	
1株当たり現金配 当(単位:ド ル、円)	0.26	30	0.22	25	0.78	89	0.65	74

⁽¹⁾ 2018年1月1日に適用した金融商品に関する会計ガイダンスについては、連結財務諸表注記1を参照のこと。

添付の連結財務諸表注記を参照のこと。

(2) 連結包括(損)益計算書

	9月30日に終了した3ヶ月間(無監査)				9月30日に終了した9ヶ月間(無監査)			
	2018年		2017年		2018年		2017年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
当期純利益	845	96,220	716	81,531	2,395	272,719	2,021	230,131
その他の包括(損)								
益(法人税等控除前):								
当期外貨換算未実現(損)益	(383)	(43,612)	(58)	(6,604)	(51)	(5,807)	325	37,008
期限付証券未実現(損)益: ⁽¹⁾								
当期保有期限付証券未実現(損)益	(866)	(98,611)	457	52,039	(3,099)	(352,883)	1,006	114,553
当期純利益に含まれる保有期限付証券実現損(益)の組替修正額	(37)	(4,213)	(50)	(5,694)	(11)	(1,253)	(33)	(3,758)
当期デリバティブ未実現(損)益	(2)	(228)	(1)	(114)	2	228	-	-
年金債務当期調整額	1	114	1	114	1	114	(1)	(114)
その他の包括(損)益合計(法人税等控除前)	(1,287)	(146,551)	349	39,741	(3,158)	(359,601)	1,297	147,689
その他の包括(損)益項目に係る法人税費用(軽減効果)	(344)	(39,171)	219	24,938	(813)	(92,576)	396	45,093
その他の包括(損)益(法人税等控除後)	(943)	(107,379)	130	14,803	(2,345)	(267,025)	901	102,597
包括(損)益合計	(98)	(11,159)	846	96,334	50	5,694	2,922	332,728

⁽¹⁾ 2018年1月1日に適用した金融商品に関する会計ガイダンスについては、連結財務諸表注記1を参照のこと。

添付の連結財務諸表注記を参照のこと。

(3) 連結貸借対照表

	2018年9月30日現在 (無監査)		2017年9月30日現在 (無監査)		2017年12月31日現在	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
資産:						
運用資産及び現金・預金:						
売却可能有価証券(公正価値):						
期限付証券(償却原価:2018年9月30日は72,207百万ドル、2017年9月30日は69,280百万ドル、2017年12月31日は70,594百万ドル) ⁽¹⁾	77,443	8,818,434	76,843	8,750,112	78,804	8,973,411
期限付証券—連結変動持分事業体(償却原価:2018年9月30日は4,045百万ドル、2017年9月30日は4,513百万ドル、2017年12月31日は4,538百万ドル) ⁽¹⁾	4,853	552,611	5,435	618,883	5,509	627,310
満期保有有価証券(償却原価):						
期限付証券(公正価値:2018年9月30日は36,250百万ドル、2017年9月30日は38,599百万ドル、2017年12月31日は38,072百万ドル)	30,421	3,464,039	31,998	3,643,612	31,430	3,578,934
持分証券(公正価値):						
持分証券 ⁽¹⁾	880	100,206	238	27,101	270	30,745
持分証券—連結変動持分事業体	179	20,383	690	78,570	753	85,744
その他運用資産 ⁽²⁾	7,009	798,115	2,358	268,505	3,402	387,386
現金・預金及び現金等価物	3,429	390,460	4,927	561,037	3,491	397,520
運用資産及び現金・預金合計	124,214	14,144,248	122,489	13,947,822	123,659	14,081,050
未収金	784	89,274	937	106,696	827	94,170
未収投資収益	735	83,694	730	83,125	769	87,566
繰延新契約費	9,622	1,095,657	9,413	1,071,858	9,505	1,082,334
有形固定資産(減価償却累計額控除後原価)	435	49,533	439	49,989	434	49,420
その他の資産 ⁽³⁾	2,151	244,934	2,075	236,280	2,023	230,359
資産合計	137,941	15,707,342	136,083	15,495,771	137,217	15,624,900

⁽¹⁾ 永久証券を含む。連結財務諸表注記1及び3を参照のこと。

- (2) 2018年9月30日は5,388百万ドル、2017年9月30日は1,500百万ドル、2017年12月31日は2,341百万ドルの連結変動持分事業体からの貸付金及びリミテッド・パートナーシップを含む。
- (3) 2018年9月30日は190百万ドル、2017年9月30日は148百万ドル、2017年12月31日は151百万ドルの連結変動持分事業体からのデリバティブを含む。

添付の連結財務諸表注記を参照のこと。

	2018年9月30日現在 (無監査)		2017年9月30日現在 (無監査)		2017年12月31日現在	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
負債及び株主持分:						
負債:						
保険契約準備金:						
責任準備金	83,856	9,548,683	81,116	9,236,679	81,857	9,321,057
支払備金	4,530	515,831	4,368	497,384	4,392	500,117
未経過保険料	5,224	594,857	6,262	713,054	5,959	678,551
その他保険契約準備金	6,974	794,129	6,967	793,332	6,939	790,144
保険契約準備金合計	100,584	11,453,500	98,713	11,240,449	99,147	11,289,869
法人税等	3,887	442,613	6,195	705,425	4,745	540,313
貸付有価証券の現金担保返済義務	1,970	224,324	522	59,440	606	69,005
社債等	5,279	601,120	5,248	597,590	5,289	602,258
その他の負債 ⁽⁴⁾	2,987	340,130	3,428	390,346	2,832	322,480
負債合計	114,707	13,061,686	114,106	12,993,250	112,619	12,823,926
契約債務及び偶発債務(注記13を参照)						
株主持分:						
普通株式、額面0.10ドル；授權株式 数：2018年9月30日は1,900,000千株、 2017年9月30日は1,900,000千株、 2017年12月31日は1,900,000千株；発行済株式数：2018年9月30日は1,347,376千株、2017年9月30日は1,345,338千株、2017年12月31日は1,345,762千株	135	15,372	135	15,372	135	15,372
株式払込剰余金	2,151	244,934	2,009	228,765	2,052	233,661
利益剰余金	31,461	3,582,464	27,489	3,130,172	29,895	3,404,144
その他の包括(損)益累計額:						
外貨換算未実現(損)益	(2,113)	(240,607)	(1,715)	(195,287)	(1,750)	(199,273)
期限付証券未実現(損)益 ⁽⁵⁾	4,240	482,809	5,437	619,111	5,964	679,121
デリバティブに係る未実現(損)益	(24)	(2,733)	(23)	(2,619)	(23)	(2,619)
年金債務当期調整額	(194)	(22,091)	(168)	(19,130)	(163)	(18,561)
自己株式(平均取得原価)	(12,422)	(1,414,493)	(11,187)	(1,273,864)	(11,512)	(1,310,871)

株主持分合計	23,234	2,645,656	21,977	2,502,521	24,598	2,800,974
負債及び株主持分 合計	137,941	15,707,342	136,083	15,495,771	137,217	15,624,900

(4) 2018年9月30日は101百万ドル、2017年9月30日は132百万ドル、2017年12月31日は128百万ドルの連結変動持分事業体からのデリバティブを含む。

(5) 2018年1月1日に適用した金融商品に関する会計ガイダンスについては、連結財務諸表注記1を参照のこと。

添付の連結財務諸表注記を参照のこと。

(4) 連結株主持分計算書

	9月30日に終了した9ヶ月間(無監査)			
	2018年		2017年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
普通株式:				
期首残高	135	15,372	135	15,372
期末残高	135	15,372	135	15,372
株式払込剰余金:				
期首残高	2,052	233,661	1,908	217,264
ストック・オプションの行使	30	3,416	33	3,758
株式に基づく報酬	39	4,441	38	4,327
自己株式再発行に係る(損)益	30	3,416	30	3,416
期末残高	2,151	244,934	2,009	228,765
利益剰余金:				
期首残高	29,895	3,404,144	25,981	2,958,456
会計基準変更による累積的な影響 - 金融商品(法人税等控除後) ⁽¹⁾	148	16,853	-	-
会計基準変更による累積的な影響 - 改正税法からの税効果 ⁽¹⁾	(374)	(42,587)	-	-
当期純利益	2,395	272,719	2,021	230,131
株主への配当	(603)	(68,664)	(513)	(58,415)
期末残高	31,461	3,582,464	27,489	3,130,172
その他の包括(損)益累計額:				
期首残高	4,028	458,668	2,630	299,478
会計基準変更による累積的な影響 - 金融商品(法人税等控除後) ⁽¹⁾	(148)	(16,853)	-	-
会計基準変更による累積的な影響 - 改正税法からの税効果 ⁽¹⁾	374	42,587	-	-
外貨換算未実現(損)益の当期増減(法人税等控除後)	(38)	(4,327)	268	30,517
期限付証券未実現(損)益の当期増減(法人税等控除後及び組替修正後) ⁽¹⁾	(2,310)	(263,040)	632	71,966
デリバティブに係る未実現(損)益の当期増減(法人税等控除後)	2	228	1	114
年金債務当期調整額(法人税等控除後)	1	114	-	-
期末残高	1,909	217,378	3,531	402,075
自己株式:				
期首残高	(11,512)	(1,310,871)	(10,172)	(1,158,286)
自己株式の取得	(939)	(106,924)	(1,053)	(119,905)
発行自己株式の原価	29	3,302	38	4,327
期末残高	(12,422)	(1,414,493)	(11,187)	(1,273,864)
株主持分合計	23,234	2,645,656	21,977	2,502,521

⁽¹⁾ 2018年1月1日に適用した会計ガイダンスについては、連結財務諸表注記1を参照のこと。

添付の連結財務諸表注記を参照のこと。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

	9月30日に終了した9ヶ月間(無監査)			
	2018年		2017年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー:				
当期純利益	2,395	272,719	2,021	230,131
当期純利益と営業活動により調達した 純資金額の調整:				
未収及び前払保険料の増減	(27)	(3,074)	(32)	(3,644)
繰延新契約費の資産計上	(1,082)	(123,207)	(1,077)	(122,638)
繰延新契約費の償却	932	106,127	848	96,562
保険契約準備金の増加	1,821	207,357	2,137	243,340
法人税等負債の増減	38	4,327	323	36,780
資産運用実現損(益)	76	8,654	166	18,902
その他(純額)	506	57,618	210	23,913
営業活動により調達した純資金	4,659	530,520	4,596	523,347
投資活動によるキャッシュ・フロー:				
運用資産の売却又は償還:				
売却可能期限付証券	5,991	682,195	3,382	385,108
持分証券	369	42,018	755	85,972
満期保有期限付証券	880	100,206	1,714	195,173
その他運用資産 - 貸付金	597	67,980	134	15,259
運用資産の取得原価:				
売却可能期限付証券	(7,845)	(893,310)	(6,827)	(777,390)
持分証券	(338)	(38,488)	(391)	(44,523)
その他運用資産 - 貸付金	(4,150)	(472,561)	(916)	(104,305)
貸付金を除くその他運用資産(純額)	(136)	(15,486)	(167)	(19,016)
デリバティブの決済(純額)	(141)	(16,056)	(240)	(27,329)
受入れ(差入れまたは返却)現金担保(純額)	1,413	160,898	(273)	(31,087)
その他(純額)	188	21,408	(58)	(6,604)
投資活動により使用した純資金	(3,172)	(361,196)	(2,887)	(328,743)

添付の連結財務諸表注記を参照のこと。

9月30日に終了した9ヶ月間(無監査)

	2018年		2017年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
財務活動によるキャッシュ・フロー:				
自己株式の取得	(923)	(105,102)	(1,053)	(119,905)
新規借入	-	-	524	59,668
債務返済額	-	-	(660)	(75,154)
株主への支払配当金	(595)	(67,753)	(491)	(55,910)
投資契約の増減(純額)	(17)	(1,936)	39	4,441
自己株式再発行	36	4,099	23	2,619
その他(純額)	(14)	(1,594)	5	569
財務活動に使用した純資金	(1,513)	(172,285)	(1,613)	(183,672)
現金・預金及び現金等価物に対する為替変動の影響額	(36)	(4,099)	(28)	(3,188)
現金・預金及び現金等価物純変動額	(62)	(7,060)	68	7,743
現金・預金及び現金等価物期首残高	3,491	397,520	4,859	553,294
現金・預金及び現金等価物期末残高	3,429	390,460	4,927	561,037
キャッシュ・フローに関する補足情報:				
法人税等支払額	827	94,170	693	78,912
利息支払額	124	14,120	144	16,397
現金の動きを伴わない利息	41	4,669	38	4,327
資産運用実現損失に含まれる減損による損失	17	1,936	27	3,074
現金の動きを伴わない財務活動:				
キャピタル・リース債務	10	1,139	7	797
下記制度のために発行された自己株式:				
募集人向け株式ボーナス制度	7	797	22	2,505
株主配当金再投資	8	911	22	2,505
株式に基づく報酬付与	2	228	1	114

添付の連結財務諸表注記を参照のこと。

(6) 連結財務諸表注記

1. 重要な会計方針の要約

事業内容

アフラック・インコーポレーテッド(「親会社」)とその子会社(総称して「当社」)は主として補完保険及び生命保険を米国と日本で販売している。当社の保険事業は、米国においてはAmerican Family Life Assurance Company of Columbus(「アフラック」又は「アフラック(米国)」)が、日本においては、2018年4月1日付でアフラック生命保険株式会社(「アフラック(日本)」)が、それぞれ事業を展開している。2018年4月1日より前は、当社の保険事業は日本においてはアフラックの支店として展開していた。American Family Life Assurance Company of New Yorkはアフラックの完全子会社である。アフラックの保険契約の多くは個人保険で、独立代理店もしくは募集人により販売される。更に、アフラック(米国)は、現在、「アフラック団体保険」のブランド名で営業しているContinental American Insurance Companyを通じて団体保険を販売している。米国と日本は当社保険事業の2大市場である。資産運用実現損益を含む当社の収益合計に占めるアフラック(日本)の割合は、9月30日に終了した9ヶ月間において、2017年、2018年ともに69%であった。また、総資産に占めるアフラック(日本)の割合は、2017年12月31日現在が83%であったのに対し、2018年9月30日現在は84%であった。

表示の基準

当社の財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国GAAP」)に準拠して作成されている。この原則は主として米国財務会計基準審議会(以下「FASB」)により策定されたものである。以下の連結財務諸表注記において言及されているFASBにより制定された米国GAAPとは、FASBの会計基準編纂書(以下「ASC」)を指している。米国GAAPに従って財務諸表を作成するため、経営陣は事業運営により生じる取引を記録するにあたり、最新の入手可能な情報に基づいて見積りを行うことを求められている。会計上の見積り及び保険数理上の決定を相当程度含む貸借対照表の最も重要な項目のうち、運用資産及びデリバティブ、繰延新契約費(DAC)、責任準備金、支払備金及び法人税等の評価は、将来的に変動する可能性がある。会計上の見積り及び保険数理上の決定は、市場環境、資産運用利回り、死亡率、罹患率、保険販売手数料とその他の新契約費及び保険契約者の解約によって影響を受ける。最新の追加情報を入手した場合、あるいは実際の金額を確定できた場合には、財務諸表に計上した見積りは修正され、経営成績に反映される。この種の見積りには、ある程度の変動は避けられないが、当社はその見積額を妥当なものと考えている。

当社の無監査の連結財務諸表には、親会社とその子会社及び関連会計基準に基づき連結すべき他の事業体の財務諸表が含まれており、重要な連結会社間取引についてはすべて消去されている。

経営陣の意見では、添付の当社の連結財務諸表(無監査)は、2017年12月31日現在及び2018年9月30日現在の連結貸借対照表、2017年及び2018年9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間の連結損益計算書及び連結包括(損)益計算書、並びに2017年及び2018年の9月30日に終了した9ヶ月間の連結株主持分計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書を適正に表示するために必要な全ての修正(通常反復継続して行われる発生主義に基づき計上する金額から成る)を反映している。期中会計期間における経営成績は、必ずしも年度の経営成績を示唆するものではない。したがって、本財務諸表は、2017年12月31日に終了した事業年度に係る当社の有価証券報告書に掲載されている財務諸表及び注記とともに利用されるべきものである。

株式分割: 2018年2月13日、親会社の取締役会は、当社普通株式1株につき2株を割り当てる株式分割を行い、2018年3月2日営業時間終了時点の登録株主に対して100%の株式配当の形で2018年3月16日に支払うことを宣言した。この株式分割は、保有される普通株式1株に対して追加で1株の普通株式を支払うものである。発行済株式数及び1株当たり金額を含む、株主持分及び1株当たり情報のすべては、本四半期報告書に表示されているすべての期間にわたって、本株式分割を反映するように調整されている。

表示の組替：当年度の本報告書の表示と整合させるため、過年度の金額に組替調整を行っている。この表示の組替は、当期純利益又は株主持分合計に影響を与えなかった。

過年度は別個の科目として表示されていた永久証券は、当年度の表示区分と整合させるために、期限付証券の科目に組み替えられた。この組替は、当期純利益又は株主持分に影響を与えなかった。

新会計基準

最近適用された会計基準

会計基準	内容	適用日	財務諸表又はその他の重要事項への影響
米国会計基準の更新（ASU）2018-03 金融商品 - 全般に 対する技術的な修正と改善	2018年2月、FASBは、当初公表された「金融商品 - 全般 - 金融資産及び金融負債の認識及び測定」（以下に要約されている）におけるガイダンスの一部を明確化するための修正を公表した。具体的には、この修正は、容易に決定することのできる公正価値を持たない持分証券について代替的な測定方法を選択した事業体が、不可逆的な選択により、代替的な測定方法から公正価値法に変更することができることを明確化するものである。この不可逆的な選択は、当該持分証券及び同じ発行体への同一の、あるいは類似の投資すべてに適用される。また、代替的な測定方法において観察可能な価格を用いる場合、事業体は、報告期間の末日ではなく、価格が観察可能となった取引実行日における当該価格を用いなければならない。なお、保険会社が容易に決定することのできる公正価値を持たない持分証券について代替的な測定方法を適用する場合、将来にわたって適用しなければならない。この改訂は、公開企業において、2017年12月16日以降に開始する年度及び2018年6月16日以降に開始する中間期より有効となる。以下に記載のある「金融商品 - 全般 - 金融資産及び金融負債の認識及び測定」を適用している限り、すべての事業体において、この改訂を2017年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より早期適用することが認められている。	2018年1月1日に 早期適用。	このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。

ASU 2018-02 損益計算書 - 包括利益の報告 - その他の包括利益累計額からの一部の税効果の組替	2018年2月、FASBIは、米国税制改革法（以下、「改正税法」）による米国連邦法人税率の変更がその他の包括利益累計額に残る項目の繰延税金の総額及び評価性引当金に与える影響を、その他の包括利益累計額から利益剰余金に組替えることを認める改訂を公表した。この改訂は、改正税法が施行された結果取り残される税効果への影響を消去するとともに、組替えられた税効果について一定の開示を求めるものである。この改訂は、すべての事業体において、2018年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より有効となる。公開企業については、財務諸表が未だ発行されていない全ての中間期において、このガイダンスを早期適用することができる。この改訂による組替は、この改訂を適用した期間において実施するか、あるいは改正税法における米国連邦法人税率の変更の影響が認識される各期間に遡及して実施されなければならない。	2018年1月1日に早期適用。	その他の包括利益累計額から利益剰余金に組替えられた金額は、改正税法により発効した連邦法人税率の変更が税効果に与えた影響を含んでいる。税効果への影響をその他の包括利益累計額から組替えるための当社の方針は、ポートフォリオ・アプローチに従うこととしている。このガイダンスの適用により、2018年1月1日現在、2018年度期初のその他の包括利益累計額が374百万ドル増加し、これに対応して、2018年度期初の利益剰余金が同額減少した。
ASU 2017-09 報酬 - 株式報酬：条件変更の会計処理の範囲	2017年5月、FASBIは、株式に基づく報酬の支払に係る条件あるいは前提を変更する際、どのような場合に条件変更の会計処理がなされなければならないかを明確化するガイダンスを公表した。報酬の条件あるいは前提の変更により、報酬の公正価値、権利確定条件あるいは（資本性商品あるいは負債性商品としての）種別が変更される場合は、事業体は条件変更の会計処理を適用しなければならない。	2018年1月1日	このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。
ASU 2017-08 債権 - 返金不要な手数料及びその他のコスト：購入した償還可能負債証券のプレミアム部分の償却	2017年3月、FASBIは、プレミアム価格で保有している一部の償還可能負債証券に係るプレミアムの償却期間を短縮する改訂を公表した。具体的には、償還可能負債証券に係るプレミアムを、最も早い償還可能日に向けて償却することが求められている。なお、この改訂は、ディスカウント価格で保有している有価証券に係る会計処理の変更は求めていない。この改訂は、公開企業において、2018年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より有効となる。この改訂を早期適用することは、中間期からの適用も含めて認められている。	2018年7月1日に早期適用。	このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。

ASU 2017-07 報酬 - 退職給付：純期間年金費用及び純期間退職後給付費用の表示の改善	2017年3月、FASBIは、純期間年金費用及び純期間退職後給付費用の構成要素のうち勤務費用相当額を、当該従業員により提供された勤務から発生するその他の報酬と同じ科目で雇用者が報告することを求める改訂を公表した。純期間年金費用及び純期間退職後給付費用のその他の構成要素は、勤務費用の構成要素とは別個に損益計算書上に表示することが求められており、該当する場合は、事業からの利益の小計の外に表示することが求められている。純期間年金費用のその他の構成要素を表示するために、別個の科目が用いられる場合は、その科目は適切に記述されなければならない。別個の科目が用いられない場合は、純給付費用のその他の構成要素を表示するために用いられた科目を開示しなければならない。この改訂は、該当する場合に勤務費用相当額のみに限って資産計上を認めている。	2018年1月1日	このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。
ASU 2017-05 その他の収益 - 非金融資産の認識中止による損益 - 資産の認識中止に係るガイダンスの対象及び非金融資産の部分売却についての会計処理の明確化	2017年2月、FASBIは、非金融資産あるいは「実質的な非金融資産」の定義に該当する金融資産の認識中止に係る範囲及び会計処理を明確化する改訂を公表した。この改訂は、「実質的な非金融資産」について定義し、非金融資産の一部売却に係るガイダンスを追加している。	2018年1月1日	このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。
ASU 2017-01 企業結合 - 事業の定義の明確化	2017年1月、FASBIは、一連の資産と活動が、どのような場合に事業に該当するかについての定義を明確化する改訂を公表した。この改訂は、移転された一連の資産の公正価値のほとんど全てが単一の資産あるいは類似の資産のグループに集中している取引を、事業としての評価から除外するスクリーニングを提供するものである。	2018年1月1日	このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。
ASU 2016-18 キャッシュ・フロー計算書 - 制限付現金	2016年11月、FASBIは、現金、現金同等物及び一般に制限付現金あるいは制限付現金同等物と呼ばれるものの合計額について、期中の変動額をキャッシュ・フロー計算書において説明することを求める改訂を公表した。	2018年1月1日	このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー計算書及び開示に重要な影響を与えなかった。
ASU 2016-16 法人所得税 - グループ企業間取引による棚卸資産以外の資産の譲渡	2016年10月、FASBIは、グループ企業間取引による棚卸資産以外の資産の譲渡にかかる法人税について、譲渡の発生時点において、事業体が法人税を認識することを求める改訂を公表した。	2018年1月1日	このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。

ASU 2016-15 キャッシュ・フロー計算書 - 特定の現金収入及び現金支出の分類	2016年8月、FASBIは、キャッシュ・フロー計算書における8つの特定の分類上の論点に関するガイダンスを提供する改訂を公表した。	2018年1月1日	このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー計算書及び開示に重要な影響を与えなかった。
ASU 2016-01 金融商品 - 全般 - 金融資産及び金融負債の認識及び測定	2016年1月、FASBIは金融商品に関する認識、測定、表示及び開示についての一定の側面に対処するためのガイダンスを公表した。このガイダンスの主たる内容として、一部の持分投資を公正価値で測定し、その変動を当期純利益において認識すること、公正価値オプションを適用している金融負債の公正価値の変動のうち、商品に固有の信用リスクに起因するものを、その他の包括利益の中の別個の項目として表示すること、及び金融商品の公正価値の開示を変更することが求められている。このガイダンスはまた、売却可能証券に係る繰延税金資産（以下「DTA」）に対する評価性引当金の計上の要否について、他のDTAと合わせて検討することを求めている。	2018年1月1日	会計基準変更による累積的な影響として、当社の2018年期初の利益剰余金は税引後で148百万ドル増加し、2018年期初のその他の包括利益累計額は同額減少した。
ASU 2014-09 顧客との契約から生じる収益	2014年5月、FASBIは、財又はサービスの提供のために顧客と契約を締結する事業体、あるいは非金融資産の移転のために契約を締結する事業体（これらの契約が保険契約やリース契約等その他の基準に該当しない場合のみ）に影響を与える新しいガイダンスを公表した。このガイダンスの中核的な原則は、顧客への財又はサービスの移転を描写するように、財又はサービスと交換に事業体が権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しなければならないとしている。	2018年1月1日	このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。

適用を予定している会計基準

会計基準	内容	財務諸表又はその他の重要事項への影響
------	----	--------------------

ASU 2018-15 無形資産- のれん 及びその他無形資産 - 自社利用目的のソフトウェア：サービス契約であるクラウド・コンピューティング契約で発生した導入コストの顧客における会計処理	2018年8月、FASBは、サービス契約であるホスティング契約において発生した導入コストの資産計上要件を、自社利用目的のソフトウェアの開発あるいは取得により生じる導入コストの資産計上要件と整合させるための改訂を公表した。この改訂は、公開企業において、2019年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より有効となる。この改訂を早期適用することは認められている。	このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えるものではない。
ASU 2018-14 報酬 - 退職給付 - 確定給付年金制度 - 全般、開示の枠組み - 確定給付型年金の開示に係る要求事項の変更	2018年8月、FASBは、確定給付型年金あるいはその他の退職後給付制度を提供する雇用者に対して、開示に係る要求事項の改訂を公表した。これに伴い、6つの開示が削除され、2つの開示の追加と2つの開示の明確化が行われた。この改訂は、公開企業において、2020年12月16日以降に開始する年度より有効となる。この改訂を早期適用することは認められている。	このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えるものではない。
ASU 2018-13 公正価値測定：開示の枠組み - 公正価値測定の開示に係る要求事項の変更	2018年8月、FASBは、トピック820「公正価値測定」における、公正価値測定の開示に係る要求事項の改訂を公表した。この改訂は、一部の開示について、削除、修正及び追加を行うものである。この改訂は、すべての企業において、2019年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より有効となる。この改訂の公表日以後、早期適用することは認められている。また、この改訂の公表日以後、開示の削除や修正に関する改訂については早期適用し、開示の追加についてはこの改訂が有効となる日まで適用を延期することも認められている。	このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えるものではない。
ASU 2018-12 金融サービス - 保険：長期保険契約に係る会計処理の限定的な改善	2018年8月、FASBは、保険会社における長期保険契約の会計処理方法を大きく変更する改訂を公表した。この改訂は、従来の認識、測定、表示及び開示に関する要求事項を変更するものである。新たなガイダンスの対象となる項目には以下のものが含まれる：1) 将来保険給付に係る負債の前提条件の更新、2) 市場リスクを伴う給付の公正価値による測定、3) 繰延新契約費の償却方法の簡素化、及び4) 財務諸表の表示及び開示の改善。この改訂は、公開企業において、2020年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より有効となる。この改訂を早期適用することは認められている。	当社は、このガイダンスの適用による影響を詳細に評価中であるが、その適用が、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えるものと予想される。当社は、このガイダンスが要求する将来保険給付に係る負債の前提条件の更新が、当社の経営成績、システム、プロセス及び内部統制に対して最も大きな影響を与えるものと考えている。

ASU 2018-11 リース - 限定的な改善	2018年7月、FASBは、トピック842「リース」における限定的な改善を公表した。この改訂は、リースに関する新しい会計基準の適用に際し、追加の選択可能な移行措置として、累積影響額を期首利益剰余金に計上する方法を企業に提供するものである。加えてこの改訂は、特定の要件を満たす場合、貸手に対して、リース要素からリース以外の要素を分離することなく、両者を一つの要素として会計処理する実務上の簡便法を提供している。この改訂は、公開企業において、2018年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より有効となり、早期適用も認められている。	当社は、この改訂において選択可能とされた移行措置を採用した。このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えるものではない。
ASU 2018-10 トピック842 - リースに対する条文の改善	2018年7月、FASBは、ASU 2016-02 - リース（トピック842）に関する会計基準編纂書の明確化、誤りの修正及び細かな改善を行うガイダンスを公表した。このASUにおける改訂は、ASU 2016-02の改訂で公表されたガイダンスのうち、限られた局面の取扱いに影響を与える。これには、残価保証、リースの計算利率、借手によるリース分類の再評価及び指標やレートに連動する変動リース料の取扱いが含まれるが、これらに限定されない。このASUにおける改訂は、トピック842の適用日に従い、公開企業において、2018年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より有効となる。	このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えるものではない。
ASU 2018-01 リース- 地役権に関するトピック842移行時の簡便法	2018年1月、FASBは、トピック842の適用前に存在し又は終了した地役権であって従前トピック840の下でリースとして計上されていなかったものについて、移行に際して、トピック842の下で評価を行わないという簡便法を選択するオプションを事業体に付与する改訂を公表した。この改訂は、新規又は改定された地役権については、事業体が新しい基準を採用すると同時に、リースに関する新基準の下で評価しなければならないことを明確にしている。この改訂は、公開企業において、2018年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より有効となる。この改訂を早期適用することは認められている。	このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えるものではない。
ASU 2017-12 デリバティブ及びヘッジ - ヘッジ活動に関する会計処理の限定的改善	2017年8月、FASBはヘッジ会計に関する会計規則を改善し簡素化するガイダンスを公表した。このガイダンスは、経済的な結果が財務諸表上どのように表示されるかについて、透明性を高めるものである。この新たなガイダンスによって改善された問題点には、次の事柄が含まれる：1）リスク構成要素のヘッジ、2）金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象の会計処理、3）ヘッジ手段の効果に関する認識と表示及び4）ヘッジの有効性の評価から除外された金額。この改訂は、公開企業において、2018年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より有効となる。この改訂を早期適用することは、このガイダンス公表後のいかなる中間期においても認められている。	このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えるものではない。

ASU 2017-04 無形資産 - のれん及びその他無形資産 - のれんの減損テストの簡素化	2017年1月、FASB は、のれんの事後評価を簡素化する改訂を公表した。事業体は、この改訂の下で、のれんの減損を測定するための、仮想の取得原価の配分による評価が不要となった。その代わり、当該事業体は、報告単位の公正価値をその帳簿価額と比較することにより、年度又は中間期ののれんの減損テストを実施しなければならない。この改訂は、米国証券取引委員会（SEC）に登録する公開企業において、2019年12月16日以降に開始する年度の年度又は中間期ののれんの減損テストより有効となる。2017年1月2日以降の日付で実施されるのれんの減損テストについて、この改訂を早期適用することは認められている。	このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えるものではない。
ASU 2016-13 金融商品 - 金融商品における信用損失の測定	2016年6月、FASBは、償却原価で測定される金融資産(あるいは金融資産群)から回収が見込まれる金額を反映するため、これらの資産について信用損失に係る引当金との純額で表示することを求める改訂を公表した。当該改訂は、予想信用損失の測定について現行の米国GAAPにおける発生損失手法から、予想信用損失を反映する手法に変更しており、また信用損失の見積りを裏付ける合理的な情報を広く検討することを求めている。売却可能負債債券に関する信用損失は、引き続き現行の米国GAAPと類似の手法で測定されるが、この改訂は、当該信用損失を評価減ではなく引当金として表示することを求めている。その他の改訂として、組成当初の状態と比べ重要でない金額を超える信用劣化が生じた状態で購入した金融資産（PCD金融資産）の貸借対照表表示及び受取利息の認識に関する改訂が含まれている。 この改訂は、公開企業において、2019年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より有効となる。企業は、このガイダンスを2018年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より早期適用することができる。この改訂は、適用する事業年度の期初において累積的な影響額を利益剰余金として認識する修正遡及手法によって適用されるが、PCD金融資産及び適用日までに一時的でない減損（以下「OTTI」）が認識された負債証券については、修正遡及手法の例外として取り扱われる。すなわち、現行の米国GAAPにおいて「信用が毀損した状態で購入された」（PCI）金融資産として会計処理されている、信用が劣化した状態で購入された貸付金は、当該改訂の適用時にPCD金融資産に振替えられ、将来に向かってPCD金融資産のガイダンスが適用される。また、適用日以前にOTTIを認識した負債証券については、将来に向かって当該ガイダンスが適用されるため、適用日の前後で同一の償却原価を維持することが可能になる。	当社は、このガイダンスの対象となる金融商品を特定しており、それには期限付証券、貸付金及び未収再保険金が含まれている（対象となる金融商品の現在の残高については注記3及び7を参照のこと）。当社は、信用損失の測定において求められる変更に対応するため、信用損失の予測モデル及び会計システムの更新作業を進めている。当社は、現時点において、このガイダンスの適用によって最も大きな影響を受ける資産クラスは貸付金及び満期保有の期限付証券であると見込んでいる。 当社は、このガイダンスの適用が当社の財政状態、経営成績及び開示に与える影響を引き続き評価中である。

ASU 2016-02 リース	2016年2月、FASBIは、ASU 2016-02を公表し、借手が貸借対照表上でリースを認識すること及びリース契約について主要な情報を開示すること求めるトピック842「リース」を新設した。新しい基準で導入された使用権モデル（ROU）は、リース期間が12ヶ月を超える全てのリースについて、借手が貸借対照表上で使用権資産とリース負債を認識することを求めている。リースは、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類されることとなり、これによって損益計算書上の費用認識のパターン及び区分が影響を受けることとなる。新しいガイダンスの下で、貸手の会計処理は概ね変更されない。 新しい基準の早期適用は予定していないため、新しい基準は当社において2019年1月1日に有効となる。当初適用日に存在するすべてのリースに対して新しい基準を適用する、修正遡及移行アプローチの適用が求められている。当社は、新しい基準が有効となる日を当初適用日とする予定である。既存のリースに適用される移行時の要求事項は、当初適用日と、新しい基準が有効となる日の間に締結されるリース契約にも適用される。当社は、新しい基準を2019年1月1日に適用し、新しい基準が有効となる日を当初適用日とする予定であるため、2019年1月1日より前の時点または期間については、財務情報は更新されず、また新しい基準で求められる開示も提供されない。 新しい基準は、移行に際していくつかの実務上の簡便法を提供している。当社は、「実務上の簡便法のパッケージ」を選択する予定であり、これにより、リースの特定、リースの分類及び初期直接費用についての従来の当社の結論について、新しい基準の下で再評価しないことが認められる。当社は、事後判断を利用することを予定していない。	当社は、このガイダンスの対象となるオペレーティング・リースを特定しており、それには事務所スペースや設備のリースが含まれている（対象となるリースの残高については、2017年度の有価証券報告書における連結財務諸表注記15を参照のこと）。このガイダンスの対象となるリース契約は、貸借対照表に計上される使用権資産及びリース負債を増加させるが、2018年9月30日現在の当社の総資産の1%未満と見積っている。当社は、このガイダンスの適用が当社の財政状態、経営成績あるいは開示に重要な影響を与えるものではないと見込んでいる。
----------------------------	---	---

最近公表されたその他の新会計基準は、当社の事業は適用対象ではないか、もしくは当社の事業に重要な影響がなかった、あるいは重要な影響があるとは見込まれない。

新会計基準及び直近の会計ガイダンス及びそれが当社の財政状態及び経営成績に与える影響についての追加情報については、2017年12月31日に終了した事業年度に係る当社の有価証券報告書に掲載されている連結財務諸表注記1を参照のこと。

2. 事業セグメント情報

当社は、アフラック（日本）とアフラック（米国）という2つの保険事業セグメントから構成されており、アフラック（日本）とアフラック（米国）を通じて個人補完保険及び生命保険を販売している。再々保険を含む、個別のセグメントとして報告すべきほどの規模ではない事業セグメント及び、アフラック（日本）及びアフラック（米国）に含まれない事業活動は、「全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）及びその他」に包括している。

当社では、アフラック（日本）とアフラック（米国）を除く全社の間接経費は事業セグメントごとに配賦していない。セグメント報告に係る米国GAAPの会計ガイダンスに沿って、当社は、事業セグメントごとの業績を税引前調整後利益と呼ばれる指標に基づいて評価している。調整後利益は、調整後収益から保険金給付金及び調整後費用を差引いたものである。収益及び費用に対する調整は、予測不能あるいは経営のコントロールが及

ばない一部の項目から構成される。調整後収益は、外貨エクスポージャーの管理戦略及び一部の資産運用戦略に関連するデリバティブからの金利のキャッシュ・フロー（純額）に係るヘッジ費用の償却額以外の資産運用実現損益を除いたGAAPベースの収益合計である。調整後費用は、社債等に係るデリバティブからの金利のキャッシュ・フローへの影響を含み、当社の保険事業の通常の業務に関係せずアフラックの基礎となる業績を反映しない非経常的損益ならびにその他の損益を除く、GAAPベースの新契約費及び事業費の合計である。税引前調整後利益は、事業にかかわる法人税を除外して算出する。セグメント別の経営成績は下表のとおりであった。

(単位：百万ドル)	9月30日に終了した 3ヶ月間		9月30日に終了した 9ヶ月間	
	2018年	2017年	2018年	2017年
収益:				
アフラック(日本):				
保険料収入(純額)	\$ 3,159	\$ 3,200	\$ 9,649	\$ 9,616
投資収益(純額)				
(ヘッジ費用償却額を減算)	606	561	1,801	1,676
その他の収益	10	11	31	31
アフラック(日本)収益合計	3,775	3,772	11,481	11,323
アフラック(米国):				
保険料収入(純額)	1,426	1,393	4,280	4,172
投資収益(純額)	187	181	544	539
その他の収益	3	1	7	3
アフラック(米国)収益合計	1,616	1,575	4,831	4,714
全社(アフラック(日本)及びアフラック(米国)を除く)及びその他	82	69	245	204
調整後収益合計	5,473	5,416	16,557	16,241
資産運用実現(損)益 ^{(1),(2),(3)}	104	90	75	2
収益合計	\$ 5,577	\$ 5,506	\$ 16,632	\$ 16,243

(1) アフラック(日本)の米ドル建て投資に係るヘッジ費用償却額は、2018年度と2017年度のそれぞれ9月30日に終了した3ヶ月間は59百万ドル及び60百万ドル並びに9月30日に終了した9ヶ月間はともに168百万ドルであった。これらは、セグメント別の経営成績の分析を行うに当たり、資産運用実現(損)益から組み替えられ、投資収益(純額)から控除されている。

(2) アフラック(日本)のヘッジ費用の償却額は、全社の活動の一環として契約されたデリバティブにより一部相殺されており、2018年9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間において、この相殺によりそれぞれ9百万ドル、18百万ドルの利益を計上した。経営成績の分析に当たって、この利益は、資産運用実現(損)益から組み替えられ、投資収益(純額)として報告されている。

(3) 一部の投資戦略に伴い発生するデリバティブからの金利キャッシュ・フロー(純額)は、2018年9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間ともに重要な金額ではなかった。経営成績の分析に当たって、この金額は、資産運用実現(損)益から投資収益(純額)へと組み替えられている。

(単位：百万ドル)	9月30日に終了した 3ヶ月間		9月30日に終了した 9ヶ月間	
	2018年	2017年	2018年	2017年

税引前利益:

アフラック（日本）	\$	756	\$	748	\$	2,411	\$	2,308
アフラック（米国）		334		316		1,011		956
全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）及びその他		(29)		(50)		(113)		(150)
税引前調整後利益		1,061		1,014		3,309		3,114
資産運用実現（損）益 ^{(1),(2),(3),(4)}		88		71		25		(57)
その他の（損）益		(3)		(10)		(73)		(38)
税引前利益合計	\$	1,146	\$	1,075	\$	3,261	\$	3,019
税引前調整後利益に対応する法人税等	\$	270	\$	338	\$	862	\$	1,031
税引後調整後利益に対する為替変動の影響		(1)		(29)		27		(31)

- (1) アフラック（日本）の米ドル建て投資に係るヘッジ費用償却額は、2018年度と2017年度のそれぞれ9月30日に終了した3ヶ月間は59百万ドル及び60百万ドル並びに9月30日に終了した9ヶ月間はともに168百万ドルであった。これらは、セグメント別の経営成績の分析を行うに当たり、資産運用実現（損）益から組み替えられ、税引前調整後利益から控除されている。
- (2) アフラック（日本）のヘッジ費用の償却額は、全社の活動の一環として契約されたデリバティブにより一部相殺されており、2018年9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間において、この相殺によりそれぞれ9百万ドル、18百万ドルの利益を計上した。経営成績の分析に当たって、この利益は、資産運用実現（損）益から組み替えられ、税引前調整後利益として報告されている。
- (3) 一部の投資戦略に伴い発生するデリバティブからの金利キャッシュ・フロー（純額）は、2018年9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間ともに重要な金額ではなかった。経営成績の分析に当たって、この金額は、資産運用実現（損）益から投資収益（純額）へと組み替えられている。
- (4) セグメント別業績を分析する際には、社債等に係る通貨スワップの公正価値変動のうち金利部分は調整後利益に含まれるため、当該金利部分として、2018年度と2017年度のそれぞれ9月30日に終了した3ヶ月間に発生した17百万ドル及び19百万ドル並びに9月30日に終了した9ヶ月間に発生した50百万ドル及び60百万ドルの利益がこの項目から除外されている。

資産は以下のとおりであった。

(単位:百万ドル)	2018年 9月30日現在	2017年 12月31日現在
資産:		
アフラック（日本）	\$ 116,181	\$ 114,402
アフラック（米国）	19,585	19,893
全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く） 及びその他	2,175	2,922
資産合計	\$ 137,941	\$ 137,217

3. 運用資産

運用資産

当社の債券の償却原価、持分証券の取得原価及びこれらの運用資産の公正価値は以下のとおりであった。

2018年9月30日現在

(単位:百万ドル)

売却可能価値証券(その他の包括利益を通じて公正価値で計上):

期限付証券:⁽¹⁾

円建て:

日本国債及び政府機関債	\$	29,499	\$	2,955	\$	426	\$	32,028
地方債		376		25		17		384
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券		151		21		-		172
公益事業債		1,685		303		9		1,979
外国政府及び国際機関		1,116		133		1		1,248
銀行及び金融機関		5,317		602		159		5,760
その他の企業		4,618		683		36		5,265
円建て期限付証券合計		42,762		4,722		648		46,836

米ドル建て:

米回国債及び政府機関債	136	7	1	142
地方債	1,339	123	12	1,450
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	154	8	1	161
公益事業債	4,863	562	91	5,334
外国政府及び国際機関	248	61	-	309
銀行及び金融機関	2,767	431	19	3,179
その他の企業	23,983	1,677	775	24,885
米ドル建て期限付証券合計	33,490	2,869	899	35,460

売却可能価値証券合計 \$ 76,252 ⁽¹⁾ \$ 7,591 \$ 1,547 \$ 82,296 ⁽¹⁾

⁽¹⁾ 永久証券を含む(償却原価で1,408百万ドル、公正価値で1,591百万ドル)

2018年9月30日現在

(単位:百万ドル)

満期保有価値証券(償却原価で計上):

期限付証券:

円建て:

日本国債及び政府機関債	\$	21,224	\$	4,652	\$	-	\$	25,876
地方債		353		97		-		450
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券		14		1		-		15
公益事業債		3,150		302		1		3,451
外国政府及び国際機関		1,516		276		-		1,792
銀行及び金融機関		1,491		163		11		1,643

その他の企業	2,673	356	6	3,023
円建て期限付証券合計	30,421	5,847	18	36,250
満期保有有価証券合計	\$ 30,421	\$ 5,847	\$ 18	\$ 36,250

2018年9月30日現在

公正価値

(単位：百万ドル)

持分証券(当期純利益を通じて公正価値で計上):

持分証券:⁽¹⁾

円建て	\$	707
米ドル建て		352
持分証券合計	\$	1,059 ⁽¹⁾

⁽¹⁾ 永久証券を含む(公正価値で66百万ドル)

2017年12月31日現在

(単位:百万ドル)

売却可能有価証券(公正価値で計上):

期限付証券:⁽¹⁾

円建て:

日本国債及び政府機関債	\$	27,980	\$	3,363	\$	271	\$	31,072
地方債		314		28		12		330
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券		242		29		-		271
公益事業債		1,635		352		6		1,981
外国政府及び国際機関		1,380		190		1		1,569
銀行及び金融機関		4,742		811		53		5,500
その他の企業		4,085		809		7		4,887
円建て期限付証券合計		40,378		5,582		350		45,610

米ドル建て:

米国国債及び政府機関債	146	13	1	158
地方債	872	168	-	1,040
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	161	12	-	173
公益事業債	5,116	884	27	5,973
外国政府及び国際機関	267	73	-	340
銀行及び金融機関	2,808	633	8	3,433
その他の企業	25,384	2,620	418	27,586
米ドル建て期限付証券合計	34,754	4,403	454	38,703
売却可能有価証券合計	\$ 75,132 ⁽¹⁾	\$ 9,985	\$ 804	\$ 84,313 ⁽¹⁾

⁽¹⁾ 永久証券を含む(償却原価で1,462百万ドル、公正価値で1,789百万ドル)

2017年12月31日現在

	取得原価 又は 償却原価	未実現利益 合計	未実現損失 合計	公正価値
(単位：百万ドル)				
満期保有有価証券(償却原価で計上)：				
期限付証券：				
円建て：				
日本国債及び政府機関債	\$ 21,331	\$ 5,160	\$ -	\$ 26,491
地方債	357	105	-	462
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	26	1	-	27
公益事業債	3,300	398	-	3,698
外国政府及び国際機関	1,523	312	-	1,835
銀行及び金融機関	2,206	190	9	2,387
その他の企業	2,687	485	-	3,172
円建て期限付証券合計	31,430	6,651	9	38,072
満期保有有価証券合計	\$ 31,430	\$ 6,651	\$ 9	\$ 38,072

	2017年12月31日現在 公正価値
(単位：百万ドル)	
持分証券(公正価値で計上)：	
持分証券：	
円建て	\$ 695
米ドル建て	328
持分証券合計	\$ 1,023

当社における期限付証券及び持分証券の公正価値の決定方法は、注記5に記載されている。

2018年の最初の9ヶ月間に当社が満期保有有価証券から売却可能有価証券に区分変更した有価証券はなかった。

2017年第3四半期に当社が満期保有有価証券から売却可能有価証券に区分変更した有価証券はなかった。2017年第2四半期、発行体の信用状況が投資適格級未満に格下げされたことを受け、当社は3銘柄の投資を満期保有有価証券から売却可能有価証券に区分変更した。これらの銘柄の区分変更時の償却原価は773百万ドルで、未実現利益は47百万ドルであった。2017年第1四半期、当社が満期保有有価証券から売却可能有価証券に区分変更した有価証券はなかった。

契約上の満期と経済的な満期

2018年9月30日現在において当社が保有している期限付証券の契約上の満期及び経済的な満期は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	償却原価	公正価値
-----------	------	------

売却可能期限付証券：⁽¹⁾

1年以内	\$	691	\$	757
1年超～5年以下		8,058		8,199
5年超～10年以下		10,282		10,936
10年超		56,916		62,071
モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券		305		333
売却可能期限付証券合計	\$	76,252	\$	82,296

満期保有期限付証券：

1年以内	\$	528	\$	533
1年超～5年以下		541		569
5年超～10年以下		1,303		1,415
10年超		28,034		33,718
モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券		15		15
満期保有期限付証券合計	\$	30,421	\$	36,250

⁽¹⁾ 個々の経済的満期日（当該金融商品における商品特性により導き出される期待満期日）に基づいて分類された永久証券を含む

発行体によっては違約金の有無を問わず、期限前償還を実施する権利を有している場合もあるため、予想される償還期日は契約上の満期日と異なることもある。

運用資産の集中

当社の信用関連の投資に係る決定プロセスは、発行体の基本的な信用状況を個々に確認することから始まる。当社は、所定の契約条項下における発行体の支払能力に影響を及ぼすと考えられる要素を個々に評価する。これには、発行体の本国（政治的、法律的及び財政的なもの）、発行体が属する産業（産業構造、エンド・マーケットの動向及び規制の分析も行う）、企業に固有の問題（経営陣、資産、利益、キャッシュの創出力及び資本の必要性など）、運用資産の契約条項（財務制限条項及び資本構造の状況など）を含む多様な分析項目が含まれる。当社は、広範な事業及び資産／負債のニーズ、ポートフォリオの多様化及び予測される収益を含むポートフォリオの管理目標を考慮しながら、当社の投資を更に評価していく。

単独で株主持分の10%を超える運用銘柄は以下のとおりであった。

(単位:百万ドル)	2018年9月30日現在			2017年12月31日現在		
	信用格付け	償却原価	公正価値	信用格付け	償却原価	公正価値
日本国政府 ⁽¹⁾	A+	\$ 49,603	\$ 56,679	A	\$ 48,399	\$ 56,532

⁽¹⁾ 日本国債又は日本国債担保証券

資産運用実現損益

資産運用に係る税引前実現損益の詳細は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	9月30日に終了した 3ヶ月間		9月30日に終了した 9ヶ月間	
	2018年	2017年	2018年	2017年

資産運用実現(損)益:

期限付証券:⁽¹⁾

売却可能有価証券:

売却利益合計	\$ 60	\$ 18	\$ 81	\$ 40
売却損失合計	(26)	(5)	(99)	(24)
売却及び償還による為替差(損)益	3	3	27	(47)
一時的でない減損による損失	-	(1)	(2)	(5)
期限付証券合計	37	15	7	(36)
持分証券 ^{(1),(2)}	27	39 ⁽³⁾	(1)	73 ⁽³⁾
貸倒引当金	(5)	(1)	(15)	(4)
デリバティブ及びその他:				
デリバティブ(損)益	(162)	(40)	(190)	(143)
為替差(損)益	159	17	123	(56)
デリバティブ及びその他合計	(3)	(23)	(67)	(199)
資産運用実現(損)益合計	\$ 56	\$ 30	\$ (76)	\$ (166)

⁽¹⁾ 永久証券を含む⁽²⁾ 2018年1月1日に適用した金融商品に関する会計ガイダンスについては、連結財務諸表注記1を参照のこと。⁽³⁾ 2017年9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間において、それぞれ6百万ドル、18百万ドルの減損を含む

報告日である2018年9月30日時点において保有されていた持分証券に係る、2018年9月30日に終了した3ヶ月間における資産運用実現損益の一要素として計上された、運用資産に係る未実現益(未実現損とのネット)は、25百万ドルであった。報告日である2018年9月30日時点において保有されていた持分証券に係る、2018年9月30日に終了した9ヶ月間における資産運用実現損益の一要素として計上された、運用資産に係る未実現益(未実現損とのネット)は、1百万ドルであった。

資産運用未実現損益

株主持分への影響

投資有価証券に係る資産運用未実現損益による、株主持分に対する影響(純額)は以下の通りであった。

(単位:百万ドル)	2018年 9月30日現在	2017年 12月31日現在
売却可能有価証券未実現(損)益	\$ 6,044	\$ 9,358
繰延法人税額	(1,804)	(3,394)
株主持分に計上される保有有価証券未実現(損)益	\$ 4,240	\$ 5,964

改正税法に関連してその他の包括利益累計額に計上されていた税金の会計処理に関する説明、及び2018年1月1日に適用した金融商品に関する会計ガイダンスについては、連結財務諸表注記1を参照のこと。

未実現損失の発生期間

下表は、未実現損失が発生している当社の売却可能有価証券と満期保有有価証券の公正価値と未実現損失額を運用資産種類別と未実現損失が継続的に発生している期間の長さ別に集計したものである。

(単位:百万ドル)		2018年9月30日現在					
		合計		12ヶ月未満		12ヶ月以上	
		公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失
期限付証券: ⁽¹⁾							
米国国債及び政府機関債:							
米ドル建て	\$	80	\$ 1	\$ 80	\$ 1	\$ -	\$ -
日本国債及び政府機関債:							
円建て		9,221	426	9,221	426	-	-
地方債:							
米ドル建て		490	12	490	12	-	-
円建て		224	17	224	17	-	-
モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券:							
米ドル建て		81	1	81	1	-	-
公益事業債:							
米ドル建て		1,726	91	1,721	91	5	-
円建て		381	10	381	10	-	-
外国政府及び国際機関:							
円建て		43	1	43	1	-	-
銀行及び金融機関:							
米ドル建て		552	19	517	18	35	1
円建て		2,806	170	2,806	170	-	-
その他の企業:							
米ドル建て		11,731	775	11,291	744	440	31
円建て		1,134	42	1,134	42	-	-
合計	\$	<u>28,469</u>	<u>\$ 1,565</u>	<u>\$ 27,989</u>	<u>\$ 1,533</u>	<u>\$ 480</u>	<u>\$ 32</u>

⁽¹⁾ 永久証券を含む

(単位:百万ドル)		2017年12月31日現在					
		合計		12ヶ月未満		12ヶ月以上	
		公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失
期限付証券: ⁽¹⁾							
米国国債及び政府機関債:							
米ドル建て	\$	74	\$ 1	\$ 74	\$ 1	\$ -	\$ -
日本国債及び政府機関債:							
円建て		5,255	271	1,264	9	3,991	262
地方債:							
円建て		129	12	10	-	119	12

公益事業債：

米ドル建て	785	27	221	3	564	24
円建て	83	6	-	-	83	6

外国政府及び国際機関：

円建て	309	1	309	1	-	-
-----	-----	---	-----	---	---	---

銀行及び金融機関：

米ドル建て	362	8	316	5	46	3
円建て	1,507	62	394	4	1,113	58

その他の企業：

米ドル建て	7,741	418	2,839	50	4,902	368
円建て	440	7	349	4	91	3

合計	\$ 16,685	\$ 813	\$ 5,776	\$ 77	\$ 10,909	\$ 736
----	-----------	--------	----------	-------	-----------	--------

(1) 永久証券を含む

未実現損失が発生している証券の分析

当社の期限付証券に係る未実現損失の発生は、発行体の元利払い能力に関する固有の懸念よりも、主に金利、為替レートの変動、及び（又は）信用スプレッドの拡大といった一般的な市場の変化によるものであった。

当社の期限付証券の公正価値に大幅な下落があった場合、当社は関連する発行体の信用状況についてより綿密な検証を行う。企業の発行体については、当社は、資産内容、及び業界のダイナミクス、競争力、財務諸表、並びにその他の入手可能な財務データを含む事業プロフィールから当該発行体の格付けを評価する。企業でない発行体に関しては、発行体固有の要因を含む信用補充についての全ての情報源を分析する。当社は一般に公開された情報を活用するとともに、一部の私募債の発行体については、当該発行体に対する直接の照会による情報を活用している。また、「全国的に認知されている統計的格付け機関（NRSRO）」の格付けや、発行体の資本構成における優先劣後関係、財務制限条項、もしくはその他の関連事項を含む、当社の保有する有価証券の特性も考慮している。これらの調査を通じて、当社は、当該発行体が継続的に当社に対する元利払い能力を保持しているかを評価する。

信用状況に関連する要素に変化がないと仮定すると、運用資産の満期が近づくにつれて、期限付証券の未実現損益は減少すると予想される。当社の信用分析の結果、表中のセクターにおける当社の期限付証券の発行体は、当社への債務返済能力を保持していると考えている。

その他運用資産

下表は、表示された時点でのその他運用資産の簿価の構成を示したものである。

(単位: 百万ドル)	2018年9月30日現在	2017年12月31日現在
その他運用資産：		
不動産改装資金ローン	\$ 4,128	\$ 1,235
商業用不動産担保ローン	1,026	908
ミドルマーケット・ローン	1,363	859
契約者貸付金	223	210

短期投資	2	57
その他	267	133
その他運用資産合計	\$ 7,009	\$ 3,402

貸付金

当社は、当社の不動産改装資金ローン（TREs）、商業用不動産担保ローン（CMLs）及びミドルマーケット・ローン（MMLs）を投資目的に区分しており、連結貸借対照表上その他運用資産に含めている。当社は、貸倒引当金を控除した償却原価でこれらの貸付金を貸借対照表に計上している。当社の貸倒引当金は、一般及び個別貸倒引当金によって構成されている。一般貸倒引当金は、類似のリスク特性を持つ貸付金のグループに対して、その貸付金あるいは市場に特有のリスクは特定されていないが、当社が予想している損失額を引き当てるものである。個別貸倒引当金は、価値が毀損し当社の損失が予想される個々の貸付金に対して引き当てるものである。2017年12月31日及び2018年9月30日現在、当社の貸倒引当金はそれぞれ11百万ドル、25百万ドルであった。2017年12月31日現在及び2018年9月30日現在ともに、元本及び(又は)利息が延滞しているローンはなかった。また、2017年12月31日現在及び2018年9月30日現在ともに、未収利息不計上あるいは価値が毀損したと認められるローンはなかった。2017年及び2018年の9月30日に終了した9ヶ月間に、不良債権のリストラクチャリングを行ったローンはなかった。

不動産改装資金ローン

不動産改装資金ローンは、商業用不動産担保ローンであり、一般的には、担保物件に対する第一順位抵当権により保全された比較的短期の変動金利商品である。これらのローンは、物理的な特性及び(又は)経済特性の変更が進行している不動産に資金を供給するものである。2018年9月30日現在、当社は不動産改装資金ローンを実行するためのコミットメントを720百万ドル有していた。これらのコミットメントは、最終的な引受とデューデリジェンスの完了が実行のための条件となっている。

商業不動産担保ローン

2018年9月30日現在、当社は、商業不動産担保ローンを実行するコミットメントを86百万ドル有していた。このコミットメントは、最終的な引受とデューデリジェンスの完了が実行のための条件となっている。

ミドルマーケット・ローン

ミドルマーケット・ローンは、一般的には投資適格級未満と考えられている。2017年12月31日及び2018年9月30日現在、当社のミドルマーケット・ローンの簿価は、未実行分をそれぞれ109百万ドル、155百万ドル含んでいた。未実行分については、連結貸借対照表のその他の負債に計上されている。

2018年9月30日現在、当社はこの投資プログラムに関して、将来実行する可能性のあるコミットメントを約896百万ドル有していた。これらのコミットメントは、当社の引受け基準に適合するミドルマーケット・ローンが供給されていることが実行の前提となる。

その他

その他の運用資産は、主としてリミテッド・パートナーシップに対する投資を含んでいる。2018年9月30日現在、当社はリミテッド・パートナーシップに対するオルタナティブ投資への資金拠出について、10億ドルのコミットメント残高を有していた。

変動持分事業体(VIE)

VIEへの関与又は投資の条件として、当社は、VIEへの投資もしくは当社の受益持分の信用状態を変化させる可能性のあるVIEの構造の変更を防ぐ特定の保護的権利及び制限条項を取得する。

一部のユニット・トラスト構造のVIEを除き、当社の関与はその性質から受動的である。当社はこれまでの間、これらのVIEが将来発行する証券の購入を求められたことはない。

これらのVIEに対する当社の所有持分は、VIEが発行した債務を保有することに限定されている。当社には、これらのVIEの限定された活動に対する資金を提供する直接的又は偶発義務はない。また、これらのVIEの限定された活動に対する直接もしくは間接的な財務上の保証を提供していない。当社はこれらのVIEのいずれに対しても、援助やその他の形式の資金支援を提供したことがなく、今後もそうする意図はない。当社が債務を保有するVIEにおいては、当社の保有する債券の加重平均期間はVIEが保有する担保のものと近似している。

これらのVIEへの持分に関連する当社の損失リスクは、これらのVIEについて保有されている投資の帳簿価額に限定されている。

連結VIE

下表は、連結VIEの資産及び負債の取得原価あるいは償却原価、公正価値及び貸借対照表上の項目を示している。

(単位:百万ドル)	連結VIEへの投資			
	2018年9月30日現在		2017年12月31日現在	
	取得原価 又は 償却原価	公正価値	取得原価 又は 償却原価	公正価値
資産:				
売却可能期限付証券 ⁽¹⁾	\$ 4,045	\$ 4,853	\$ 4,538	\$ 5,509
持分証券	179	179	606	753
その他運用資産 ⁽²⁾	5,388	5,369	2,341	2,328
その他の資産 ⁽³⁾	190	190	151	151
連結VIEの資産合計	\$ 9,802	\$ 10,591	\$ 7,636	\$ 8,741
負債:				
その他の負債 ⁽³⁾	\$ 101	\$ 101	\$ 128	\$ 128
連結VIEの負債合計	\$ 101	\$ 101	\$ 128	\$ 128

(1) 永久証券を含む

(2) TRES、CMLs、MMLs及びリミテッド・パートナーシップに対するオルタナティブ投資からなる

(3) デリバティブのみからなる

上の表にある連結VIEについては、当社は実質的に唯一の投資家である。唯一の投資家として、これらVIEの経済的なパフォーマンスに最も重要な影響を与えるVIEの活動に対して指揮権を持っているため、当社はこれらの連結VIEの主たる受益者とみなされている。当社はまた、これらのVIEによる変動性のほとんどすべてに参加する。これらVIEの活動は、運用資産及び該当する場合は、通貨スワップを保有することと、これらの証券からの収入を当社の投資に対する元利返済金として支払うことに限定されている。債務不履行あるいはその他特別な事情が発生しない限り、当社及び当社の債権者はVIEの裏付け担保資産を取得することができない。また、スワップを含むこれらのVIEについて、当社はスワップ契約の直接的な当事者ではなく、それに対する支配権も

持っていない。これらのVIEへの投資リスクは当初投資した金額に限定されている。これらのVIEは、担保債券とスワップ契約以外には、その活動を支えるための外部からの、もしくは継続的な資金調達に依存しているわけではない。ユニット・トラスト構造を持つ運用資産を除き、これらのVIEの担保資産及び資金調達はその性質から一般的に固定的である。

ユニット・トラスト構造による投資

当社は、アフラック（日本）セグメントが様々な資産クラスに投資する際、ユニット・トラスト構造を活用する。当社は、これらのVIEの唯一の投資家として、米国GAAPに基づきこれらのトラストを連結することが求められている。

非連結VIE

下表は、非連結VIEの償却原価、公正価値及び貸借対照表上の項目を示している。

(単位:百万ドル)	非連結VIEへの投資			
	2018年9月30日現在		2017年12月31日現在	
	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
資産:				
売却可能期限付証券 ⁽¹⁾	\$ 4,746	\$ 5,261	\$ 5,004	\$ 5,724
満期保有期限付証券	2,402	2,702	2,549	2,929
その他運用資産	33	33	55	55
非連結VIEの資産合計	\$ 7,181	\$ 7,996	\$ 7,608	\$ 8,708

⁽¹⁾ 永久証券を含む

当社は、VIEとして認識されるリミテッド・パートナーシップへのオルタナティブ投資を保有している。これらのパートナーシップは、プライベート・エクイティ及びストラクチャード資産に投資している。これらの投資に係る当社の最大損失額は、投資額を上限とするものとなっている。当社は、これらのVIEの主たる受益者ではないため、これらを連結することを求められていない。当社は、これらの運用資産を、連結貸借対照表上その他運用資産に区分している。

当社が連結する必要のない一部のVIEへの投資は、それぞれの親会社及びスポンサーから取消不能かつ無条件の保証が付されているVIEの負債形式の投資である。これらのVIEは、それぞれの企業スポンサーが資本市場において資金を調達するために使われている。これらのVIEの変動持分は、VIEが発行した負債商品の主要な、あるいは唯一の結果である。当社は、これらのVIEの経済的なパフォーマンスに最も重要な影響を与える活動に対する指揮権を有しておらず、またVIEによる損失を吸収する義務又はVIEによる利益を受け取る権利を持っていない。したがって、当社はこれらのVIEの主たる受益者ではなく、連結する必要もない。

有価証券貸付及び預託証券

当社は、短期有価証券貸付取引を通じて、金融機関に対して期限付証券及び上場持分証券を貸し付けている。この短期有価証券貸付により、当社は最小限のリスクで投資収益を高めている。当社の有価証券貸付基準では、担保が有価証券の場合は、その有価証券の公正価値が貸付有価証券の公正価値の102%以上であること、担保が制限なしの現金の場合は、貸付有価証券の公正価値の100%以上であることが必要である。これらの有価証券は、当該有価証券貸付期間中は当社の貸借対照表において引き続き運用資産として計上され、売却としては報告されない。当社は、現金あるいはその他の有価証券をこれらの有価証券貸付の担保として受け入れる。制限のない現金担保又は有価証券担保を有する有価証券貸付については、当該担保を貸付有価証券の担保返還

義務として計上される負債に対応する資産として計上する。当社の有価証券貸付において、受け入れた担保有価証券が譲渡あるいは転担保禁止となっている場合、当該担保は資産として報告されない。

有価証券貸付取引の内容は以下のとおりであった。

担保付借入金として計上された有価証券貸付取引						
2018年9月30日現在						
契約上の残存期間						
(単位:百万ドル)	オーバーナイト 及び自動継続 ⁽¹⁾		30日以内	30日超 90日以内	90日超	合計
有価証券貸付取引:						
期限付証券:						
日本国債及び政府機関債	\$	15	\$ 1,516	\$ 1	\$ 1,158	\$ 2,690
公益事業債		17	-	-	-	17
銀行及び金融機関		48	-	-	-	48
その他の企業		365	-	-	-	365
持分証券		8	-	-	-	8
借入合計	\$	453	\$ 1,516	\$ 1	\$ 1,158	\$ 3,128
有価証券貸付取引に関して認識された						
負債の総額					\$	1,970
注記4の相殺開示に含まれていない契						
約に関する金額					\$	1,158

⁽¹⁾ これらの有価証券は、当社の米国有価証券貸付プログラムにおいて担保として供されているが、当社の裁量でコールすることができるため、オーバーナイト及び自動継続として分類されている。

担保付借入金として計上された有価証券貸付取引					
2017年12月31日現在					
契約上の残存期間					
(単位:百万ドル)	オーバーナイト 及び自動継続 ⁽¹⁾		30日以内		合計
有価証券貸付取引:					
期限付証券:					
日本国債及び政府機関債	\$	-	\$	49	\$ 49
公益事業債		73		-	73
銀行及び金融機関		54		-	54
その他の企業		415		-	415
持分証券		15		-	15
借入合計	\$	557	\$	49	\$ 606
有価証券貸付取引に関して認識された負債の総額				\$	606
注記4の相殺開示に含まれていない契約に関する金額				\$	-

⁽¹⁾ これらの有価証券は、当社の米国有価証券貸付プログラムにおいて担保として供されているが、当社の裁量でコールすることができるため、オーバーナイト及び自動継続として分類されている。

当社は2017年12月31日現在及び2018年9月30日現在、買戻契約及び譲渡金融資産の満期日を期限とするレボ取引を有していなかった。

一部の期限付証券は、デリバティブ取引の担保として、あるいは州からの預託金の要請に応えるために、または一部の投資プログラムに対して供され得る。デリバティブ取引に関して担保に供されている有価証券に関する追加的な情報については、注記4を参照のこと。

4. デリバティブ金融商品

当社の独立したデリバティブ取引は、これまでの間、(1) アフラック(日本)のポートフォリオにおける米ドル建て投資に係る為替リスクのヘッジに使用される為替先物取引及び通貨オプション、(2) 円建ての予定キャッシュ・フローの一部の経済的なヘッジ及び円安ドル高に対する当社の長期的なエクスポージャーに対するヘッジに使用される為替先物取引及び通貨オプション、(3) 一部の優先社債及び劣後債に関連した、クロス・カレンシー金利スワップ、いわゆる通貨スワップ、(4) 当社が主たる受益者であるVIEを含む特別目的事業体に対する投資に関連する通貨スワップ及びクレジット・デフォルト・スワップ及び(5) 一部の変動利付の運用資産における金利変動を経済的にヘッジするために利用される金利スワップで構成されてきている。当社はデリバティブ金融商品をトレーディング目的に使用せず、また、レバレッジ型のデリバティブ取引も行っていない。当社のデリバティブ取引の中には、キャッシュ・フロー・ヘッジ、公正価値ヘッジあるいは純投資ヘッジとして指定されているものがあるが、その他のデリバティブ取引は、ヘッジ会計としては適格でないが、当社がそれらをヘッジ会計の適用対象としないことを選択したものである。

デリバティブの種類

為替先物取引及び通貨オプションは、アフラック(日本)において、一部の米ドル建て投資の帳簿価額に関する通貨リスクをヘッジすることを目的として実行される。これらの為替先物取引及び通貨オプションの平均満期は、市況や保有されている投資の種類といった要因により変動し得る。為替先物取引及び通貨オプションの満期がヘッジの対象となる投資よりも短い場合、当社は当該資産へのヘッジを継続するため、既存のデリバティブの満期近くで新たな為替先物取引及び通貨オプションを契約することがある。為替先物取引においては、アフラック(日本)は、カウンターパーティーとの間で、一定額の円を購入し、それに対応する額の米ドルを、将来の指定された日に売却することを約定する。アフラック(日本)はまた、カラー戦略の通貨オプション取引を行っている。この取引において、アフラック(日本)はカウンターパーティーとの間で、一定額の米ドルのプットオプションを購入し、同時に同額の米ドルのコールオプションを売却する契約を締結する。これら2つのオプション取引によって、支払プレミアムの純額がゼロ(費用のかからない、すなわちゼロコスト・カラー)となる。為替先物取引及び通貨オプションは、円建て債務の引当てとなる米ドル建て資産に関連した為替リスクを軽減するための公正価値ヘッジにおいて使用される。

為替先物取引及び通貨オプションは、日本支店に対する純投資に係る為替リスクのヘッジ手段としても利用される。これらの為替先物取引においては、当社はカウンターパーティーとの間で、将来の指定された日に指定の価格で一定額のドルを購入し、これに対応する円を売却することを約定する。通貨オプションにおいては、当社は、予測される将来キャッシュ・フローの価値を維持するために、円のプットオプション(円安への備えとなるオプション)の購入と同時に、円のコールオプション(円高の影響を抑制するオプション)を売却するという通貨オプションの組み合わせを利用している。これら2つのオプション取引によって、ゼロコスト・カラーが形成される。

通貨スワップにおいては、2つの通貨間で当初の元本金額を交換し、将来の日において合意された為替レートで通貨を再交換することになる。また、事前に合意された金利及び想定元本に基づいて計算された金額を、定められた間隔で、定期的に当事者間で交換することもある。通貨スワップは主に、アフラック(日本)ポートフォリオ内の連結VIEに対して使用されており、その目的は、外貨建てキャッシュ・フローをアフラック(日本)の機能通貨である円に転換することで、キャッシュ・フローの変動を最小限に抑えることである。また、

当社が発行した米ドル建ての優先社債及び劣後社債に係る元本及び利息支払いの一部を経済的に円建て債務に転換する通貨スワップも利用している。

資産運用収益に対するボラティリティーのリスクの一部を緩和するため、当社は、一部の変動利付の運用資産における金利変動を経済的にヘッジするため、固定金利を受け取り、変動金利を支払う金利スワップ契約を締結する。これらのデリバティブは、集中決済機関を通じて清算される。

貸借対照表におけるデリバティブの区分

下表は、貸借対照表における当社のデリバティブの区分ごとの公正価値と資産・負債のグロスの公正価値を表示したものである。表示されている公正価値には、未収収益が含まれていない。デリバティブの想定元本は、支払う、もしくは受け取る金額の計算の基礎となる金額を表しており、エクスポージャーや信用リスクを反映しているわけではない。

(単位:百万ドル)	2018年9月30日現在			2017年12月31日現在		
	ヘッジ指定 / デリバティブの種類	資産 デリバティブ	負債 デリバティブ	ヘッジ指定 / デリバティブの種類	資産 デリバティブ	負債 デリバティブ
		想定元本	公正価値		想定元本	公正価値
ヘッジ指定 / デリバティブの種類						
キャッシュ・フロー・ヘッジ:						
通貨スワップ	\$ 75	\$ -	\$ (5)	\$ 75	\$ -	\$ (8)
キャッシュ・フロー・ヘッジ合計	75	-	(5)	75	-	(8)
公正価値ヘッジ:						
為替先物取引	3,172	-	(67)	7,640	2	(221)
通貨オプション	9,279	-	(12)	7,670	-	(2)
公正価値ヘッジ合計	12,451	-	(79)	15,310	2	(223)
純投資ヘッジ:						
為替先物取引	-	-	-	5	-	-
通貨オプション	-	-	-	434	12	(1)
純投資ヘッジ合計	-	-	-	439	12	(1)
非適格戦略:						
通貨スワップ	5,373	302	(202)	5,386	296	(189)
為替先物取引	10,501	128	(210)	3,683	20	(53)
通貨オプション	373	-	-	770	-	-
CDS	-	-	-	88	1	-
金利スワップ	2,250	-	(1)	-	-	-
非適格戦略合計	18,497	430	(413)	9,927	317	(242)

デリバティブ合 計	\$ 31,023	\$ 430	\$ (497)	\$ 25,751	\$ 331	\$ (474)
貸借対照表上にお ける区分						
その他の資産	\$ 11,232	\$ 430	\$ -	\$ 10,948	\$ 331	\$ -
その他の負債	19,791	-	(497)	14,803	-	(474)
デリバティブ合 計	\$ 31,023	\$ 430	\$ (497)	\$ 25,751	\$ 331	\$ (474)

キャッシュ・フロー・ヘッジ

一部の連結VIEは、ヘッジ会計の要件を満たす通貨スワップを有している。ヘッジ会計要件を満たしたもののについては、当社は、予想される取引のキャッシュ・フローの変動、又は認識資産に関連して受け取る、もしくは支払う金額の変動に対するヘッジとして、これらのデリバティブを指定した(以下「キャッシュ・フロー・ヘッジ」)。これらのキャッシュ・フローがヘッジされる期間は、最長8年間である。一方、当社の連結VIEにおいてヘッジ会計の要件を満たしていないその他のデリバティブについては、「非適格戦略」に含まれている。

公正価値ヘッジ

当社は、一部の為替先物取引及び通貨オプションについて、それらがヘッジ会計の要件を満たす場合にヘッジ手段として指定し、公正価値ヘッジとして会計処理を行っている。これらの為替先物取引及び通貨オプションは、アフラック（日本）の投資ポートフォリオに含まれる一部の米ドル建て投資に係る為替リスクをヘッジしている。当社は、これらのデリバティブ及び関連するヘッジ対象項目についての損益を、その他の損益として当期純利益に認識している。スポットレート・先物価格間の差異の変動に関連する先物為替取引の公正価値の変動は、ヘッジの有効性評価の対象としない。通貨オプションの時間的価値に関連する公正価値の変動は、ヘッジの有効性評価の対象としていない。

下表は、公正価値ヘッジにおけるデリバティブ及びそれに関連したヘッジ対象項目に係る損益を表示している。

公正価値ヘッジ						
2018年9月30日に終了した3ヶ月間						
(単位:百万ドル)		ヘッジ手段			ヘッジ対象	
ヘッジ・デリバ ティブ	ヘッジ対象	(損)益合計	有効性テスト から除外され た(損)益	有効性テストに 含まれた(損)益	(損)益	公正価値ヘッ ジにおいて認 識された非有 効性
為替先物取引	期限付証券	\$ (106)	\$ (19)	\$ (87)	\$ 83	\$ (4)
通貨オプション	期限付証券	(7)	(7)	-	-	-
2018年9月30日に終了した9ヶ月間						
(単位:百万ドル)		ヘッジ手段			ヘッジ対象	
ヘッジ・デリバ ティブ	ヘッジ対象	(損)益合計	有効性テスト から除外され た(損)益	有効性テストに 含まれた(損)益	(損)益	公正価値ヘッ ジにおいて認 識された非有 効性
為替先物取引	期限付証券	\$ 93	\$ (88)	\$ 181	\$ (195)	\$ (14)

通貨オプション	期限付証券	(10)	(10)	-	-	-
---------	-------	------	------	---	---	---

2017年9月30日に終了した3ヶ月間

(単位:百万ドル)		ヘッジ手段			ヘッジ対象	
ヘッジ・デリバティブ	ヘッジ対象	(損)益合計	有効性テストから除外された(損)益	有効性テストに含まれた(損)益	(損)益	公正価値ヘッジにおいて認識された非有効性
為替先物取引	期限付証券及び 持分証券	\$ (114)	\$ (53)	\$ (61)	\$ 61	-
通貨オプション	期限付証券	(14)	(14)	-	-	-

2017年9月30日に終了した9ヶ月間

(単位:百万ドル)		ヘッジ手段			ヘッジ対象	
ヘッジ・デリバティブ	ヘッジ対象	(損)益合計	有効性テストから除外された(損)益	有効性テストに含まれた(損)益	(損)益	公正価値ヘッジにおいて認識された非有効性
為替先物取引	期限付証券及び 持分証券	\$ 193	\$ (151)	\$ 344	\$ (326)	18
通貨オプション	期限付証券	3	(8)	11	(10)	1

純投資ヘッジ

当社のアフラック（日本）への投資は、円／ドル為替レートの変動リスクに晒されている。このエクスポージャーを軽減するために、親会社の円建て負債(注記8を参照のこと)が非デリバティブ・ヘッジとして指定されており、2018年4月1日より前は、為替先物取引及び通貨オプションも当該純投資に係る為替変動のエクスポージャーに対するデリバティブ・ヘッジとして指定されていた。

2017年及び2018年の9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間において、当社の純投資ヘッジはそれぞれ有効であった。

非適格戦略

連結VIEに付された、ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブに関する公正価値の変動は、資産運用実現（損）益として当期純利益に計上される。当期純利益で認識した当社のVIEに係る損益の金額は、それらの投資に含まれているデリバティブによるものである。スワップの公正価値の変動は当期純利益に計上されるが、それらのスワップが付された売却可能期限付証券の公正価値の変動はその他の包括利益に計上される。

2018年9月30日現在、親会社は、2020年3月に満期を迎える550百万ドルの優先社債、2022年2月に満期を迎える350百万ドルの優先社債、2023年6月に満期を迎える700百万ドルの優先社債、2024年11月に満期を迎える750百万ドルの優先社債及び2025年3月に満期を迎える450百万ドルの優先社債に関してクロス・カレンシー金利スワップを締結していた。これらのスワップの公正価値変動は、当期純利益を通じて計上される。これらのスワップに関する追加の情報については、注記8及び2017年度の有価証券報告書における連結財務諸表注記9を参照のこと。

当社はアフラック（日本）における一部の米ドル建て貸付金に係る為替リスクを軽減するため、為替先物取引及び通貨オプションを利用している。為替先物取引の公正価値の変動及び貸付金の外貨換算差額は、それぞれ当期利益を通じて計上され、資産運用実現（損）益の中で概ね相殺されるため、当社はこれらの貸付金に対して、ヘッジ会計を適用していない。

アフラック（日本）からの将来の円ベースの配当に係る為替リスクを経済的に軽減するとともに、アフラック（日本）の米ドル建て運用資産のヘッジに係る連結ヘッジ費用を軽減するために、2018年第1四半期、親会社は、為替先物取引を用いてヘッジのポジションを相殺する契約を開始した。この活動は、全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）及びその他セグメントに計上されている。

当社は、一部の変動利付の運用資産において、資産運用収益を変動金利から固定金利へと経済的に転換するために、金利スワップを利用している。

デリバティブ及びヘッジ手段の影響

下表は、全てのデリバティブ及びヘッジ手段から発生した資産運用実現（損）益及びその他の包括（損）益に対する影響を要約したものである。

(単位:百万ドル)	9月30日に終了した3ヶ月間				9月30日に終了した9ヶ月間			
	2018年		2017年		2018年		2017年	
	資産運用 実現 (損)益	その他 の包括 (損)益 ⁽¹⁾	資産運用 実現 (損)益	その他 の包括 (損)益 ⁽¹⁾	資産運用 実現 (損)益	その他 の包括 (損)益 ⁽¹⁾	資産運用 実現 (損)益	その他 の包括 (損)益 ⁽¹⁾
適格ヘッジ:								
キャッシュ・フ ロー・ヘッ ジ:								
通貨スワップ	\$ -	\$ (2)	\$ -	\$ (1)	\$ 1	\$ 2	\$ -	\$ -
キャッシュ・フ ロー・ヘッジ								
合計	-	(2)	-	(1)	1	2	-	-
公正価値ヘッ ジ:								
為替先物取引								
(2)	(23)		(53)		(102)		(133)	
通貨オプショ ン ⁽²⁾	(7)		(14)		(10)		(7)	
公正価値ヘッジ								
合計	(30)		(67)		(112)		(140)	
純投資ヘッジ:								
非デリバティ ブ・ヘッジ								
手段	-	36	-	5	-	7	-	(13)
為替先物取引	-	-	-	4	-	-	-	(24)
通貨オプショ ン	-	-	-	(5)	-	(8)	-	3

純投資ヘッジ合								
計	-	36	-	4	-	(1)	-	(34)
非適格戦略:								
通貨スワップ	23		17		51		43	
為替先物取引	(154)		10		(129)		(46)	
通貨オプション	-		-		-		-	
金利スワップ	(1)		-		(1)		-	
非適格戦略合計	(132)		27		(79)		(3)	
合計	\$ (162)	\$ 34	\$ (40)	\$ 3	\$ (190)	\$ 1	\$ (143)	\$ (34)

(1) 連結包括(損)益計算書において、キャッシュ・フロー・ヘッジ項目は、デリバティブに係る未実現(損)益として、純投資ヘッジ項目は外貨換算未実現(損)益として計上されている。

(2) ヘッジ対象の損益相殺後の影響（詳細については、本注記4の「公正価値ヘッジ」の項を参照のこと。）

当社は、指定されたキャッシュ・フロー・ヘッジに関連して、2017年及び2018年9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間において重要でない金額を、それぞれその他包括(損)益累計額から当期純利益へ組み替えた。2017年及び2018年9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間において、指定された純投資ヘッジに関連してその他の包括(損)益累計額から当期純利益に再分類された損益はそれぞれなかった。2018年9月30日現在、向こう12ヶ月で当期純利益に再分類することが予想されるその他の包括利益累計額に計上されたデリバティブに係る繰延損益は重要な額ではなかった。

デリバティブを通じて引き受けた信用リスク

当社が主たる受益者であるVIE投資に関連する通貨スワップ及びクレジット・デフォルト・スワップについては、たとえ当社がこれらの契約の直接的な当事者でなくとも、当社は相手方の債務不履行による損失リスクを負っている。

当社は、当社が発行する優先社債及び劣後社債に関して取引を行った通貨スワップ、為替先物取引、並びに通貨オプションに関する直接的な当事者である。したがって、当社はこれらの契約において、相手方の債務不履行という信用リスクに晒されている。通貨スワップ、一定の為替先物取引及び通貨オプションに係る取引の相手方の債務不履行リスクは、相手方がこれらの取引に関して充足しなければならない担保差入条件により軽減されている。

2018年9月30日現在、当社のデリバティブ契約のカウンターパーティーの数は15であり、そのうちの3つのカウンターパーティーで想定元本総計の51%を占めていた。これらのデリバティブのカウンターパーティーは以下の信用格付けを有する金融機関である。

	2018年9月30日現在			2017年12月31日現在		
	デリバティブ の想定元本	資産 デリバティブ の公正価値	負債 デリバティブ の公正価値	デリバティブ の想定元本	資産 デリバティブ の公正価値	負債 デリバティブ の公正価値
(単位:百万ドル)						
カウンター パーティーの信用 格付け:						
AA	\$ 5,207	\$ 79	\$ (42)	\$ 4,708	\$ 52	\$ (37)
A	25,378	345	(401)	20,604	271	(370)

BBB	438	6	(54)	439	8	(67)
合計	\$ 31,023	\$ 430	\$ (497)	\$ 25,751	\$ 331	\$ (474)

当社は、国際スワップデリバティブ協会（ISDA）契約書やその他の契約文書に基づき、資本関係のない第三者と直接、相対の店頭（OTC）デリバティブ取引を行っている。ISDA契約書のほとんどは、クレジット・サポート・アネックス（CSA）条項を含んでいる。CSA条項は、エクスポージャーが発生した場合の相互の担保提供に関する取り決めである。当社は、一般的に、取引開始時に担保徴求し、カウンターパーティーの信用状況や担保価値をモニタリングすることで、契約で合意した義務が履行されないリスクを軽減する。なお、デリバティブ取引の大部分において、当社の財務力格付けが引き下げられた場合の取引停止に関わる権利をカウンターパーティーに与えることが取り決められている。当社に求められうる実際の支払総額は、主に市況や当該取引の公正価値、あるいは格下げ時又はそれ以降のその他の要因により変化する。

当社はまた、規制された集中決済カウンターパーティーを通じて清算されるOTCデリバティブ取引を行っている。これらのポジションは、日次で時価評価が行われ、委託証拠金（当初証拠金及び変動証拠金）が洗替られている。これらのデリバティブのカウンターパーティーによる債務不履行の際の信用関連の損失に対する当社のエクスポージャーは僅少である。

当社が第三者に提供したデリバティブ取引に関わる担保は一般的に、カウンターパーティーから転担保、又は転売され得る。信用リスク関連の条項が付されており、カウンターパーティー毎にみて純負債ポジションにある全てのデリバティブ商品の公正価値の総計は、2017年12月31日現在が264百万ドルであったのに対し、2018年9月30日現在は301百万ドルであった。仮に、これらの取引に内在する信用リスクに係る偶発性が2018年9月30日に顕在化していたとすると、これらのデリバティブのカウンターパーティーに対して、当社は最大で79百万ドルの追加担保を差し入れなければならなかった。通常実行することはないが、当社に差し入れられた担保については一般的には転売や転担保することが可能である。（貸借対照表日時点での、当社が提供した、あるいは当社に差し入れられた担保の相殺については、下表を参照のこと。）

金融商品及びデリバティブの相殺

当社のデリバティブ商品の大半について、債務不履行あるいは契約終了事由が発生した場合は、全てのデリバティブ契約についてネット決済を強制できるマスター・ネットティング契約が親会社あるいはアフラックとそれぞれのカウンターパーティーとの間で締結されている。マスター・ネットティング契約に係る担保差入契約は、一般的に、取引当初から当社が金融担保を受け入れ又は差し入れるものである。

当社は、当社が保有する期限付有価証券及び上場持分証券を相手方が利用することと引き換えに、当社に対して担保を差し入れる有価証券貸付契約を、外部の金融機関との間で締結している（注記3を参照のこと）。同一のカウンターパーティーとの間で有価証券貸付契約を締結し、カウンターパーティーによる債務不履行が発生した場合は、一般的にネット決済となる。カウンターパーティーが、当社から借り受けた有価証券を契約どおりに返還できない場合、当社はこの相殺の権利によって、受け入れ担保を占有し、処分することができる。

下表は、当社のデリバティブ及び有価証券貸付取引を要約したものである。本表に反映されているとおり、当社は、米国GAAPに従い、連結貸借対照表において、これらの金融商品の相殺を行わない方針である。

金融資産及びデリバティブ資産の相殺

2018年9月30日現在

貸借対照表上で
相殺されていない額(総額)

(単位:百万ドル)	認識された 資産額 (総額)	貸借対照表 上の相殺額 (総額)	貸借対照表 上の資産額 (純額)	金融商品	有価証券 担保	受け入れ 現金担保	合計 (純額)
デリバティブ資 産:							
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となる デリバティ ブ資産							
OTC-相対取 引	\$ 240	\$ -	\$ 240	\$ (118)	\$ (10)	\$ (109)	\$ 3
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となる デリバティ ブ資産合計	240	-	240	(118)	(10)	(109)	3
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となら ないデリバ ティブ資産							
OTC-相対取 引	190		190				190
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となら ないデリバ ティブ資産 合計	190		190				190
デリバティブ 資産合計	430	-	430	(118)	(10)	(109)	193
有価証券貸付契 約等	1,927	-	1,927	-	-	(1,927)	-
合計	\$ 2,357	\$ -	\$ 2,357	\$ (118)	\$ (10)	\$ (2,036)	\$ 193

金融資産及びデリバティブ資産の相殺

2017年12月31日現在

(単位:百万ドル)	認識された 資産額 (総額)	貸借対照表 上の相殺額 (総額)	貸借対照表 上の資産額 (純額)	貸借対照表上で相殺されていない額 (総額)			合計 (純額)
				金融商品	有価証券 担保	受け入れ 現金担保	
デリバティブ資 産:							
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となる デリバティ ブ資産							
OTC-相対取 引	\$ 180	\$ -	\$ 180	\$ (82)	\$ -	\$ (98)	\$ -
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となる デリバティ ブ資産合計	180	-	180	(82)	-	(98)	-
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となら ないデリバ ティブ資産							
OTC-相対取 引	151		151				151
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となら ないデリバ ティブ資産 合計	151		151				151
デリバティブ 資産合計	331	-	331	(82)	-	(98)	151
有価証券貸付契 約等	592	-	592	-	-	(592)	-
合計	\$ 923	\$ -	\$ 923	\$ (82)	\$ -	\$ (690)	\$ 151

金融負債及びデリバティブ負債の相殺

2018年9月30日現在

(単位:百万ドル)	認識された 負債額 (総額)	貸借対照表 上の相殺額 (総額)	貸借対照表 上の負債額 (純額)	貸借対照表上で相殺されていない額 (総額)			合計 (純額)
				金融商品	有価証券 担保	差し入れ 現金担保	
デリバティブ負 債:							
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となる デリバティ ブ負債							
OTC-相対取 引	\$ (395)	\$ -	\$ (395)	\$ 118	\$ 195	\$ 26	\$ (56)
OTC-清算集 中対象	(1)	-	(1)	-	-	1	-
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となる デリバティ ブ負債合計	(396)	-	(396)	118	195	27	(56)
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となら ないデリバ ティブ負債							
OTC-相対取 引	(101)		(101)				(101)
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となら ないデリバ ティブ負債 合計	(101)		(101)				(101)
デリバティブ 負債合計	(497)	-	(497)	118	195	27	(157)
有価証券貸付契 約等	(1,970)	-	(1,970)	1,927	-	-	(43)
合計	\$ (2,467)	\$ -	\$ (2,467)	\$ 2,045	\$ 195	\$ 27	\$ (200)

金融負債及びデリバティブ負債の相殺

2017年12月31日現在

	認識された 負債額 (総額)	貸借対照表 上の相殺額 (総額)	貸借対照表上 の負債額 (純額)	貸借対照表上で相殺されていない額 (総額)			合計 (純額)
				金融商品	有価証券 担保	差し入れ 現金担保	
(単位:百万ドル)							
デリバティブ負 債:							
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となる デリバティ ブ負債							
OTC-相対取 引	\$ (346)	\$ -	\$ (346)	\$ 82	\$ 245	\$ 10	\$ (9)
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となる デリバティ ブ負債合計	(346)	-	(346)	82	245	10	(9)
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となら ないデリバ ティブ負債							
OTC-相対取 引	(128)		(128)				(128)
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となら ないデリバ ティブ負債 合計	(128)		(128)				(128)
デリバティブ 負債合計	(474)	-	(474)	82	245	10	(137)
有価証券貸付契 約等	(606)	-	(606)	592	-	-	(14)
合計	\$ (1,080)	\$ -	\$ (1,080)	\$ 674	\$ 245	\$ 10	\$ (151)

金融商品についての更なる情報については、注記1、3及び5及び2017年度の有価証券報告書における連結財務諸表注記1、3及び5を参照のこと。

5. 公正価値の測定

公正価値ヒエラルキー

米国GAAPは、公正価値の見積りに用いられる評価技法のインプットが観察可能か否かによって公正価値評価技法のヒエラルキーを指定している。この2種類のインプットが、3つのレベルの評価のヒエラルキーを構成している。レベル1の評価は、活発な市場において同一の資産もしくは負債に対して付された市場価格を用いるものである。レベル2の評価は、活発な市場において類似の資産もしくは負債に対して付された市場価格、活発でない市場において同一あるいは類似の資産もしくは負債に対して付された市場価格、又はすべての重要なインプットが活発な市場における観察可能なものである評価モデルから導き出される評価額を用いるものである。レベル3の評価は、1つもしくはそれ以上の重要なインプットが活発な市場において観察できない評価額を用いるものである。

経常的に公正価値で測定・計上されている当社の資産及び負債の公正価値のレベル別内訳は以下のとおりであった。

(単位:百万ドル)	2018年9月30日現在			
	活発な市場において、 同一の資産に対して 付された見積価格 (レベル 1)	観察可能な重要 なインプット (レベル 2)	観察不可能な重 要なインプット (レベル 3)	公正価値合計
資産:				
売却可能有価証券 (公正価値で計上):				
期限付証券: ⁽¹⁾				
国債及び政府機関債	\$ 30,888	\$ 1,282	\$ -	\$ 32,170
地方債	-	1,834	-	1,834
モーゲージ・バック証 券及びアセット・ バック証券	-	161	172	333
公益事業債	-	7,209	104	7,313
外国政府及び国際機関	-	1,557	-	1,557
銀行及び金融機関	-	8,916	23	8,939
その他の企業	-	29,959	191	30,150
期限付証券合計	30,888	50,918	490	82,296 ⁽¹⁾
持分証券 ⁽¹⁾	972	71	16	1,059 ⁽¹⁾
その他運用資産	2	-	-	2
現金・預金及び現金等価物	3,429	-	-	3,429
その他資産:				
通貨スワップ	-	112	190	302
為替先物取引	-	128	-	128
その他資産合計	-	240	190	430

			AFLAC	Incorporated (E05776)
資産合計	\$ 35,291	\$ 51,229	\$ 696	\$ 87,216
負債:				
その他負債:				
通貨スワップ	\$ -	\$ 106	\$ 101	\$ 207
為替先物取引	-	277	-	277
通貨オプション	-	12	-	12
金利スワップ	-	1	-	1
負債合計	\$ -	\$ 396	\$ 101	\$ 497

(1) 永久証券を含む

2017年12月31日現在

(単位:百万ドル)	活発な市場において、 同一の資産に対して 付された見積価格 (レベル 1)	観察可能な重要 なインプット (レベル 2)	観察不可能な重要 なインプット (レベル 3)	公正価値合計
資産:				
売却可能有価証券 (公正価値で計上):				
期限付証券: ⁽¹⁾				
国債及び政府機関債	\$ 30,109	\$ 1,121	\$ -	\$ 31,230
地方債	-	1,370	-	1,370
モーゲージ・バック証 券及びアセット・ バック証券	-	269	175	444
公益事業債	-	7,886	68	7,954
外国政府及び国際機関	-	1,909	-	1,909
銀行及び金融機関	-	8,908	25	8,933
その他の企業	-	32,327	146	32,473
期限付証券合計	30,109	53,790	414	84,313 (1)
持分証券	1,001	6	16	1,023
その他運用資産	57	-	-	57
現金・預金及び現金等価物	3,491	-	-	3,491
その他資産:				
通貨スワップ	-	146	150	296
為替先物取引	-	22	-	22
通貨オプション	-	12	-	12
CDS	-	-	1	1
その他資産合計	-	180	151	331
資産合計	\$ 34,658	\$ 53,976	\$ 581	\$ 89,215
負債:				
その他負債:				
通貨スワップ	\$ -	\$ 69	\$ 128	\$ 197

為替先物取引	-	274	-	274
通貨オプション	-	3	-	3
負債合計	\$ -	\$ 346	\$ 128	\$ 474

(1) 永久証券を含む

下表は、当社の保有する金融商品のうち、公正価値で計上されていないものについて、その商品の簿価及び公正価値を、公正価値を測定するにあたって用いられた公正価値ヒエラルキー・レベル別に分類し表示したものである。

2018年9月30日現在					
(単位:百万ドル)	貸借対照表価額	活発な市場において、同一の資産に対して付された見積価格 (レベル 1)	観察可能な重要なインプット (レベル 2)	観察不可能な重要なインプット (レベル 3)	公正価値合計
資産:					
満期保有有価証券 (償却原価で計上):					
期限付証券:					
国債及び政府機関債	\$ 21,224	\$ 25,868	\$ 8	\$ -	\$ 25,876
地方債	353	-	450	-	450
モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券	14	-	-	15	15
公益事業債	3,150	-	3,451	-	3,451
外国政府及び国際機関	1,516	-	1,792	-	1,792
銀行及び金融機関	1,491	-	1,643	-	1,643
その他の企業	2,673	-	3,023	-	3,023
その他運用資産 ⁽¹⁾	6,542	-	25	6,494	6,519
資産合計	\$ 36,963	\$ 25,868	\$ 10,392	\$ 6,509	\$ 42,769
負債:					
その他保険契約準備金	\$ 6,974	\$ -	\$ -	\$ 6,896	\$ 6,896
社債等(キャピタル・リースを除く)	5,264	-	5,066	263	5,329
負債合計	\$ 12,238	\$ -	\$ 5,066	\$ 7,159	\$ 12,225

(1) 契約者貸付金223百万ドル及び持分法を適用する投資242百万ドル(いずれも簿価)を除く

2017年12月31日現在

(単位:百万ドル)	貸借対照表価額	活発な市場において、同一の資産に対して付された見積価格 (レベル 1)	観察可能な重要なインプット (レベル 2)	観察不可能な重要なインプット (レベル 3)	公正価値合計
資産:					
満期保有有価証券 (償却原価で計上):					
期限付証券:					
国債及び政府機関債	\$ 21,331	\$ 26,491	\$ -	\$ -	\$ 26,491
地方債	357	-	462	-	462
モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券	26	-	8	19	27
公益事業債	3,300	-	3,698	-	3,698
外国政府及び国際機関	1,523	-	1,835	-	1,835
銀行及び金融機関	2,206	-	2,387	-	2,387
その他の企業	2,687	-	3,172	-	3,172
その他運用資産 ⁽¹⁾	3,017	-	15	2,987	3,002
資産合計	\$ 34,447	\$ 26,491	\$ 11,577	\$ 3,006	\$ 41,074
負債:					
その他保険契約準備金	\$ 6,939	\$ -	\$ -	\$ 6,841	\$ 6,841
社債等(キャピタル・リースを除く)	5,267	-	5,288	265	5,553
負債合計	\$ 12,206	\$ -	\$ 5,288	\$ 7,106	\$ 12,394

⁽¹⁾ 契約者貸付金210百万ドル及び持分法を適用する投資118百万ドル(いずれも簿価)を除く

金融商品の公正価値

期限付証券及び持分証券

当社では、第三者である値付業者による価格の見積り及び評価(公開取引市場において容易に入手可能な公表市場価格を含む)及び外部仲介業者から入手する拘束力のない価格データというアプローチ又は技法を用いて、当社の期限付証券及び公募及び私募持分証券の公正価値を決定する。

第三者である一つの値付業者は、私募形式で発行された有価証券に対して、持続的な経済環境と変化を続ける規制の枠組みの影響を反映した形で評価を決定するための評価手法を開発した。この手法はDCF法であるが、関連する市場、特にCDS市場の情報をを用いて予定キャッシュ・フローを評価している。これらのモデルは、その有価証券に固有の特性を考慮に入れ、発行体に固有の損失調整後の信用カーブを得るための様々な調整を行っている。この信用カーブは、予定キャッシュ・フローを算出するための適正な回収率、及び必要に応じて、流動性の調整を含む追加的な特性のモデリングとともに用いられ、これらの損失調整後のキャッシュ・フローを割り引くことにより、当該有価証券の値付けをするものである。有価証券固有の特性から信用カーブを算出できない場合は、評価手法はその他の観察可能な市場インプットを考慮に入れる。それらは、1) 同一の発行体に

おける最も適切な比較可能な証券、2) 発行体固有のCDSスプレッド、3) 格付け、地域、業種・セクター等の面で類似した性格を有する、比較可能な発行体の債券あるいはCDSスプレッド、あるいは4) 格付け、業種、残存期間及び地域において比較可能な債券指数である。

第三者である値付業者を含む、外部の情報源から入手した価格データ及び市場価格は、社内でその妥当性が検証される。公正価値が妥当でないように見える場合には、それらのインプットを再検討し、値付業者から入手した価格データの妥当性を評価する。更に、入手したデータを関連する市場インデックス及びその他のパフォーマンスデータと比較することもある。経営陣の分析内容に基づいて、評価は確定されるが、入手可能な市場データによる公正価値の見積りがより妥当であるという証拠がある場合には修正される可能性もある。当社は、すべての価格算定モデルで使用されるインプット及び計算の検証を行い、評価結果が公正価値の妥当な見積りであることを確認している。

レベル3に分類された期限付証券は、観察可能なインプットが限られているか全くない有価証券によって構成されている。レベル3の有価証券については、当社はこれらの有価証券の公正価値の評価を、限られた数の仲介業者からの拘束力のない見積りを得て行う。これらの仲介業者は、現在の価格決定環境や市況に基づき得られた知見を総合して、見積りを提示する。当社はこうしたインプットは観察不可能と考えている。当社はまた、評価のプロセスにおいて、先物為替レート、円スワップ・レート、ドルスワップ・レート、金利ボラティリティ、特定の発行体についての信用スプレッド、想定される債務不履行の確率及び債務不履行時の回収率、その他の確率的な前提を含む、様々な重要な評価インプットを考慮する。これらの評価インプットの入手に際して、当社では、外部価格情報源が使用する一部の価格決定上の前提やデータを、市場からの情報により証明、もしくは検証することは困難であると認識している。それらは、市場に裏付けられたものというより、むしろ外部価格情報源において社内で開発されたものと、当社は認識している。これらの観察不可能な評価インプットを使用することは、有価証券の評価プロセスをより主観的なものにする。

表示各期間において、値付業者及び仲介業者から提示された価格を調整したことはない。

下表は、期限付証券及び持分証券の公正価値に対する価格情報源を表示している。

2018年9月30日現在				
(単位:百万ドル)	活発な市場において、同一の資産に対して付された見積価格 (レベル 1)	観察可能な重要なインプット (レベル 2)	観察不可能な重要なインプット (レベル 3)	公正価値 合計
売却可能有価証券(公正価値で計上):				
期限付証券: ⁽¹⁾				
国債及び政府機関債:				
第三者値付業者	\$ 30,888	\$ 1,282	\$ -	\$ 32,170
国債及び政府機関債合計	30,888	1,282	-	32,170
地方債:				
第三者値付業者	-	1,834	-	1,834
地方債合計	-	1,834	-	1,834
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券:				
第三者値付業者	-	161	-	161
仲介業者 / その他	-	-	172	172
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券合計	-	161	172	333

公益事業債:				
第三者値付業者	-	7,209	-	7,209
仲介業者 / その他	-	-	104	104
公益事業債合計	-	7,209	104	7,313
外国政府及び国際機関:				
第三者値付業者	-	1,557	-	1,557
外国政府及び国際機関合計	-	1,557	-	1,557
銀行及び金融機関:				
第三者値付業者	-	8,916	-	8,916
仲介業者 / その他	-	-	23	23
銀行及び金融機関合計	-	8,916	23	8,939
その他の企業:				
第三者値付業者	-	29,861	-	29,861
仲介業者 / その他	-	98	191	289
その他の企業合計	-	29,959	191	30,150
売却可能有価証券合計	\$ 30,888	\$ 50,918	\$ 490	\$ 82,296 (1)
持分証券(公正価値で計上): ⁽¹⁾				
第三者値付業者	\$ 972	\$ 71	\$ -	\$ 1,043
仲介業者 / その他	-	-	16	16
持分証券合計	\$ 972	\$ 71	\$ 16	\$ 1,059 (1)

⁽¹⁾ 永久証券を含む

2018年9月30日現在

(単位:百万ドル)	活発な市場において、同一の資産に対して付された見積価格 (レベル 1)	観察可能な重要なインプット (レベル 2)	観察不可能な重要なインプット (レベル 3)	公正価値 合計
満期保有有価証券(償却原価で計上):				
期限付証券:				
国債及び政府機関債:				
第三者値付業者	\$ 25,868	\$ 8	\$ -	\$ 25,876
国債及び政府機関債合計	25,868	8	-	25,876
地方債:				
第三者値付業者	-	450	-	450
地方債合計	-	450	-	450
モーゲージ・バック証券及びア セット・バック証券:				
仲介業者 / その他	-	-	15	15
モーゲージ・バック証券及びア セット・バック証券合計	-	-	15	15
公益事業債:				
第三者値付業者	-	3,451	-	3,451

公益事業債合計	-	3,451	-	3,451
外国政府及び国際機関:				
第三者値付業者	-	1,792	-	1,792
外国政府及び国際機関合計	-	1,792	-	1,792
銀行及び金融機関:				
第三者値付業者	-	1,643	-	1,643
銀行及び金融機関合計	-	1,643	-	1,643
その他の企業:				
第三者値付業者	-	3,023	-	3,023
その他の企業合計	-	3,023	-	3,023
満期保有有価証券合計	\$ 25,868	\$ 10,367	\$ 15	\$ 36,250

2017年12月31日現在

(単位:百万ドル)	活発な市場において、同一の資産に対して付された見積価格 (レベル 1)	観察可能な重要なインプット (レベル 2)	観察不可能な重要なインプット (レベル 3)	公正価値 合計
売却可能有価証券(公正価値で計上):				
期限付証券: ⁽¹⁾				
国債及び政府機関債:				
第三者値付業者	\$ 30,109	\$ 1,121	\$ -	\$ 31,230
国債及び政府機関債合計	30,109	1,121	-	31,230
地方債:				
第三者値付業者	-	1,370	-	1,370
地方債合計	-	1,370	-	1,370
モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券:				
第三者値付業者	-	269	-	269
仲介業者 / その他	-	-	175	175
モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券合計	-	269	175	444
公益事業債:				
第三者値付業者	-	7,886	-	7,886
仲介業者 / その他	-	-	68	68
公益事業債合計	-	7,886	68	7,954
外国政府及び国際機関:				
第三者値付業者	-	1,807	-	1,807
仲介業者 / その他	-	102	-	102
外国政府及び国際機関合計	-	1,909	-	1,909
銀行及び金融機関:				
第三者値付業者	-	8,908	-	8,908

仲介業者 / その他	-	-	25	25
銀行及び金融機関合計	-	8,908	25	8,933
その他の企業:				
第三者値付業者	-	32,327	-	32,327
仲介業者 / その他	-	-	146	146
その他の企業合計	-	32,327	146	32,473
売却可能有価証券合計	\$ 30,109	\$ 53,790	\$ 414	\$ 84,313 (1)
持分証券 (公正価値で計上):				
第三者値付業者	\$ 1,001	\$ 6	\$ -	\$ 1,007
仲介業者 / その他	-	-	16	16
持分証券合計	\$ 1,001	\$ 6	\$ 16	\$ 1,023

(1) 永久証券を含む

2017年12月31日現在

(単位:百万ドル)	活発な市場において、同一の資産に対して付された見積価格 (レベル 1)	観察可能な重要なインプット (レベル 2)	観察不可能な重要なインプット (レベル 3)	公正価値 合計
満期保有有価証券 (償却原価で計上):				
期限付証券:				
国債及び政府機関債:				
第三者値付業者	\$ 26,491	\$ -	\$ -	\$ 26,491
国債及び政府機関債合計	26,491	-	-	26,491
地方債:				
第三者値付業者	-	462	-	462
地方債合計	-	462	-	462
モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券:				
第三者値付業者	-	8	-	8
仲介業者 / その他	-	-	19	19
モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券合計	-	8	19	27
公益事業債:				
第三者値付業者	-	3,698	-	3,698
公益事業債合計	-	3,698	-	3,698
外国政府及び国際機関:				
第三者値付業者	-	1,835	-	1,835
外国政府及び国際機関合計	-	1,835	-	1,835
銀行及び金融機関:				
第三者値付業者	-	2,387	-	2,387
銀行及び金融機関合計	-	2,387	-	2,387
その他の企業:				

第三者値付業者	-	3,172	-	3,172
その他の企業合計	-	3,172	-	3,172
満期保有有価証券合計	\$ 26,491	\$ 11,562	\$ 19	\$ 38,072

以下は、当社が保有するその他の金融商品の公正価値の決定に関する説明である。

デリバティブ

当社は、一部の資産に関連するリスクを管理するため、デリバティブを使用している。しかし、デリバティブの公正価値ヒエラルキーは関連する資産のものとは必ずしも一致しない。デリバティブの価格評価に用いられるインプットは、金利、信用スプレッド、先物為替レートとスポットレート及び金利ボラティリティなどである。

一部の運用資産に関連する為替先物取引及び通貨オプションの公正価値、当社の日本支店への純投資に係る為替リスクに対するヘッジ及び予測される円建てのキャッシュ・フローの一部を経済的にヘッジするために用いられる為替先物取引及び通貨オプションの公正価値、当社が発行している優先及び劣後債の一部に関連する通貨スワップの公正価値は、当社が受け取るあるいは支払うと予想される金額に基づいている。当社のスワップの公正価値の決定は、観察可能な市場インプットに基づいているため、それらはレベル2に分類されている。

当社が主たる受益者であるいずれのVIEに関連するデリバティブについても、当社は直接的な当事者ではない。その結果、公正価値には、VIEに関連する担保資産の信用リスクが考慮されている。当社はこれらのデリバティブの評価を、第三者である値付業者から取得している。これらのデリバティブの分析及び値付業者によって採用された方法の検証に基づき、当社は、これらのスワップのデュレーションが長期間であること、また長期的なインプットを導き出し、測定するためには観察可能な短期間のデータからの補正が必要となることから、現在のインプット又は観察可能な市場データで確認することができない将来のキャッシュ・フローを評価するためには、特別なインプット、仮定及び判断が必要であると判断した。その結果、当社の連結VIEに係るデリバティブは、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されている。

その他の運用資産

上記において公正価値が開示されているその他の運用資産は、短期投資と貸付金を含んでいる。貸付金は、不動産改装資金ローン、商業用不動産担保ローン及びミドルマーケット・ローンを含んでいる。当社の貸付金は、容易に決定できる市場価格を有しておらず、一般的には市場における流動性がない。貸付金の公正価値は、将来の予想キャッシュ・フローの現在価値をもとに決定される。その際、米国財務省証券又はLIBORの利回りに、信用リスクや流動性リスクなど、その他のリスク要因を考慮したスプレッドを上乗せした割引率が適用される。これらのスプレッドは、貸付金についてのプライシング環境や市況についての最新の知識に基づき、適切な資産管理会社によって提供される。これらのスプレッドは、プライシングのインプットにおいて非常に重要な要素であり、一般的には観察不能と見られている。したがって、これらの投資は公正価値ヒエラルキーにおいてレベル3に分類されている。

その他保険契約準備金

その他保険契約準備金の構成要素で最大のものは、アフラック（日本）の年金商品である。当社の年金商品の給付金及び保険料は定額である。本商品について、当社はその公正価値が解約返戻金と同額であると見積もった。これは、契約者が保険契約を解約する際、評価日に契約者に支払われる金額と類似している。当社は、ディスカウント・キャッシュ・フロー予測に対して解約返戻金が妥当かどうかを定期的にチェックしている。当社は、この評価へのインプットが観察不可能であるため、本評価をレベル3に分類している。

社債等

当社が公募で発行した社債の公正価値は、第三者の値付業者より入手可能な観察可能なインプットを利用して決定され、レベル2に区分される。当社の円建て借入金の公正価値は、帳簿価額に近似しており、レベル3に区分される。

ヒエラルキー・レベル間における区分変更とレベル3のロールフォワード

2017年及び2018年の9月30日に終了した3ヶ月間及び9ヶ月間において、経常的に公正価値で測定・計上されている資産及び負債について、レベル1とレベル2の間での区分変更はなかった。

下表は、レベル3に分類される公正価値で計上されている当社の運用資産及びデリバティブの公正価値の変動を示している。

2018年9月30日に終了した3ヶ月間								
(単位:百万ドル)	期限付証券				持分証券	デリバティブ ⁽¹⁾		合計
	モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券	公益事業債	銀行及び金融機関	その他の企業		通貨スワップ	CDS	
期首残高	\$ 178	\$ 106	\$ 23	\$ 196	\$ 17	\$ 110	\$ -	\$ 630
当期純利益に計上された資産運用実現(損)益	-	-	-	-	(1)	(19)	-	(20)
その他の包括(損)益に計上された未実現(損)益	(6)	(2)	-	(4)	-	(2)	-	(14)
購入、発行、売却及び決済:								
購入	-	-	-	-	-	-	-	-
発行	-	-	-	-	-	-	-	-
売却	-	-	-	-	-	-	-	-
決済	-	-	-	(1)	-	-	-	(1)
レベル3への変更	-	-	-	-	-	-	-	-
レベル3からの変更	-	-	-	-	-	-	-	-
期末残高	\$ 172	\$ 104	\$ 23	\$ 191	\$ 16	\$ 89	\$ -	\$ 595
資産運用実現(損)益に含まれる期末時点においても保有されているレベル3の資産及び負債に関連する未実現(損)益の変動	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ (1)	\$ (19)	\$ -	\$ (20)

⁽¹⁾ デリバティブ資産及び負債は純額表示されている

2017年9月30日に終了した3ヶ月間								
	期限付証券				持分証券	デリバティブ ⁽¹⁾		

(単位:百万ドル)	モーゲー ジ・バック 証券及びア セット・ バック証券	公益 事業債	銀行及び 金融機関	その他 の企業		通貨 スワップ	CDS	合計
期首残高	\$ 188	\$ 53	\$ 25	\$ 77	\$ 14	\$ 7	\$ 2	\$ 366
当期純利益に 計上された 資産運用実 現(損)益	-	-	-	-	-	8	(1)	7
その他の包括 (損)益に計上 された未実現 (損)益	(2)	-	-	1	-	-	-	(1)
購入、発行、 売却及び決 済:								
購入	-	24	-	25	4	-	-	53
発行	-	-	-	-	-	-	-	-
売却	-	-	-	(1)	-	-	-	(1)
決済	(8)	-	-	-	-	-	-	(8)
レベル3への変 更	-	-	-	-	-	-	-	-
レベル3からの 変更	-	-	-	-	-	-	-	-
期末残高	\$ 178	\$ 77	\$ 25	\$ 102	\$ 18	\$ 15	\$ 1	\$ 416
資産運用実現 (損)益に含 まれる期末 時点におい ても保有さ れているレ ベル3の資産 及び負債に 関連する未 実現(損)益 の変動	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 8	\$ (1)	\$ 7

(1) デリバティブ資産及び負債は純額表示されている

2018年9月30日に終了した9ヶ月間

(単位:百万ドル)	期限付証券				持分証券	デリバティブ ⁽¹⁾		
	モーゲー ジ・バック 証券及びア セット・ バック証券	公益 事業債	銀行及び 金融機関	その他 の企業		通貨 スワップ	CDS	合計
期首残高	\$ 175	\$ 68	\$ 25	\$ 146	\$ 16	\$ 22	\$ 1	\$ 453
当期純利益に 計上され た資産運 用実現 (損)益	-	-	-	-	(1)	65	(1)	63
その他の包括 (損)益に計 上された未 実現(損)益	(3)	(4)	(2)	(6)	-	2	-	(13)
購入、発行、 売却及び決 済:								
購入	-	40	-	55	1	-	-	96

発行	-	-	-	-	-	-	-	-
売却	-	-	-	-	-	-	-	-
決済	-	-	-	(4)	-	-	-	(4)
レベル3への 変更	-	-	-	-	-	-	-	-
レベル3から の変更	-	-	-	-	-	-	-	-
期末残高	\$ 172	\$ 104	\$ 23	\$ 191	\$ 16	\$ 89	\$ -	\$ 595
資産運用実現 (損)益に含 まれる期末 時点におい ても保有さ れているレ ベル3の資 産及び負債 に関連する 未実現(損) 益の変動	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ (1)	\$ 65	\$ (1)	\$ 63

(1) デリバティブ資産及び負債は純額表示されている

2017年9月30日に終了した9ヶ月間

(単位:百万ドル)	期限付証券				持分証券	デリバティブ ⁽¹⁾		
	モーゲー ジ・バック 証券及びア セット・ バック証券	公益 事業債	銀行及び 金融機関	その他 の企業		通貨 スワップ	CDS	合計
期首残高	\$ 198	\$ 16	\$ 25	\$ -	\$ 3	\$ (21)	\$ 2	\$ 223
当期純利益に 計上された 資産運用実 現(損)益	-	-	-	-	-	36	(1)	35
その他の包括 (損)益に計 上された未 実現(損)益	4	-	-	3	-	-	-	7
購入、発行、 売却及び決 済:								
購入	-	61	-	100	16	-	-	177
発行	-	-	-	-	-	-	-	-
売却	-	-	-	(1)	(1)	-	-	(2)
決済	(24)	-	-	-	-	-	-	(24)
レベル3への変 更	-	-	-	-	-	-	-	-
レベル3からの 変更	-	-	-	-	-	-	-	-
期末残高	\$ 178	\$ 77	\$ 25	\$ 102	\$ 18	\$ 15	\$ 1	\$ 416

資産運用実現 (損)益に含 まれる期末 時点におい ても保有さ れているレ ベル3の資産 及び負債に 関連する未 実現(損)益 の変動	\$	-	\$	-	\$	-	\$	-	\$	-	\$	36	\$	(1)	\$	35
---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	----	----	-----	----	----

(1) デリバティブ資産及び負債は純額表示されている

公正価値感応度

レベル3の重要かつ観察不可能なインプットの感応度

下表は、公正価値で計上されている当社のレベル3の運用資産及びデリバティブの見積りに使用された重要かつ観察不可能なインプットを要約したものである。本表では、金融商品全体の評価に影響を与える可能性のあるインプット又はインプットのレンジを表示している。

		2018年9月30日現在				
(単位:百万ドル)	公正価値	評価技法	観察不可能な インプット	レンジ (加重平均)		
資産:						
売却可能有価証券(公正価値):						
期限付証券:						
モーゲージ・バック証券及 びアセット・バック証券	\$ 172	コンセンサス方式の プライシング	提供された 見積価格	N/A	(a)	
公益事業債	104	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	信用スプレッド	N/A	(a)	
銀行及び金融機関	23	コンセンサス方式の プライシング	提供された 見積価格	N/A	(a)	
その他の企業	191	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	信用スプレッド	N/A	(a)	
持分証券	16	純資産価値	提供された 見積価格	N/A	(a)	
その他資産:						
通貨スワップ	133	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	3.27% - 3.30% (b)		
			金利(日本円)	0.36% - 0.96% (c)		
		ディスカウント・ キャッシュ・フロー	CDSスプレッド	12 - 101 bps		
			金利(米ドル)	3.27% - 3.30% (b)		
57	金利(日本円)	0.36% - 0.96% (c)				
資産合計	\$ 696					
負債:						
その他負債:						
通貨スワップ	\$ 96	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	3.27% - 3.30% (b)		
			金利(日本円)	0.36% - 0.96% (c)		
			CDSスプレッド	31 - 196 bps		

			ディスカウント・	金利(米ドル)	3.27% - 3.30%	(b)
	5		キャッシュ・フロー	金利(日本円)	0.36% - 0.96%	(c)
負債合計		\$	101			
(a) N/Aは、ブローカーから未調整の見積りを入手し、その見積り提供者の評価技法又は観察不可能なインプットに透明性が無い有価証券を表している。						
(b) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため米国の長期金利から導き出されたインプット						
(c) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため日本の長期金利から導き出されたインプット						
2017年12月31日現在						
(単位:百万ドル)	公正価値		評価技法	観察不可能な インプット	レンジ (加重平均)	
資産:						
売却可能有価証券(公正価値):						
期限付証券:						
モーゲージ・バック証券及 びアセット・バック証券	\$ 175		コンセンサス方式の プライシング	提供された 見積価格	N/A	(a)
公益事業債	68		ディスカウント・ キャッシュ・フロー	信用スプレッド	N/A	(a)
銀行及び金融機関	25		コンセンサス方式の プライシング	提供された 見積価格	N/A	(a)
その他の企業	146		ディスカウント・ キャッシュ・フロー	信用スプレッド	N/A	(a)
持分証券	16		純資産価値	提供された 見積価格	N/A	(a)
その他資産:						
通貨スワップ	80		ディスカウント・ キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.40% - 2.54%	(b)
				金利(日本円)	0.26% - 0.85%	(c)
				CDSスプレッド	9 - 90 bps	
CDS	1		ディスカウント・ キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.40% - 2.54%	(b)
				金利(日本円)	0.26% - 0.85%	(c)
				ベース・ コリレーション	46.33% - 49.65%	(d)
				CDSスプレッド	25 bps	
				回収率	37.24%	
資産合計		\$	581			
負債:						
その他負債:						
通貨スワップ	\$ 120		ディスカウント・ キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.40% - 2.54%	(b)
				金利(日本円)	0.26% - 0.85%	(c)
				CDSスプレッド	13 - 157 bps	
	8		ディスカウント・ キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.40% - 2.54%	(b)
				金利(日本円)	0.26% - 0.85%	(c)

負債合計	\$	128
------	----	-----

- (a) N/Aは、ブローカーから未調整の見積りを入手し、その見積り提供者の評価技法又は観察不可能なインプットに透明性が無い有価証券を表している。
- (b) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため米国の長期金利から導き出されたインプット
- (c) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため日本の長期金利から導き出されたインプット
- (d) 市場指数に応じたアタッチメント・ポイント及びデタッチメント・ポイントに対応するように設計された当社のオプションシェに対するベース・コリレーションのレンジ

以下は、当社のレベル3に分類される有価証券及びデリバティブの公正価値の決定に使用される重要かつ観察不可能なインプット又は評価技法についての考察である。

純資産価値

当社は、被投資会社によって発表されている財務諸表に基づいて公正価値が算出された非上場の持分証券を保有している。これらの証券は、活発な市場では取引されず、算出される評価は、被投資会社の財務報告を適時に利用できるかどうかによって依存している。純資産価値は、持分証券の公正価値の決定においては、観察不可能なインプットである。

提供された見積価格

現在の市況と整合しない価値が含まれることにより、当社の見積価格が適切ではない場合、当社は限られた数の投資仲介業者に値付けを依頼する。また、モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券については、投資仲介業者から未調整の見積価格の提示を受ける。これらの見積価格には拘束力は無いが、その時点の最善のものとされる。提供された見積価格は、モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券、一部の銀行及び金融機関、一部のその他の企業、並びに持分証券の公正価値の決定においては、観察不可能なインプットである。

金利、CDSスプレッド、外国為替レート

金利及び外国為替のスワップの評価に大きく影響するのは、金利、外国為替レート及びCDSスプレッドである。当社のスワップ契約の一部は、満期までの期間が長いこと、当該スワップの金利変動に対する感応度は高まる。当社の外国為替あるいはクロス・カレンシー・スワップのうち、純額で資産ポジションにあるものについて、円金利の上昇は（その他の要因が一定の前提で）、最終的に決済される円貨の受取金額の現在価値（受取レグ）を減少させるため、デリバティブが純額で資産ポジションにある限り、これらのスワップの価値を減少させることになる。

また、外国為替のスワップには、スワップ契約終了時に元本の一括決済がある。その他の要因が一定の前提で、円金利の上昇は、受取レグ及びスワップの価値（純額）を減少させる。同様に、その他の要因が一定の前提で、米ドル金利の上昇は、最終的に決済されるドル貨の支払金額の現在価値（支払レグ）を減少させるため、スワップの価値（純額）を増加させる。

同様の感応度の傾向が外国為替レートで観察される。米ドル／日本円の為替レート（スポット価格）が低下した局面で、スワップの最終決済額を日本円で受け取る場合、そのスワップの価値は円高により増加する。当社のスワップの大半は、契約終了時に日本円で支払いを受けるため、このような形で米ドル／日本円の為替レートの影響を受ける。最終的に円での受け取りが無く、当社が金利を円で支払い、ドルを受け取る場合は、為替レートの低下がスワップの価値の減少につながる。

参照企業又は担保となる資産の債務不履行が発生した場合には、当社の大半のVIEスワップ契約が消滅するという特性を有しているため、資金の交換は停止し、スワップ契約の当事者間ではさらなる支払いは行われな
い。この特性を評価するため、当社は予測されたキャッシュ・フローに対して参照企業の存続確率を適用す
る。存続確率にはキャッシュ・フローの現在価値を調整するためにCDSスプレッド及び回収率を使用する。プ
ラスの価値を持つ消滅条項付きスワップ契約については、CDSスプレッドが拡大すると、最終的な支払いを受けら
れる可能性が低くなり、スワップの価値が減少する。

当社の投資及び金融商品の詳細については、当報告書の注記1、3及び4及び2017年度の有価証券報告書におけ
る連結財務諸表注記1、3及び4を参照のこと。

6. 保険契約準備金

支払備金の変化は、以下の通りであった。

(単位:百万ドル)	9月30日に終了した3ヶ月間		9月30日に終了した9ヶ月間	
	2018年	2017年	2018年	2017年
補完保険支払備金期首残高	\$ 3,942	\$ 3,872	\$ 3,881	\$ 3,707
未収再保険金控除	29	30	28	27
期首残高(純額)	3,913	3,842	3,853	3,680
保険金給付金発生額:				
当年度分	1,760	1,759	5,381	5,278
過年度分	(131)	(126)	(456)	(386)
当期保険金給付金発生額合計	1,629	1,633	4,925	4,892
差引当期保険金給付金支払額:				
当年度発生分	1,357	1,357	3,109	3,074
過年度発生分	217	234	1,751	1,697
当期保険金給付金支払額合計	1,574	1,591	4,860	4,771
支払備金に対する為替変動の影響	(59)	(14)	(9)	69
期末残高(純額)	3,909	3,870	3,909	3,870
未収再保険金加算	29	30	29	30
補完保険支払備金期末残高	3,938	3,900	3,938	3,900
生命保険支払備金期末残高	592	468	592	468
期末支払備金合計	\$ 4,530	\$ 4,368	\$ 4,530	\$ 4,368

過年度発生分の保険金給付金には、従前の予想よりも有利な給付傾向であったことが反映されている。2018
年9月30日に終了した9ヶ月間において、給付は456百万ドル有利な傾向となり、そのうちアフラック（日本）に
関連する部分が約325百万ドルで、全体の約71%を占めた。2017年12月31日から2018年9月30日までの間の為替
差損約13百万ドルの影響を除くと、アフラック（日本）における有利な給付傾向は約312百万ドル、全体の約
68%を占めていたものと見なされる。

2018年、引き続き当社は、アフラック（日本）の中核的な医療保険商品について、有利な給付傾向にあっ
た。当期も、日本におけるがん治療に関する平均入院日数は継続的な減少を見せている。さらに、日本におけ
るがん治療のパターンも、早期発見技術の飛躍的な進歩と、臨床検査よりも病理学的診断の利用が増加した影
響を引き続き受けている。さらに、術後の放射線治療及び抗がん剤治療も、通院によるものがより多くなっ
ている。このような治療方法の変化は、クオリティ・オブ・ライフの増進と当初の治療成果の向上を患者にもた
らすばかりでなく、平均入院日数を減少させることから、有利な給付傾向につながっている。

2018年9月30日に終了した9ヶ月間における、その他の有利な給付実績は、主としてがん保険及び事故・重度障害保障保険において、アフラック（米国）の給付が当初予想よりも有利な水準となったことを反映している。

7. 再保険

当社は時に応じて、他の会社との間で共同保険式割合再保険契約を締結する。個々の再保険契約について、当社は、適用される会計基準に従って、当該再保険契約により保険リスクに関連する損失あるいは負債が補償されるかどうかを判断する。再保険に係る保険料及び保険金・給付金の受払は、原保険契約に適用される会計処理の基準及び再保険契約条項と整合した基準で計上される。保険料及び保険金・給付金は、出再した部分との純額で計上される。

当社は再保険取引に関連した繰延利益負債を計上した。2018年9月30日現在、連結貸借対照表上の保険契約準備金に含められた繰延利益負債は989百万ドルであり、当該保険契約期間に応じて償却される。これに対応する未収再保険金は、連結貸借対照表上、その他の資産に含まれており、2017年12月31日現在及び2018年9月30日現在、それぞれ908百万ドル、917百万ドルであった。再保険資産の増加は、円安の進行による影響が、再保険に付した保険契約に係る準備金が保険契約の経年により増加した影響により相殺されたことによってもたらされた。2017年12月31日から2018年9月30日までの間に、直物為替レートは約0.5%の円安ドル高となり、出再契約に係る準備金は約1.3%増加した。

下表は、元受保険料収入及び元受保険金給付金に係る再保険による影響と純額への調整を示している。

(単位:百万ドル)	9月30日に終了した3ヶ月間		9月30日に終了した9ヶ月間	
	2018年	2017年	2018年	2017年
元受保険料収入	\$ 4,720	\$ 4,734	\$ 14,346	\$ 14,210
他社への出再:				
アフラック(日本)の販売を停止した				
医療保険の出再	(122)	(130)	(378)	(390)
その他	(15)	(12)	(45)	(37)
他社からの受再:				
再々保険	51	54	158	163
その他	2	2	5	5
保険料収入(純額)	\$ 4,636	\$ 4,648	\$ 14,086	\$ 13,951
元受保険金給付金	\$ 3,076	\$ 3,157	\$ 9,301	\$ 9,403
出再保険金及び責任準備金変動額:				
アフラック(日本)の販売を停止した				
医療保険の出再	(111)	(118)	(343)	(359)
内部消去	10	13	33	39
その他	(11)	(9)	(34)	(31)
他社からの受再:				
再々保険	48	53	149	159
内部消去	(10)	(13)	(33)	(39)
その他	-	-	2	2
保険金給付金(純額)	\$ 3,002	\$ 3,083	\$ 9,075	\$ 9,174

これらの再保険取引は、実損填補再保険とみなされ、保険契約者に対する義務から当社を解放するものではない。再保険会社はその義務を履行できない場合でも、当社は出再された保険金請求に関する支払義務を引き続き負っている。

資本面のコンティンジェンシー・プランの一環として、2015年12月1日、当社は約1,100億円の準備金の再保険設定枠の契約を行った。この再保険設定枠は、2017年に2018年12月31日まで延長された。さらに、再保険会社からの期限前60日以内の通知がない場合、1年間の追加コミットメント期間が自動更新される。スタンダード・アンド・プアーズ社によるアフラックの格付けがBBB-未満となった時、再保険会社はこの再保険設定枠を解除することができる。2018年9月30日現在、この再保険設定枠の下で実行された再保険取引はなかった。

8. 社債等

社債等の概要は下表のとおりであった。

(単位:百万ドル)	2018年9月30日現在	2017年12月31日現在
2.40%優先社債2020年3月満期	\$ 549	\$ 548
4.00%優先社債2022年2月満期	348	348
3.625%優先社債2023年6月満期	698	697
3.625%優先社債2024年11月満期	746	745
3.25%優先社債2025年3月満期	447	446
2.875%優先社債2026年10月満期	297	297
6.90%優先社債2039年12月満期	220	220
6.45%優先社債2040年8月満期	254	254
4.00%優先社債2046年10月満期	394	394
円建て優先社債及び劣後社債:		
0.932%優先社債2027年1月満期(元本600億円)	525	528
2.108%劣後社債2047年10月満期(元本600億円)	523	526
円建て借入金:		
変動金利ローン2021年9月満期(元本50億円、2018年及び2017年の適用金利は0.32%)	44	44
変動金利ローン2023年9月満期(元本250億円、2018年及び2017年の適用金利は0.47%)	219	220
キャピタル・リース債務、2025年まで返済	15	22
社債等合計	\$ 5,279	\$ 5,289

上表の金額は、社債発行費用及び発行プレミアムあるいはディスカウントとの純額で報告されている。該当する場合は、社債の残存期間にわたって償却される。

当社の2018年9月30日現在のクレジット・ラインの要約は以下のとおりである。

借入人	種類	契約期間	満期日	限度額	実行残高	借入金額に対する適用金利	借入期限	コミットメント・フィー	資金用途
-----	----	------	-----	-----	------	--------------	------	-------------	------

アフラック・インコーポレーテッド及びアフラック	非コミットメント 双務契約	364日	2018年11月30日	100百万ドル	0百万ドル	銀行によって提示され、借入実行時に双方が合意した金利	3ヶ月以内	なし	一般事業資金
アフラック・インコーポレーテッド	無担保リボルビング取引	3年	2019年3月31日又は契約で定められている債務不履行事由が発生した場合の契約終了日のいずれか早い日	1,000億円	0億円	東京銀行間貸出金利（TIBOR）に、(a)契約の締結時からコミットメント終了時までの間のTIBOR適用利鞘を加えた金利又は (b)タームアウト期間におけるTIBOR適用利鞘を加えた金利	2019年3月31日まで	決定日における親会社信用等级付けに基づき、0.30%から0.50%の間で決定	親会社の事業に係る資本の非常時対応策を含む一般事業資金
アフラック・インコーポレーテッド及びアフラック	無担保リボルビング取引	5年	2023年4月4日又は約定債務不履行事由が発生した場合の契約終了日のいずれか早い日 ⁽¹⁾	550億円又はこれと同等の米ドル	0億円	当社が選択する以下の金利に適用利鞘を加えた金利。(a)ロンドン銀行間貸出金利（LIBOR）に一定の追加コスト調整を加えたもの、(b)以下の金利のうち最も高いものを参照し決定された基準金利(1) フェデラル・ファンド・実効レートに1/2%を加えた金利(2)同日にみずほ銀行が公表したプライム・レート(3)1ヶ月物欧州通貨金利に1.00%を加えた金利	2023年4月4日まで	決定日における親会社信用等级付けに基づき、0.085%から0.225%の間で決定	親会社の事業に係る資本の非常時対応策を含む一般事業資金
アフラック・インコーポレーテッド及びアフラック	非コミットメント 双務契約	契約上の定めなし	契約上の定めなし	50百万ドル	0百万ドル	親会社が選択する以下の金利。(a) 借入期間に応じてエージェントのLIBORを参照して決定される欧州通貨金利、(b) 以下の金利の内いずれか高い方を参照して決定される基準金利 (i) エージェントにより決定されるプライム・レート (ii) 同日のフェデラル・ファンド・実効レートに0.50%を加えた金利	3ヶ月以内	なし	一般事業資金
アフラック ⁽²⁾	非コミットメント リボルビング取引	364日	2018年11月30日	250百万ドル	0百万ドル	米ドル3ヶ月ものLIBORに75ベシスポイントを加えた年利	3ヶ月	なし	一般事業資金

アフラック・インコーポレーテッド ⁽²⁾	非コミットメント リボルビング取引	364日	2019年4月2日	375億円 0億円	3ヶ月ものTIBORに80ペー シスポイントを加えた年 利	3ヶ月	なし	一般事業 資金
---------------------------------	----------------------	------	-----------	-----------	-------------------------------------	-----	----	------------

⁽¹⁾ 2018年4月4日付で従来の契約満了日である2020年9月18日が2023年4月4日に延長された。

⁽²⁾ 企業間信用供与契約

2018年9月30日現在、当社は社債及びクレジット・ラインに関する契約条項をすべて満たしていた。2018年9月30日に終了した9ヶ月間において債務不履行事由も債務不履行も発生していない。

詳細については、2017年度の有価証券報告書における連結財務諸表注記4及び注記9を参照のこと。

9. 法人税等

米国において、2017年12月22日、米国税制改革法（以下「改正税法」）が署名され発効した。改正税法は、2018年1月1日付で、米国連邦法人税率を35%から21%に引き下げる恒久減税を含む数多くの税法規定の改正を規定している。

当社は改正税法の影響についての会計処理を、米国証券取引委員会職員会計公報第118号（以下「SAB 118」）によって認められている発効日から1年間の測定期間内に、完了する見込みである。発効日時点で、当社は改正税法の法人税への影響についての暫定的な評価を行った。繰延税金に対する評価性引当金を含む現在の暫定的な評価は、繰延税金資産（以下「DTA」）が約10億ドル減少及び、繰延税金負債（以下「DTL」）が約29億ドル減少し、これによりDTLが純額で約19億ドル減少するというものである。当社は、これらの金額がSAB 118に沿った合理的な評価を示しているものと考えている。ASC 740-10「法人税」は、税法の改定による繰延税金への影響を、税率の変更が発効した期間において、法人税等の一部として認識するよう求めている。これにより、DTLの暫定純減額である19億ドルは、2017年第4四半期において、当社の連結損益計算書の科目である「法人税等 繰延分」の減少として記録された。2018年第3四半期時点で、当社はこの軽減効果の評価額についての更新を行っていない。

以下は、改正税法の法人税に対する影響の計算が完了していない既存の未払法人税および繰延税金の残高に関する概要説明である。

日本の繰延税金：2018年1月1日付で、改正税法は米国の税率を21%に引き下げている。この税率引き下げの前は、日本の繰延税金は、予想される外国税額控除によって完全に相殺されていた。税率引き下げの結果、外国税額控除全額がアフラック（日本）における米国の繰延税金の相殺に充当されるため、日本の繰延税金は、予想される外国税額控除によって相殺されなくなる。

当社は、アフラック（日本）の課税標準の完全な検証を含め、日本の税金の計算の構成要素についての分析を終えていない。アフラック（日本）における繰延税金を裏付ける詳細なデータを収集、分析、検証するためには、追加の時間を要する。2017年第4四半期時点で、当社はこの項目に関するDTL純額として暫定額45億ドルを計上している。

評価性引当金：当社は、評価性引当金についての分析が、改正税法の様々な側面に影響を受けているかどうかを、主として予想された外国税額控除の未利用部分に焦点を当てて評価しなければならない。当社は、日本の繰越税金に関して暫定的な金額を計上しているため、これに対応する評価性引当金の必要性や変動の判断についても、同じく暫定的なものである。2017年第4四半期時点で、当社は、予想される外国税額控除に対する暫定的な評価性引当金として、7億ドルを計上した。

改正税法の影響は、計上された暫定額から乖離する可能性があり、場合によっては著しく乖離し得る。

10. 株主持分

2018年3月に行われた株式分割の詳細については、注記1を参照のこと。本報告書において表示されているすべての期間にわたって、発行済株式数及び1株当たり金額は、本株式分割を反映するよう調整されている。

9月30日に終了した9ヶ月間における当社普通株式数の内訳は下表のとおりであった。

(単位:千株)	2018年	2017年
普通株式 — 発行済株式:		
期首残高	1,345,762	1,342,498
ストック・オプションの行使及び制限付株式の発行	1,614	2,840
期末残高	1,347,376	1,345,338
自己株式:		
期首残高	564,852	530,877
自己株式の取得:		
公開市場	20,443	27,796
その他	361	872
自己株式の処分:		
AFLストック・プランのために発行した株式	(850)	(1,392)
ストック・オプションの行使	(430)	(526)
その他	(113)	(39)
期末残高	584,263	557,588
期末発行済株式数(自己株式を除く)	763,113	787,750

株式に基づく報酬は基本1株当たり当期純利益（EPS）の計算に用いられる加重平均株式数に含まれていない。また、下記の期間において、希薄化効果を有しないとみなされるため希薄化後1株当たり当期純利益の計算に用いられていない株式に基づく報酬の加重平均は以下のとおりであった。

	9月30日に終了した3ヶ月間		9月30日に終了した9ヶ月間	
(単位:千株)	2018年	2017年	2018年	2017年
希薄化効果のない株式に基づく報酬	46	532	34	670

自己株式取得計画

当社は自己株式取得計画の一環として、2018年の最初の9ヶ月間において公開市場で普通株式2,040万株を923百万ドルで取得した。当社は自己株式取得計画の一環として、2017年の最初の9ヶ月間において、公開市場で普通株式2,780万株を10億ドルで取得した。2017年8月、当社取締役会は、当社普通株式4,000万株取得の追加承認枠を承認したが、2018年3月に予定されていた株式分割に関連して、2018年2月、この株式数は8,000万株に増加した。2018年9月30日現在、自己株式取得に係わる取締役会承認枠のうち7,760万株が残存していた。

その他の包括利益累計額からの組替

下表は、下記の期間における項目別のその他の包括利益累計額の調整額である。

その他の包括利益累計額における変動

(単位:百万ドル)	2018年9月30日に終了した3ヶ月間				
	為替換算 未実現 (損)益	投資有価証券に 係る未実現 (損)益	デリバティブに 係る未実現 (損)益	年金債務 調整額	合計
期首残高	\$ (1,766)	\$ 4,836	\$ (23)	\$ (195)	\$ 2,852
組替前その他の包括(損) 益	(347)	(569)	(1)	(2)	(919)
その他の包括(損)益累計 額からの組替額	-	(27)	-	3	(24)
当期その他の包括(損) 益(純額)	(347)	(596)	(1)	1	(943)
期末残高	\$ (2,113)	\$ 4,240	\$ (24)	\$ (194)	\$ 1,909

上表の金額はすべて税引後の金額である。

(単位:百万ドル)	2017年9月30日に終了した3ヶ月間				
	為替換算 未実現 (損)益	投資有価証券に 係る未実現 (損)益	デリバティブに 係る未実現 (損)益	年金債務 調整額	合計
期首残高	\$ (1,580)	\$ 5,173	\$ (23)	\$ (169)	\$ 3,401
組替前その他の包括(損) 益	(135)	296	-	(2)	159
その他の包括(損)益累計 額からの組替額	-	(32)	-	3	(29)
当期その他の包括(損) 益(純額)	(135)	264	-	1	130
期末残高	\$ (1,715)	\$ 5,437	\$ (23)	\$ (168)	\$ 3,531

上表の金額はすべて税引後の金額である。

(単位:百万ドル)	2018年9月30日に終了した9ヶ月間				
	為替換算 未実現 (損)益	投資有価証券に 係る未実現 (損)益	デリバティブに 係る未実現 (損)益	年金債務 調整額	合計
期首残高	\$ (1,750)	\$ 5,964	\$ (23)	\$ (163)	\$ 4,028
会計基準変更による累積 的な影響 - 金融商品	-	(148)	-	-	(148)
会計基準変更による累積 的な影響 - 改正税法 からの税効果	(325)	734	(3)	(32)	374
組替前その他の包括(損) 益	(38)	(2,302)	2	(7)	(2,345)
その他の包括(損)益累計 額からの組替額	-	(8)	-	8	-
当期その他の包括(損) 益(純額)	(38)	(2,310)	2	1	(2,345)
期末残高	\$ (2,113)	\$ 4,240	\$ (24)	\$ (194)	\$ 1,909

上表の金額は全て税引後の金額である。

2017年9月30日に終了した9ヶ月間					
(単位:百万ドル)	為替換算 未実現 (損)益	投資有価証券に 係る未実現 (損)益	デリバティブに 係る未実現 (損)益	年金債務 調整額	合計
期首残高	\$ (1,983)	\$ 4,805	\$ (24)	\$ (168)	\$ 2,630
組替前その他の包括(損) 益	268	653	1	(8)	914
その他の包括(損)益累計 額からの組替額	-	(21)	-	8	(13)
当期その他の包括(損) 益(純額)	268	632	1	-	901
期末残高	\$ (1,715)	\$ 5,437	\$ (23)	\$ (168)	\$ 3,531

上表の金額は全て税引後の金額である。

2018年9月30日に終了した9ヶ月間において、新たな会計基準の適用により、その他の包括利益累計額と利益剰余金との間で再区分された金額については、注記1を参照のこと。

下表は、下記の期間におけるその他の包括利益累計額の項目から当期利益に組み替えられた金額を発生源ごとに要約したものである。

その他の包括利益累計額からの組み替え		
2018年9月30日に終了した3ヶ月間		
(単位:百万ドル)	その他の包括利益累計額 からの組替額	影響を受けた損益計算書上の 勘定科目
その他の包括利益累計額の項目詳細		
売却可能有価証券に係る未実現(損)益	\$ -	一時的でない減損による実現損失
	37	その他の(損)益
	37	税引前合計
	(10)	税金(費用)又は軽減効果 ⁽¹⁾
	\$ 27	税引後金額
確定給付型年金項目の償却:		
年金数理計算上の(損)益	\$ (5)	新契約費及び事業費 ⁽²⁾
過去勤務(費用)利益	-	新契約費及び事業費 ⁽²⁾
	2	税金(費用)又は軽減効果 ⁽¹⁾
	\$ (3)	税引後金額
当期組替額合計	\$ 24	税引後金額

⁽¹⁾ 26%の税率に基づいている

⁽²⁾ これらのその他の包括利益累計額の構成要素は、毎期の年金費用の計算に含まれている(詳細については、注記12を参照のこと)。

その他の包括利益累計額からの組み替え	
2017年9月30日に終了した3ヶ月間	
(単位:百万ドル)	

その他の包括利益累計額の項目詳細	その他の包括利益累計額 からの組替額	影響を受けた損益計算書上の 勘定科目
売却可能有価証券に係る未実現(損)益	\$ (6)	一時的でない減損による実現損失
	56	その他の(損)益
	50	税引前合計
	(18)	税金(費用)又は軽減効果 ⁽¹⁾
	\$ 32	税引後金額
確定給付型年金項目の償却:		
年金数理計算上の(損)益	\$ (4)	新契約費及び事業費 ⁽²⁾
過去勤務(費用)利益	-	新契約費及び事業費 ⁽²⁾
	1	税金(費用)又は軽減効果 ⁽¹⁾
	\$ (3)	税引後金額
当期組替額合計	\$ 29	税引後金額

⁽¹⁾ 35%の税率に基づいている

⁽²⁾ これらのその他の包括利益累計額の構成要素は、毎期の年金費用の計算に含まれている(詳細については、注記12を参照のこと)。

その他の包括利益累計額からの組み替え		
2018年9月30日に終了した9ヶ月間		
その他の包括利益累計額の項目詳細	その他の包括利益累計額 からの組替額	影響を受けた損益計算書上の 勘定科目
売却可能有価証券に係る未実現(損)益	\$ (2)	一時的でない減損による実現損失
	13	その他の(損)益
	11	税引前合計
	(3)	税金(費用)又は軽減効果 ⁽¹⁾
	\$ 8	税引後金額
確定給付型年金項目の償却:		
年金数理計算上の(損)益	\$ (13)	新契約費及び事業費 ⁽²⁾
過去勤務(費用)利益	-	新契約費及び事業費 ⁽²⁾
	5	税金(費用)又は軽減効果 ⁽¹⁾
	\$ (8)	税引後金額
当期組替金額合計	\$ -	税引後金額

⁽¹⁾ 27%の税率に基づいている

⁽²⁾ これらのその他の包括利益累計額の構成要素は、毎期の年金費用の計算に含まれている(詳細については、注記12を参照のこと)。

その他の包括利益累計額からの組み替え		
2017年9月30日に終了した9ヶ月間		
その他の包括利益累計額の項目詳細	その他の包括利益累計額 からの組替額	影響を受けた損益計算書上の 勘定科目

売却可能有価証券に係る未実現(損)益	\$ (23)	一時的でない減損による実現損失
	56	その他の(損)益
	33	税引前合計
	(12)	税金(費用)又は軽減効果 ⁽¹⁾
	\$ 21	税引後金額
確定給付型年金項目の償却:		
年金数理計算上の(損)益	\$ (12)	新契約費及び事業費 ⁽²⁾
過去勤務(費用)利益	-	新契約費及び事業費 ⁽²⁾
	4	税金(費用)又は軽減効果 ⁽¹⁾
	\$ (8)	税引後金額
当期組替金額合計	\$ 13	税引後金額

⁽¹⁾ 35%の税率に基づいている

⁽²⁾ これらのその他の包括利益累計額の構成要素は、毎期の年金費用の計算に含まれている(詳細については、注記12を参照のこと)。

11. 株式に基づく報酬

2018年3月に行われた株式分割の詳細については、注記1を参照のこと。本報告書において表示されているすべての期間にわたって、発行済株式数及び1株当たり金額は、本株式分割を反映するよう調整されている。

2018年9月30日現在、当社はアフラック・インコーポレーテッド長期インセンティブ報酬制度(以下「プラン」)の下で株式に基づく報酬制度を有している。株式に基づく報酬は、従業員の当社への長期的な貢献に報いること及び従業員が当社との雇用関係を維持するためのインセンティブを与えることを目的としている。株式に基づく報酬の数と付与の頻度は、他社対比、当社の経営成績、政府による規制及びその他の要因に基づいている。

2017年2月14日に改正されたプランは、その有効期間中、ストック・オプション及び株式増価差額請求権以外の報酬として与えることのできる38百万株を含めて、最大75百万株の株式の発行を認めている。プランの下で付与された報酬が、滞納処分以外の理由によって行使あるいは決済前に失効または終結せしめられた場合、これに相当する株式はプランの下で再度付与することができる。

プランにおいては、当社の従業員に対しては、インセンティブ・ストック・オプション(ISO)、税制非適格ストック・オプション(NQSO)、制限付株式、制限付株式単位及び株式増価差額請求権を、非従業員取締役に対しては、NQSO、制限付株式及び株式増価差額請求権を付与することが認められている。2018年9月30日現在、本プランの下で将来付与することが可能な株式は、約4,030万株であった。ISO、NQSOの行使期間は10年である。株式に基づく報酬は、一般的に、勤務期間の長さ、もしくは勤務期間の長さ業績を合わせた基準に基づき、それぞれの権利が確定する。勤務期間の長さに基づく権利は、付与から3年後に確定する。業績に基づく権利確定については、通常、会社の財務業績に関連した目標の達成が条件として含まれている。2018年9月30日現在、付与され残存している業績に基づく報酬は制限付株式のみであった。

改正プランの下で付与されるストック・オプション及び株式増価差額請求権には、最低でも付与日における対象株式の公正な市場価値に相当する行使価格が設定され、付与日から10年を超えない期間で行使可能期間が満了する。2017年1月2日以降に付与される、勤務期間に基づく制限付株式、制限付株式単位及びストック・オプション株式報酬は、通常3年間にわたって均等に権利が確定するが、この改正前に付与された報酬は、3年後に一括して確定する。取締役会における報酬委員会は、権利確定のスケジュール決定についての裁量権を持っている。

米国の居住者に付与された株式に基づく報酬については、授權未発行株式で決済されるが、日本の居住者については、自己株式で決済される。

下表は、2018年9月30日に現存し行使可能であったストック・オプションについての情報を提供するものである。

	ストック・オプション 対象株式数 (単位:千株)	加重平均 残存行使期間 (単位:年)	本源的価値合計 (単位:百万ドル)	1株当たり加重 平均行使価格
未行使	5,600	5.2	\$ 105	\$ 28.33
行使可能	4,084	4.2	83	26.87

2017年の最初の9ヶ月間に、ストック・オプションの行使により、当社は48百万ドルの現金を受領したのに対し、2018年の最初の9ヶ月間には、42百万ドルの現金を受領した。ストック・オプションの行使及び制限付株式の制限解除による税の軽減額は、2017年の最初の9ヶ月間が37百万ドルであったのに対し、2018年の最初の9ヶ月は17百万ドルであった。

2018年9月30日現在、当社の財務諸表で認識していない制限付株式報酬に関連する報酬費用の合計は45百万ドルであった。このうち、20百万ドル分(799千株)は、業績に基づく権利確定条件を持つ制限付株式報酬に関連するものであった。当社では、約1.1年の加重平均期間にわたってこの費用を認識する予定である。制限付株式報酬については、一旦権利が確定すると、他の契約上の条件は一切なくなる。

下表は、9月30日に終了した9ヶ月間の制限付株式に係る動きをまとめたものである。

(単位:千株)	株式数	付与日現在の1株当たり 加重平均公正価値
制限付株式2017年12月31日現在残高	3,635	\$ 32.40
2018年 付与	1,074	44.30
2018年 失効	(97)	34.27
2018年 権利確定	(1,164)	31.72
制限付株式2018年9月30日現在残高	3,448	\$ 36.28

2018年2月、当社は432千株の業績に基づく株式報酬を付与したが、当社の財務業績指標の達成と、市場をベースにした達成状況が条件となっている。付与日において、市場をベースにした状況を加味した制限付株式報酬の公正価値を、当社はモンテ・カルロ・シミュレーションモデルを用いて評価した。このモデルは、リスクフリー金利をもとに、想定される権利確定日における株式の価値を割り引くものである。実際の業績評価と権利確定の閾値の対比に基づき、公正価値での支払性向の評価計算は、四半期毎に更新される。

当社は、モンテ・カルロ・シミュレーションモデルに使用される前提条件の開発及びその標準化を支援するために、第三者の分析を利用している。株式に基づく報酬の支払い額の公正価値の評価に使用される前提条件の決定については、当社が責任を負っている。

当社の株式に基づく長期の報酬制度及び株式に基づく報酬の種類についての詳細は、2017年度の有価証券報告書における連結財務諸表注記12を参照のこと。

12. 福利厚生制度

当社は日米両国において、確定給付年金制度を運営しているが、2013年10月1日を発効日として、米国の制度は新規の従業員に対して凍結された。当社はまた、一部のアフラック（日本）、アフラック（米国）及び退職した従業員に対して、各国の税法に定められた上限を超える確定年金を給付する非積立型税制非適格追加退職金制度も運営しているが、2015年1月1日を発効日として、米国の制度は新規の従業員に対して凍結された。確定給付制度に加入していない米国の従業員は、無選択の401(k)確定拠出制度に移行することとなった。

当社は、一定の基準を満たしたアフラック（米国）の退職者、その受益者及び対象となる扶養家族に対して医療給付を行っている（「その他の退職後給付」）。医療給付制度は拠出制で非積立型である。2014年1月1日より、受給資格を有する従業員は以下の者となった。(1)実年齢と勤務年数の合計が80年以上（80年ルール）という要件を満たしている現役従業員、(2)55歳以上かつ15年の勤続要件を満たす現役従業員、(3)5年以内に80年ルールの要件を満たす現役従業員、(4)55歳以上で、今後5年以内に15年の勤続要件を満たす現役従業員、(5)現存の定年退職者。一部の従業員及び元従業員に対しては、終身の医療費全額に関する追加の保障が与えられる。

年金及びその他の退職後給付費用は、連結損益計算書の新契約費及び事業費に含まれるが、2017年及び2018年の9月30日に終了した3ヶ月間においては、ともに7百万ドル、2017年及び2018年の9月30日に終了した9ヶ月間においては、それぞれ22百万ドル、20百万ドルの純期間年金費用及び退職後給付費用（勤務費用を除く）を含んでいる。純期間年金費用合計は、以下の要素を含んでいた。

9月30日に終了した3ヶ月間						
(単位:百万ドル)	年金給付制度				その他の退職後給付制度	
	日本		米国			
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
純期間年金費用の内訳:						
勤務費用	\$ 4	\$ 4	\$ 7	\$ 6	\$ -	\$ -
利息費用	1	2	9	8	-	-
年金資産の期待運用益	(1)	(1)	(7)	(6)	-	-
年金数理上の純損失の償却	1	1	4	3	-	-
純期間年金費用(利益)	<u>\$ 5</u>	<u>\$ 6</u>	<u>\$ 13</u>	<u>\$ 11</u>	<u>\$ -</u>	<u>\$ -</u>

9月30日に終了した9ヶ月間						
(単位:百万ドル)	年金給付制度				その他の退職後給付制度	
	日本		米国			
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
純期間年金費用の内訳:						
勤務費用	\$ 14	\$ 13	\$ 21	\$ 18	\$ -	\$ -
利息費用	4	5	26	24	1	1
年金資産の期待運用益	(4)	(3)	(20)	(17)	-	-
年金数理上の純損失の償却	1	2	12	10	-	-
純期間年金費用(利益)	<u>\$ 15</u>	<u>\$ 17</u>	<u>\$ 39</u>	<u>\$ 35</u>	<u>\$ 1</u>	<u>\$ 1</u>

2018年9月30日に終了した9ヶ月間において、アフラック（日本）は日本の積立型確定給付年金制度に約22百万ドル（2018年9月30日に終了した9ヶ月間における加重平均為替レートを用いて換算）拠出し、アフラック（米国）は米国の積立型確定給付年金制度に60百万ドルを拠出した。

2017年12月に発効した米国の改正税法の結果として、当社は、米国の401(k)プランへの1回限りの拠出として、2017年12月31日に在籍していた全従業員に一律500ドルを支給することを公表した。この拠出は、2018年1月31日までに実行された。当社はまた、従業員の年間現金報酬の4%を超えない範囲で、各従業員の拠出額の100%まで、会社拠出のマッチング額を増額することを公表した。この増額は、2018年1月1日に有効となった。

当社の日米における福利厚生制度についての追加の情報は、2017年度の有価証券報告書における連結財務諸表注記14を参照のこと。

13. その他契約債務及び偶発債務

当社は、業務において通常発生しうるさまざまな訴訟で被告となっている。当社の法務及び財務担当上級役員チームのメンバーはそれぞれ四半期ごと及び年ごとにこれらの案件について検討している。訴訟の最終結果を確実に予測することは困難である。訴訟の中には、近年において原告が被った現実の被害額からかけ離れた多額の懲罰的賠償請求が認められた州で係争中のものもあるが、当社は、係争中の訴訟の結果が当社の財政状態と経営成績又はキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼすことはないと考えている。

投資に関する一部のコミットメントについては、連結財務諸表注記3を参照のこと。

保証基金への分担金の賦課

米国の保険業界は、州の保険監督局の監督と規制を受ける契約者保護システムを有している。これらの生命保険、医療保険の保証協会は州の事業体であり（全米50州に加え、プエルトリコとコロンビア特別区を含む）、保険契約者を支払不能となった保険会社から保護するために創設されたものである。（一部の例外を除き）州において生命保険あるいは医療保険の販売免許を受けている全ての保険会社は、その州の保証協会の会員でなければならない。州の保証協会法の下で、毀損した、あるいは支払不能となった保険会社の契約者及び給付請求者に対する一定の債務履行を、同様のあるいは類似の商品を引き受けている特定の保険会社が（予め定められた上限付きで）分担することがあり得る。

2009年、ペンシルバニア州保険監督局長は、長期介護保険会社であるペン・トリート・ネットワーク・アメリカ保険会社及びその子会社であるアメリカン・ネットワーク保険会社（以下、総称して「ペン・トリート」）を更生手続下に置き、州裁判所に対して、ペン・トリートの清算の承認を申し立てた。ペン・トリートはアフラックの関連会社ではない。2017年3月1日、司法当局より最終的な清算命令が下され、ペン・トリートは清算手続きに入った。当社は、この清算により生じる保証基金の賦課に係る当社の分担金を、4.25%の割引率を用いて評価、認識した。当社はこの賦課に係る割引後の債務を62百万ドル（割引前では94百万ドル）と認識し、保険料に対する税額控除の割引額48百万ドル（割引前では74百万ドル）との相殺により、2017年3月31日に終了した四半期において、純額で14百万ドルを当期純利益への影響額とした。当社は、この分担金の賦課額の大半を2018年3月31日までに支払った。また当社は、税額控除の大半が向こう4年間にわたって実現するものと予想している。当社は、全米生命・医療保険保証基金協会連合会（NOLHGA）より提供を受けた清算日時点の費用見積りを用いて、分担額と税額控除額を計算した。

2018年9月30日に終了した9ヶ月間における保証基金への分担金の賦課は重要なものではなかった。

14. 後発事象

2018年10月、親会社は米国において公募により、総額550百万ドルの優先社債を発行した。この債券は、30年満期固定利付型（年利4.750%、半年払い）であった。また、期限前償還については、(i) 償還される額面の総額又は(ii) 償還日現在で発生している未払利息を除き、残りの期間において支払予定の元利金を償還期間がこの債券の残存期間に相当する米国国債の利回りプラス25ベース・ポイントの金利で半年ごとに割り引いた金額、のいずれか大きな金額に、償還される債券の額面に対して償還日前に発生した未払利息を加えた金額をもって、親会社のオプションにより、全額償還の場合は常時、一部償還の場合は時に応じ行うことができる。

2018年10月、親会社は米国において公募により、総額534億円の3本の優先社債を発行した。1本目は、12年満期固定利付型(年利1.159%、半年払い)で総額293億円、2本目は、15年満期固定利付型(年利1.488%、半年払い)で総額152億円、3本目は、20年満期固定利付型(年利1.750%、半年払い)で総額89億円であった。期限前償還については、本件の発行条件を規定した契約書に明記されている、米国の税務に影響を与える特定の変化が発生した場合にのみ、満期日前に全額償還することができるが、一部償還はできない。

2【その他】

(1)決算日後の状況

2018年11月1日までの後発事象については連結財務諸表注記を参照のこと。2018年11月1日以後、本四半期報告書提出までの期間に、当社の財務状況又は事業に重大な影響を及ぼすような事象は発生しなかった。

(2)訴訟

連結財務諸表注記13を参照のこと。

2017年12月14日、独立した元販売受託業者3名が、ニューヨーク州南部地区管轄米国連邦地方裁判所に、親会社を名目上の被告とし、親会社の会長兼最高経営責任者、数名の取締役、元役員及び元取締役各1名を被告とする株主代表訴訟を申し立てた。訴状は、受託者責任、当社の開示における虚偽記載及び不作為並びにインサイダー取引に関する法令違反を主張するものである。2017年7月、これに先立ち、当社の取締役会は、この株主代表訴訟に内在する一部の申し立て事項を調査するため、特別訴訟委員会（SLC）を設置していた。2017年9月、SLCは、調査報告書を提出し、2018年2月、追加の報告書を提出したが、各報告書は、これらの株主から要求された行動をとることは、当社にとって最善の利益にならないと結論づけた。2018年1月31日、修正訴状が提出された。2018年2月12日、この訴訟はジョージア州中部地区管轄米国連邦地方裁判所に移管された。2018年5月、SLCは、修正訴状において提起された追加の申し立ての一部に関して、三番目となる報告書を提出したが、その中で、これらの株主から要求された行動をとることは、当社にとって最善の利益にならないと結論づけた。2018年8月31日、同米国連邦地方裁判所は、当社の申し立てを認め、修正訴状は棄却された。原告は、第11巡回区合衆国控訴裁判所に対して上訴通知書を提出した。当社は、この訴訟の結果が当社の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼすことはないと考えている。

当社は、業務において通常発生しうるさまざまなその他の訴訟で被告となっている。当社の法務及び財務担当上級役員チームのメンバーはそれぞれ四半期ごと及び年ごとにこれらの案件について検討している。訴訟の最終結果を確実に予測することは困難である。訴訟の中には、近年において原告が被った現実の被害額からかけ離れた多額の懲罰的賠償請求が認められた州で係争中のものもあるが、当社は、係争中の訴訟の結果が当社の財政状態と経営成績又はキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼすことはないと考えている。

3【米国と日本における会計原則及び会計慣行の差異】

この四半期報告書に記載されている財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国の会計原則」という)に準拠して作成されている。したがって、当該財務書類の作成にあたり採用された会計処理の原則及び手続並びに表示方法は、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「日本の会計原則」という)に準拠して作成される場合とは異なるものがある。その主な差異の要約は、以下のとおりである。

(1)保険会計

米国の会計原則は、保険会社の財務諸表を州保険監督機関の規定する会計実務から、一般に認められた会計原則に修正することを求めている。日本では、法令によって規定された会計実務を一般に認められたものとみなしている。米国の会計原則と日本の会計原則の主な相違点は、以下のとおりである。

- (a)米国では、補完保険料収入は、発生主義により保険契約上の保険料払込期間にわたって比例的に稼得収益として認識する。日本では、現金主義により認識される。

(b)米国では、新保険契約を獲得するための費用は、資産化され、責任準備金の計算に用いられた予定保険料払込期間にわたって、認識された保険料収入に比例して費用化される。日本では、そのような費用は、発生時に費用として処理される。

(c)米国では、責任準備金は、保険会社のそれぞれの保険種類ごとの、経験による見積投資利益率、解約率、罹病率及び死亡率を使用し、平準純保険料方式により計算される。日本では、金融庁によって許可された一定の前提条件と算出方法により計算される。

(2)複合金融商品に組み込まれたデリバティブの区分処理

日本の会計原則においては、次のすべての要件を満たした場合、複合金融商品(金融資産あるいは金融負債)に組み込まれたデリバティブは区分して評価する必要がある。1)組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があること、2)組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと、3)当該複合金融商品について、公正価値の変動による評価差額が当期の損益に反映されていないこと。これらの要件を満たす場合には、組込デリバティブは金融資産又は負債とは区分して時価評価し、評価差額を当期の損益として処理しなければならない。

一方で米国の会計原則においては、組込デリバティブを区分処理することが求められるか否かを決定するにあたり、上述の日本の会計原則において要求される1)の要件の代わりに組込デリバティブの経済的特徴及びリスクがホスト契約と明らかに密接に関連しているか否かについての評価が求められる。

(3)変動持分事業体の連結

米国の会計原則の下では、定性的なアプローチに基づいて変動持分事業体(以下「VIE」という)を連結すべきか否かを評価することが要求されている。企業は、VIEの経済的なパフォーマンスに最も重要な影響を与えるVIEの活動を指揮する権限を有し、かつ(1)VIEの損失を吸収する義務、又は(2)VIEから利益を受け取る権利を有している場合には、VIEを連結することが求められている。日本の会計原則の下では、特別目的会社に対して米国の会計原則とは異なる連結の要件が適用されるが、当社が保有するVIEについては連結することは求められていない。

(4)持分投資

米国の会計原則の下では、持分投資(持分法が適用される投資及び投資先の事業体を連結する投資を除く)は原則として公正価値で評価され、公正価値の変動による評価差額は損益として認識される。日本の会計原則の下では、持分証券(子会社株式及び関連会社株式を除く)は原則として公正価値で評価されるが、公正価値の変動による評価差額の処理方法は保有目的区分に応じて異なる。売買目的有価証券の場合、評価差額は当期の損益として認識され、その他有価証券の場合、評価差額は税効果控除後で純資産の部に計上される。

(5)投資に関する会計

日本の会計基準の下では、「責任準備金対応債券」(以下「PRM」)と呼ばれる保有目的区分がある。この保有目的区分は、資産及び負債のデュレーション・マッチングの適切な管理を推進する保険会社の財務上の特性に配慮したものである。PRMは、資産及び関連する保険契約負債の評価方法の整合性を保つため償却原価で評価される。米国の会計基準の下では、同様の保有目的区分はなく、日本の会計基準の下でPRMに区分される有価証券は、米国会計基準上、売却可能有価証券に分類される。PRMに区分される有価証券は、売却可能有価証券と異なり、株主持分において未実現損益を認識する必要はない。

(6)再保険

米国の会計原則の下では、再保険契約締結時点での利益計上が認められていない。再保険契約におけるすべての利益は、繰延利益負債によって相殺され、契約期間にわたって認識される。日本の会計原則の下では、保険業法施行規則において、再保険契約締結時点での出再責任準備金の控除が認められている。

第6【外国為替相場の推移】

企業内容等の開示に関する内閣府令第九号の三様式の記載上の注意に基づき記載を省略する。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当なし。

第3【指数等の情報】

該当なし。